

尚古堂主人著

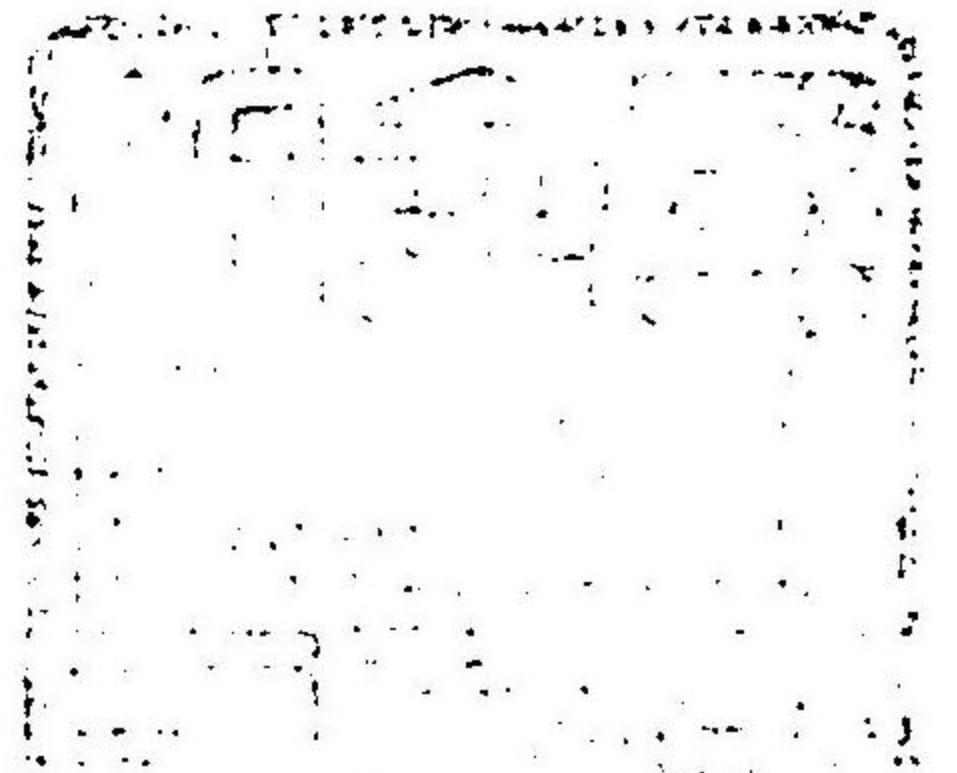
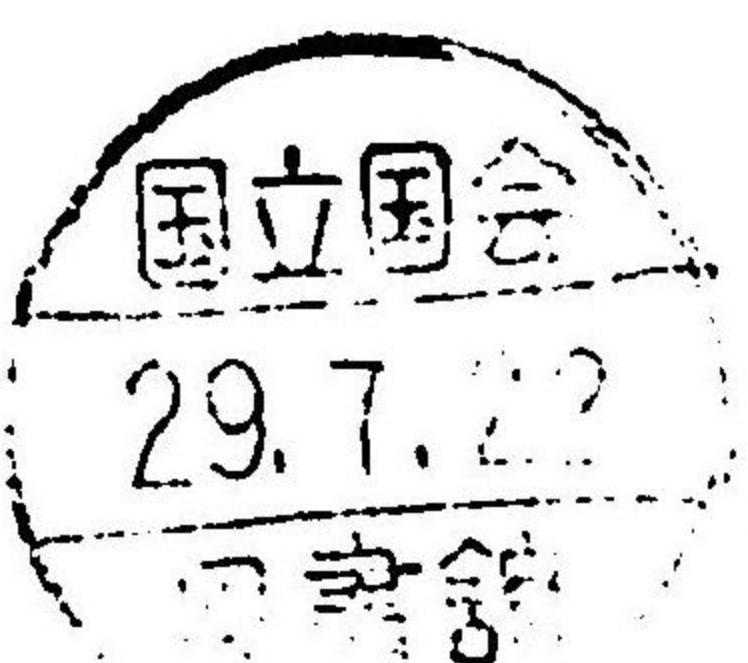
溫古
知新
江戸の花全

東京博文館藏版



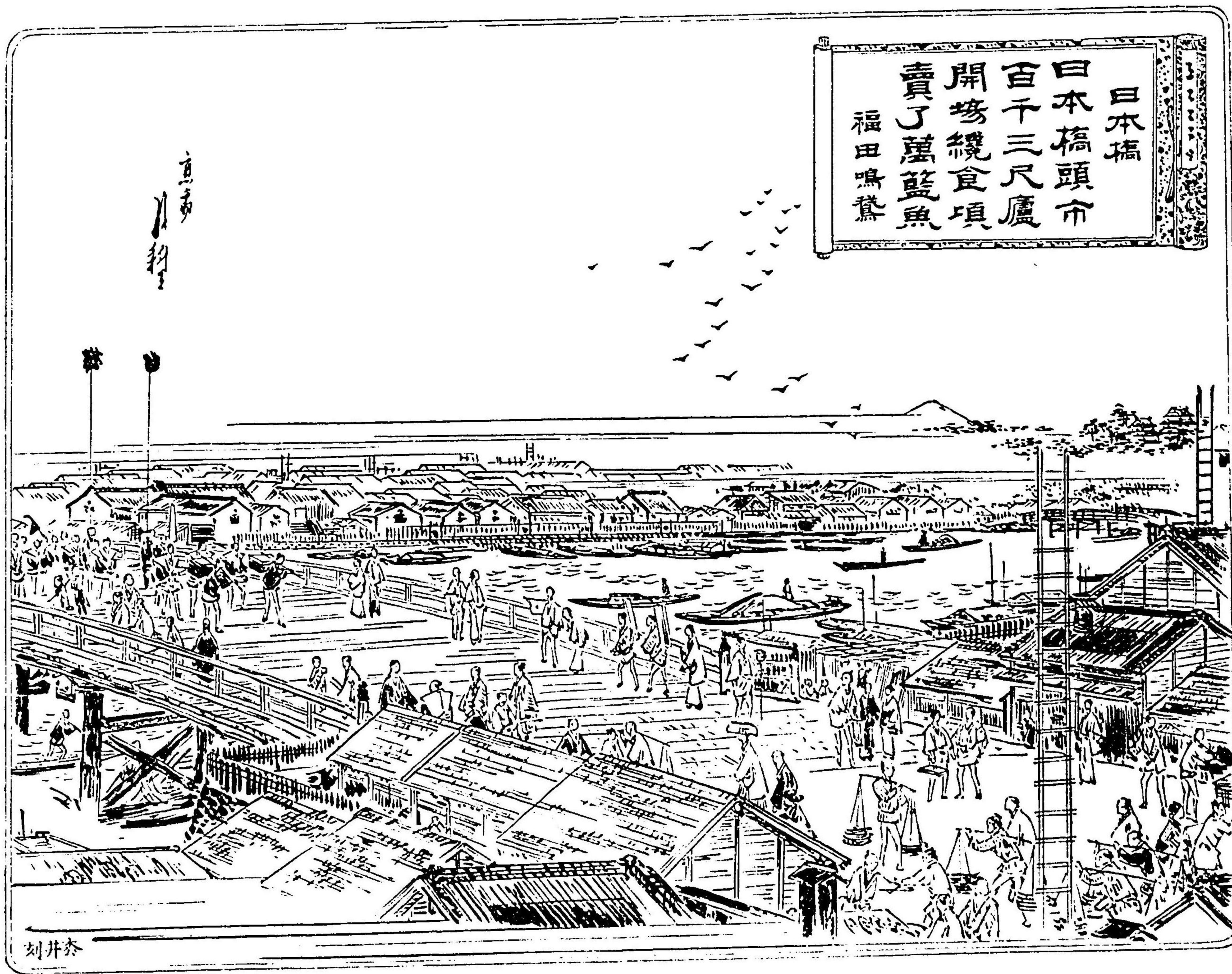
李井

336875



382

5495



382.5.6

49574



江戸乃花 目次

新古温知

緒言

江戸の名稱及び沿革

制度

江戸市中の制度

公事訴訟の裁判

牢獄及處刑

文學風俗

男子髮結の起源及其種類

女髮結の起源及女髮の種類

類毬

目次

附

評定所裁判の圖

附 評定所裁判の圖

附 傳馬町牢屋の圖

附 霧官柳營に講書の圖

附 德川幕府末年學者の圖

附 紀文大盡豪奢の圖

附

傳馬町牢屋の圖

附 霧官柳營に講書の圖

附 德川幕府末年學者の圖

附 紀文大盡豪奢の圖

附

傳馬町牢屋の圖

附 霧官柳營に講書の圖

附 德川幕府末年學者の圖

附 紀文大盡豪奢の圖

附 大諸侯の老公豪遊の圖

飲食業者
料理茶屋

酒屋
餅屋

菴麥屋

鰻鰐店

天麩羅店

菓子屋

湯屋

髮結床

角力

芝居

寄席

附 湯屋繁昌の圖

附 髮結床店頭の圖

附 回向院大角力の圖

附 猿若町芝居木戸先きの圖

附 市川團十郎演劇の圖

附 寄席怪談の圖

辻講釋 呵房陀羅和尚 観物師

吉原

假り宅 中洲

懸くし賣女

男娼

變災

火事

洪水

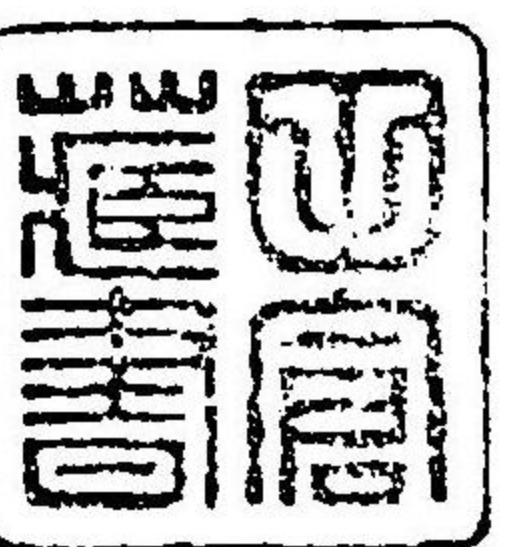
破壊

橋梁墜落

附男女情死の圖

附仲の町娼妓道中の圖

附柳原夜廻の圖



温故新江戸乃花

緒言

江戸紫の色褪めしといふにあらねど、其名稱は暗染めの如く漸やく薄すくのみありゆき、江戸の水の効能失せしとは聞ぬと、製造元なる三馬が老舗へ何方へか流れゆきけむ、今は其跡をだに留めず、鮓の江戸前味噌の江戸味噌、別段にことわる程の功もなきにや、其看版さへ多く見ぬ様になれば、活潑にして頼もしげなりし江戸ッ子氣象のよきところは失せはて、只だ血氣にはやり、喧嘩を好み、野蠻と誇らるるもの頗りみずして、尻の櫻まりは何とかなるだるう、構はず遣づけろと云ふ、向ふ見ずの良からぬことのみ、残れるが故に、江戸ッ子氣象な

緒言

尙古堂主人編

知温新故江戸の花目次終

目次

るものへ近來甚へだ價格を下げるぞいと歎はしき、とい是れ昔し
を慕ふ老人達の、常に口にも筆にもして惜しむ所なるが、江戸の盛り
の制度、風俗文學等の有様は、果たして今に勝されるや否や、暫らく
之を棚の上に上げ、彼の漠々たる高原百里に連なり、月の入るべき限
もなく、卿より出でゝ卿にこそ入れと詠まれたる、武藏野の、今ハ昔し
に事變ひり、入るべき限なき月影へ、軒より出でゝ軒にこそ入れてふ
大都會と變じ、恐れ多くも九色の、花の帝都と定められ、千代田の里の
幾千代も、百千万の末の世まで、渝ることなき基礎を、据ゑさせ給ふに至
れるには、彼の廣原平野と、此繁市盛都との間に於て、かゝる變化を媒
介せし、階梯などて無からんや、必らず是れ徳川幕府が廟基を天正の
年代に定めて、三百年許の泰平と、此地に養へるに由らざる可からず、
徳川幕府即ち江戸政府の保ちたる、三百年の泰平の爲に、彼の平原
へ邸宅となり、彼の廣野は市街となり、日々に新たに又日に新たに繁

昌の面目を改ため、隅田河の流れへ昔しに變らぬとも、流れる水へ亦
元との水にあらず、富士と筑波の二峯へ依然として東西に聳立すと
雖とも、武藏野の土へ亦た元の土にあらず、昔しは茅草生ひ茂げる所、
今ハ金一舛み土一舛、人烟熱鬧車馬輻輳し、昔時二人にして一人を駕
せたる四つ手轎へ、今は一人にして二人を乗せる人力車となり、一頭
に二人の仲間を作ふたる馬へ、今は二頭にして數十人を乗せたる車
を曳いて走しる馬徃き車徃き舟も徃く、徃く者は此くの如きか、晝夜
を棄てざる此の地の賑はひへ、朝な夕なに其觀を改ため、今日の前日
に勝されるを見れば、焉くんぞ今來者に如かざるを知らんや、去ら
ば江戸の制度、文物、或は今に劣りとするも、今の制度、文物の美は江戸
政府三百年間の泰平中に、養成助長したるものにして、實に今日の源
流なり、況んや江戸の盛時、所謂大御所様時代の繁昌は、寧ろ今日の繁
昌に勝さるものあり、今日東京の繁昌、前古比なきが如く考ふる者あ

りと雖も、顧みて彼の廊内萬頃の官有地は今は綠艸萋々たるも昔時は皆大小の藩邸斐を駢べ、碧瓦白壁の輪奐として、楠比鱗次せるものなり、又彼の所謂場末の地、南は高繩品川の果て、北は早稻田高田の邊、今ハ寒村僻落を爲すの地も、壇垣断壁の存するは、皆是れ江戸時代の名残りを留め、舊時大名屋敷旗下邸の遺跡たるを示すものにて、之を以て察するも、江戸盛時の人員戸口は、遙かに今日に勝るを知るべし、蓋し惟ふに今日の我東京は、世界の盛都中第五六の位置にあるべし、倫敦、巴里、華盛頓諸府の如きは、或は我に勝さるなるべし、然れども彼の華麗を極め、熱闘を見るは、實に近代十九世紀間の事にして、我江戸の盛時ハ彼の繁昌我に如かざりしや必せり、之より前に希臘羅馬諸國の都府の繁盛を極めたりしことありとするも、彼の壯嚴なる建築美麗なる彫刻の如きは、一朝其國の滅亡とともに、燈火の俄かに滅したるが如くに崩壊し去つて、空一く飛禽走獸の廢

壇断碑の間に徜徉し悲鳴するを見るのみなるときは、我江戸の盛時の一頃にハ此都府こそ實に世界最第一の盛都たりしなれ、此世界最第一の盛都たりし、當時の繁昌の現象は、實に江戸紫の色最とも鮮やかに、江戸の花の香り、最も芳ばしき時なりしなり、此色褪め、此花散り、他日亦更に花の東の都の春と變じたりと雖も、年々歲々人の同じからざるのみか、歲々年々花も亦相似す、今にして江戸時代の花の春の寫眞を撮り留めずんば、終にハ其寫眞の原板の世に傳はらざるを爲すに堪へんや、唯だ世に未だ完全なる、江戸の盛時を寫し出せし寫眞なし、江戸繁昌記、江戸砂子、歲事記、名所圖繪等の著作少なきにあらすと雖も、皆完璧と稱すべからず、殊に著者の筆鋒は、當時の政府

に揮^{まき}がる所ありて、寫^{うつ}し得べくして、故さら^てに描寫^{うつ}し盡^{つく}さ^うる部分頗^ふる多く、今日より當時^{そのころ}を窺^{うかぶ}ふには、遺憾^{いがん}あるを免^{まぬ}かれざる者多かり、是れ余が花なき筆^{ふで}を以て、江戸の花を寫さんと企てたる所何なり、然はあれども余が筆^{ふで}には元來艶色^{うつ}なく香氣^{いろり}なし、豈能^よく江戸の花のかうきと江戸紫^{むらさき}の艶色^{うんしやく}とを表は^{あらわ}し出^だしことを得んや畢竟^{ひつとう}余も亦唯だ僅かに其一斑^{ほん}を示すに過ぎず、然れども江戸繁昌記^{はんじゅうき}の漢文にして、俗に人に通じ易^{やす}からざると、江戸砂子^{すなこ}、名所圖繪^{めいしょずゑ}等の唯だ色^{いろ}を寫^{うつ}して情を寫^{うつ}さす、春水種彦^{しゅんすい たねひこ}京傳^{きょうだい}三馬等、諸作者の小說の情^{ぜう}を寫^{うつ}して色^{いろ}を指^さくが如き、一長一短の衷^{なか}を折^{せつ}し、疎薄^{さうぱく}ながらも色情^{じきじょう}を兼ね^{あわ}併^ははせ、寺門翁^{てらかどおき}にも見離^{はなば}されたる、四角四面の漢字^{かんじ}の行列^{ぎょうれつ}を嫌^{きら}へせ給ふ人々にも、普ねく觀覽^{かんらん}に供^あせんとす、若し夫^モれ渡艶^{うつ}に、精細^{せいさい}に、江戸紫^{むらさき}の色、江戸の花のかほり、江戸時代の制度^{せいど}、風俗^{ふうぞく}、文物典章^{ぶんものてんしょう}を寫^{うつ}し取りて、而かも平易^{へいえい}に明晰^{あきらか}なる所の希望^{のぞみ}は、後の大家の大手筆^{だいしょひ}の出づるを待つものなり、花なき筆^{ふで}もて花^{はな}を寫^{うつ}すア、我ながらはづし

江戸の名稱及び沿革

江戸の名、其由て來ること遠し、東鏡の治承四年九月の條に、江戸太郎重長といふ人見え、同じ十月の條に、武藏國の諸郡司に沙汰せらるゝ事は、此江戸太郎重長に仰すると見ゆたれば、假令其以前のことは暫らく措くも、先づも百餘年前より稱へ來りし地名なること明かなり、而して其地にかく名けしは、往昔莊の多く生たるより、莊所といふべきを略して然言へるならん、其証據に、今尙ほ莊原郡等の名あるを見て知るべしと説く人あれども、是れ唯だ莊原の文字に泥みたる臆説にて、其實江戸と、其文字の如く、海門の稱なり、此海門を戸と呼ぶ類は、長門、佐渡、水戸等にて思ひあはすべし、江戸に、此稱あるは、品川の入江あるを以てなり、

古來此地ハ武藏野の一隅に方り、茅萩生ひ茂りて荒野涯りなく連なり、所々に池沼の横ばるを見るに過ぎず、近方數里の地、何所も皆特有の產物を以て他國まで輸出し、利益を得るに足るものなく、又名だる製造物のあるにもわらず、斯く天産人工ともに稀少なる地にて、此繁昌をなし、此便利の地となれるへ偏に運輸の便より得るところにて、皆此海門の賜物なり、且つ此海門の内に生ずる海苔へ、其味ひ他に殊なりて、全國各地の河海、海苔を生する所多けれども、一も品川の海苔に勝さるはなく、いたく賞讃せらるゝも、亦此海門あるが爲にて、當初の名稱ハ實に此海門によりて起りたるものなり、唯だ後年外國船の入り来るに及び、海門の水淺くして、大艦巨舶を入れ、に足らねばとて、且つは幕府の膝下に直ちに外國軍艦の入り来るも危ぶなげなる、わざなればとて、港を横濱に開きて入津の貨物は多く此所より陸揚なし、濱車にて東京に送ること、なし、之が爲に江戸の實の海門の恩澤も、之を感じることの御き

様になり行き、殊に明治元年七月遷都の詔書中に、江戸は東國第一の大鎮、四方輻輳の地なり、宜しく親臨して以て其政を視るべし、因て自今江戸を稱して東京とせむ、と宣へるよりて、諸は此地を東京とのみ稱し、江戸の名稱は、年若かき人々には、知られざるが如く移りかわりしも、元來彼の詔書の明文は、江戸を稱して東京と呼ぶといふまでにして、江戸の地名を改めて、東京と稱ふべしとは宣へざりしものなるに誤りて、江戸の稱は既に棄てられたる者の如く考ふるへ、いと本意なきわざになんありける、惟ふに東京とは、特に京都より車駕を此地に移して、東の宮西京に對して然か詔らせ給へるのみにして、敢て舊來數百年間稱へ來所と定め賜へる時に、東西両地に於ける帝都の稱を別たんが爲に、特に西京に對して然か詔らせ給へるのみにして、敢て舊來數百年間稱へ來り、江戸の名稱を廢せよとにはあらず、況んや假令江戸の名は廢すとするも、江戸の實は長く存して流へることなく、實に此盛都の繁昌を生み出したるものにして、近頃は又此品川の海門を浚渫して、大艦巨舶も

帆を揚げて此港口に入り得べき、東京濱築港の設計さへも大畧熟したりと聞く。所謂東京灣は即ち江戸の名の由て起りし海門にして、此海門を利用して、益ます此地の繁昌を増さんとするよは、江戸の名稱、豈之を埋没することを得んや。若しも東京に市制を施くに當時識者の此所に悟る者あらば、東京市とは謂へずして、江戸市と名くべかりーに、さるとは遺憾のことになんありける。

江戸の昔、武藏野の廣野の表、南は多摩川北は荒川に連り東は隅田河、西は秩父の山に亘りて、多摩、楠樹、都筑、荏原、豊島、足立、新座、高麗、比企、入間等、凡べて十數郡に跨がれる、荒原平野の當時のさまは、之を和歌などに徴して、最も知るを得べく、元弘年中にハ新田義貞、北條の大軍を此地に破り、正平年中には新田義興、足利の大軍を、又此地に於て追ひ捲く、十万の兵馬幾たびか入れ亂れて戰ふに、餘地ありしを見れば、以て其廣さを推し得べし。後に花園帝の時、上杉定正の臣太田道灌地を千代田實田祝

の御に下して、一城を築き、慶正元年より長祿元年に至る。其間二年にして土木の工を竣る。是れ實に今之東京舊時の江戸城の創始にして、當時ハ漠々たる平原、茫々たる荒野の中に孤立せる一城の四邊は、唯だ大なる沼、遠き入江、品川の海と縦横に流を通じて、何所をそこと今之を知るに由なきものと如し。此城文明八年に北條氏康の爲に攻め落とされて、上杉氏の有を離れ、天正十八年に豊臣氏が北條氏を攻むるの時、北條氏直、遠山左衛門景政をして此城に主たらしめし。が、當時景政を小田原に呼び寄せ其一門川村兵部太夫を城代と爲し、三田牛込富永などを云ふ土地の侍を加へて、此城を守らしめたれども、將卒ともに敵に一矢を交へずして降り、城は攻手の一方の主將徳川氏の手に歸したり。當時の江戸のさまを記せる書に據れば、此時の江戸と申すは、東は悉く潮干潟の葦原にて、中々屋敷といふものは十町とも割付くべき所なし、西南は又た廣漠たる萱原、武藏野に續きて、いづくといふしまりも無く、其上一國を

領せし人の居城にてもなき故、城は今御本丸中の御門より内ばかりと、西丸との唯二廓にて、最も疎略の体裁八州の太守の御居城とは見えず云々と、所謂八州の大守とへ、徳川家康公の謂にして、北條氏滅亡の後、豊臣秀吉は公を封するに、関東八州を以てし、且つ公に勧めて居城を江戸に定めしめしが故に、斯く謂へるものなり、而して徳川氏が封を受けて初めて江戸に入りしは實、天正十八年八月朔日にして、江戸の鍋昌は全たく此場に初まれるものと云ふて可なり、

徳川氏始めて江戸に入り、府を此所に定むるの時、今より全く三百年以前にありと雖も、當時は未だ今日の如き、連櫓櫛比の市街の如きは其形跡なく、當時の御城内は、先の城主遠山左衛門が居宅をそのままに用ひ、其前日籠城の間、久しく放棄し置きたる爲に、所々破損し、殊に板屋根葺の上を、籠城の日に土もて塗りたるが故に、雨漏り滴りて、盤敷物も盡とく腐り果てたるを修復して用ひたりと云ふ、加之遠山時代の城廓

なるものは、石垣等を築ける所なく、皆芝土居にして、土手にハ竹木茂りあひると、御入國の日、切り拂ひ、又本丸、二の丸、三の丸、と隔て、其間には大なるから渠のありたるを速かに埋め立て、本丸の區割を廣め、漸やく石垣を築き、外壕を堀り、城の位置を整ひたるものにして、當時の城廓は唯だ西丸のみなり一が、(即はち今)二代將軍秀忠公の代に至つて、又一城を増築して、之を本丸と稱し、從來の城を西丸と呼び、其後、公方は常に本丸に居り、世子を西丸に居しめたり、是より後は牆壁高く殿閣壯んに、天下無比の大鎮と爲り、旗下八萬の士は、三百の諸侯と、もに、邸宅を建てて之に居り、漸やく土一舛に金一舛の繁昌を爲すに至りしなり、

今夫れ天正十八年徳川氏入國の日より、今日に至る迄の江戸の地の沿革を考ふれば、其當初は實に蘆葦の叢り生へ鷺鷺の栖み息ひたる所にして、一二の漁村小城廓を邊て錯落たるふ過ぎず、市街とてへ僅かに本町及麴町に開きたるのみなりしも、其弱府たるに及び四方の商估踵き

至り、諸侯の邸宅費を並べ、遂に海面を埋め、沙洲を開き、慶長五年に於ては南北兩町奉行を置て之を治むるに至り、且つ井の頭玉川の上水を引きて府民の飲料に供したるなり。漸次に繁榮を加へ來りたりしが、會たま明暦二年の大火により、全都を擧げて焦土に附し、積年の繁昌を一掃したれども、是より時の有司が深く見る所ありて、市街邸宅を改正し、全く地形を一變し、舊時の池沼入江を埋め立て、隨つて開き隨つて市街を爲し、亦其間に整然たる區割を爲さりし所の地形を改め、縱横貫通せる市街の形勢を爲さしめ、且つ火災を避るが爲に、諸侯は皆別邸を遠地に構へ、寺院ハ僻地に轉されたるに伴ひ、其門前の長屋も偕に移轉せらるを以て、市中の幅員は爰に其大を加へ、後僅かに六年を経て、北は坂本町南は高輪東は今戸に達するに及び、尋いで元祿年間、新たに隅田河を踏へ、本所深川の地方を加へて、府内の規模畧定まり、八萬の旗下、百万の商賈、諸侯の從臣を併せて百五十萬乃至二百萬に至り、列侯の藩邸は鱗

の如くに次で、商賈の塵市は櫛の如くに比び、四里の方域家ならざる所なく、人ならざる獨なく、草より出でゝ艸に入る月は、簷より出でゝ簷に入り、世を武藏野の辻水は、丁稚の打水に裏附よごす大振袖と移り變りたり、熟つら惟ふに桑田の變じて碧海となることは曾て之を聞けども池沼蘆荻の地を變じて、土一升の價を金一升ならむるは果して如何なる魔術によるか、他なし、制度の宜きを得ればなり、請ふ先づ其制度のことを説くべし、制度と云ふても法典とか或は官制なぞと堅くるしくは言はず、看客幸ひに其名を見て既に退屈を催ほし給ふ勿れ、

制 度

制度の事は、之れを説くも甚はだ面白味なく、徒らに讀者の欠伸を買ふに過ぎざれば、寧ろ除き去るが勝れるに似たれども、徳川幕府公方様の御膝元なる、江戸の繁華を記さんとするに、必らず先づ其膝元に於て

日本全國を支配せし政府の組織を知らざるべからず、シカシそれも今より見れば簡にして能く其要を得、今日の如く内閣、外務省、大蔵省などの鹿爪らしきものあるにあらず、唯だ用部屋、評定所、勘定所、目附所の四つの役所にて、今日の内閣と他の九官省を初め、其の他の諸役所にて爲す一切の事務をも執りしものなる故、今其概略を左に記すべし、

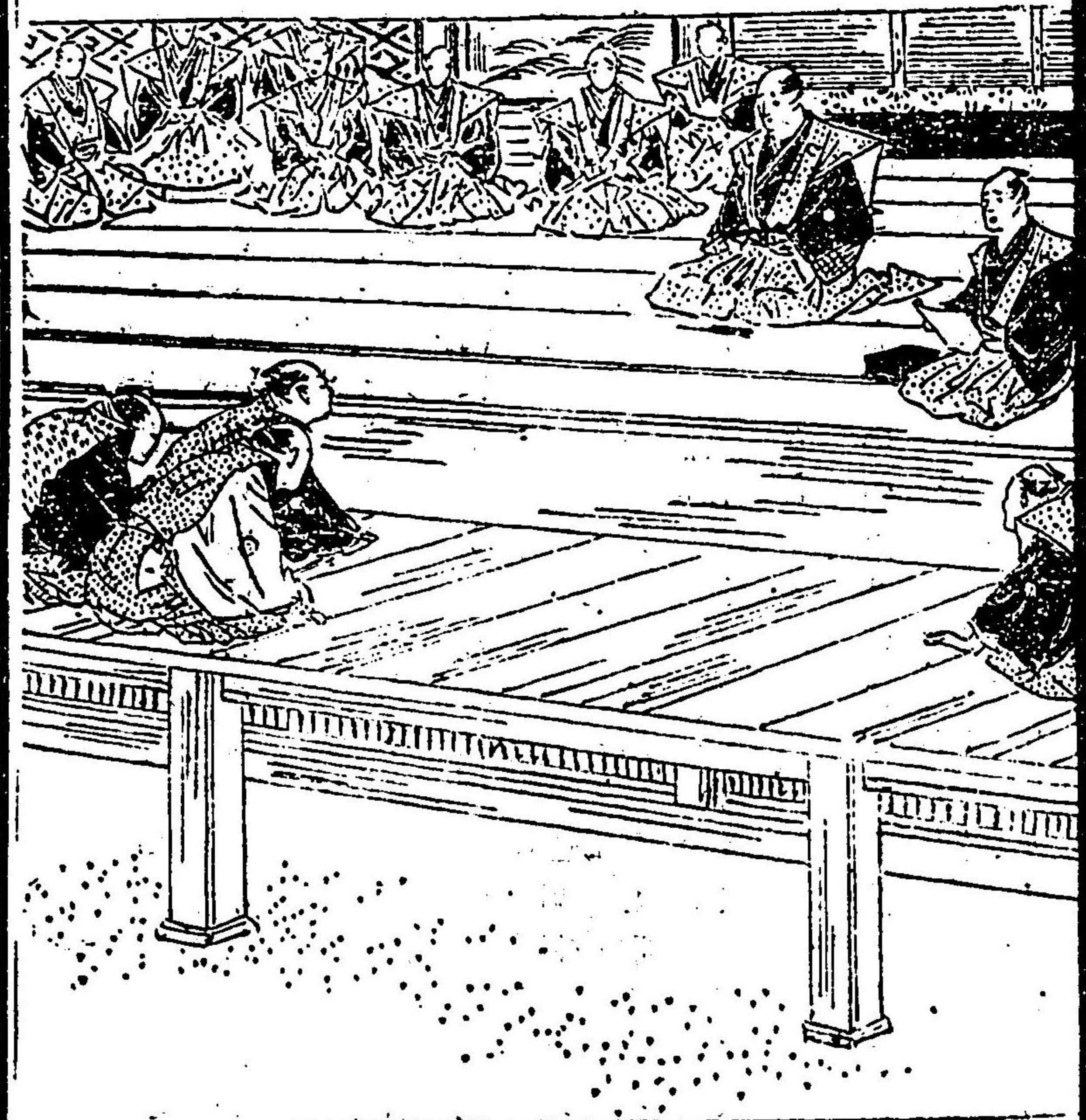
第一 用部屋

これは家老(後に大老)年寄(後に老中)若年寄の役所也、後には大老々中なぞ、堅くるしき名を付けたれども、昔へたゞ家老年寄といひたるのみなり、ゆゑに、後々までも、將軍は、老中のとを年寄とのみいひたり、鑑には御家老御年而して其家老なる者は、徳川幕府の本國なる三河にありしどき以来の家老を、其儘に用ひたるものにて、將軍となりて後故さらには設けたるにはあらず、これぞ即ち徳川家の見識の面白き處にて、三河の家老をして其儘、ふ天下の大老たらしむると云ふに甚はだよし、若しも北條足利等の諸氏ならんには、必らず執權又は管領なし、堅苦しき名を付て人の感觸を害すべきを、徳川氏は専ばら通俗の名を用ひて、其實効の舉ることを勉めたり、抑其家老年寄のつめたる用部屋なる所は、元來將軍の居間の次の間の又其の次の間にて、將軍の居間とは僅かに一ト間を隔てたる處に家老共は詰めをりしゆゑ諸役人が家老年寄と談話する聲は、すぐ將軍の居間へも聞ゆる程にて有しなり、それ故、將軍とは至て親密にして、家老年寄が威權を振まわして、下情を壅ぐ様なる事も、なし得ざりしなれども、曾て堀田筑前守が、稻葉石見守に殿中にてこうされたる時は、すぐに將軍の次の間の事故、是より大にはかり慮る處ありてにや、其後は遠くなり、今まで將軍の飯を盛る御膳立の間と云へし處へ役所をうつして、これを用部屋といひ、其あとには、桐の間番人と云ふものを置れしなり、これが用部屋の始めなり、而して其執る所の職掌は後に説くこと、すべし。

第二 評定所

評定所は、もと當時最も高等なる裁判所にて、大事を裁判するは將軍自からなせし事もありしが、事に依ては老中の役宅にて之を行ふとにあり、既に寛文の比も、仙臺の内乱一件など、酒井雅樂の宅にて裁斷せし事あり、されども、町人百姓の訴訟までも、老中の役宅へもちいだすも、いかくなれば、幸ひ傳奏屋敷は、公家衆参向なき時は、空しくあきて居たる故、之を集會所となして、集會評議したるなり、其頃の風儀は至て無造作にて、家老たる後には酒井雅樂頭は、下馬將軍といはれし程の人なるが、汗になりたりとて襦袢を干せしに、繼ぎはりたる物にて有しと云ふ咄しあり、又其頃給事の者なき故吉原の遊女を呼て、給仕せしめたる事もあり、此事は甚だ洒落たる様なれども、當時の吉原は、今の大坂橋外にありて、丸の内より呼ぶには都合よく、且つ其頃の吉原の遊女へ、皆琴を彈き茶を立て、花を挿け、随分品格好きもの多かりしなり而して明暦の火災後、吉原を遠方につつしめたる。

故に此事はやみたり、據其集會するものは家老年寄の外には、寺社奉行勘定奉行にて、其會日は月々の式日三度立合ひ三度ありて、折々は大目付等の役人も參會せり、後に傳奏屋敷を



分て別に評定所を置けり。
寺社奉行の職掌は、もと林道春と金地院の傳長老、本光國師二人が主る所なりしが傳長老死して後に三代將軍の時に初めて寺社奉行を置かれ一なり。

町奉行は岡崎の三奉行といふ、本多、天野、高力なる人々始めて之れに任し、此頃は在方をも支配せしも、駿河にうつりたる時に板倉四郎右衛門を駿河の町奉行となしたりしか、それを其儘、天正十八年江戸入府の時に、江戸の町奉行となしたるなり、此板倉は後に京都所司代となりて大に權柄を振へ一人なり、四郎右衛門より後二三代は、一人役にて其後二人役となり、後には一時に三人役になりし事もありき。

勘定奉行は、もと臺所又は藏法師などいへるものにて之を主り、其本務ハ家康公自ら之を握り居りしとなりしか、後に松平右衛門太夫正綱を以て出頭み任じ總て歳出入のとを主とらしめたるに始り、江戸に移り

第三 勘定所

これは伊奈忠次を以て、關東八州の代官となり、松平正綱と同席して共に歳入歳出のこととを主らしめたり、其後伊丹喜之介後順府杉浦内藏允などより、これを勘定頭と云ふことなり。か後改めて勘定奉行と云ふ。

第四 目付所

目付は、軍陣の目付を爲せしに始まり、もとは一陣の勇怯剛憊と進退懸け引きを正すの職にて、天正の前よりありしものなるか、三代將軍の時より、大目付を置きて、大小二種の目付となり一なり、其役所は城中中の口に在りたり、此大目付の始めは、劔術の名人柳生但馬守なり、右の如く、用部屋評定所、勘定所、目付所の四ヶの役所にて天下の土地人民及び政治を統括したる有様は左の如し。

支配を受くる人 其土地
 家老即ち大坂京都の堂上所
 古の寺社奉行………宮門朱印地
 年寄即ち中堂上所
 政所……………諸太名領分
 若年寄古の寺社朱印地
 評定所問法所……………旗本
 所町奉行……………知行所
 勘定所勝手方勘定奉行………町人
 所百姓……………府内

千住、品川、板橋、四谷新宿の内を府内と云ふなり、而して大坂京都の町奉行を始め遠國の奉行も參府すれば評定所に出頭せしなり、勘定所勝手方勘定奉行………百姓………御料地關八州又上方にて近江丹波播磨及五畿内五ヶ國の八國は京坂町奉行にて支配し、關八州は代官を以て管轄せり、關八州とは南は箱根北は白川西は碓氷より内を云ふなり、上方關東と云ふときは上方は三州より西を云ひ、關東は三州より東なり。

目附所
 大目附
 小目附
 大名諸役人
 諸士の糺彈
 を司らる
 城中、殿中
 丸ノ内廊内
 武家屋敷地、辻番

大目附は大名旗本の又者に對しても、其供先にては之を支配する元來大目附は軍奉行の職なる故、常に道中奉行を兼ね、五街道、東海、東山甲州、日光、奥州の五街道を云ふの宿驛人馬等のことを司りしが故に諸大名旗本の臣僚にても、之を管轄するものなり、京都、大坂、其他の商人多き地には、各地とも別に其地の奉行ありて之を管轄せり、去れば目附へ戰時に在ては、諸將士の勤惰勇怯を檢する者にして、平時には諸役人の勤惰正邪を監視せりなり。
 以上説く如くにて、凡そ日本全國の土地人民并に通常人民の外なる、願人妨主、鐘たこき、乞食、非人の類までも、皆其職々に頭なる者ありて、之を支配し、又寺院には、江戸に役寺なる者を設け置き、各宗本寺の代となり

て、之を支配し、かくして全國殘る限なく統轄分明、秩序整然たりしなり、但し大目附へ常に老中の耳目となりて、諸大名へ觸れ達すると主權力あり、大名のことを糾弾し、兼て老中以下諸役人の悪事をも彈劾するの權力あり、目付は、苦年寄の耳目となりて、旗本諸士の非分非禮を正す權力あり、其下に屬する徒目付小人目付等はひろく又者陪臣までの非分を正せし事にて、又用部屋には奥表の右筆組頭ありて、兩老に屬し、其文書を主とせり、三奉行の屬官には寺社奉行に吟味物調役あり、町奉行には與力あり、勘定奉行の公事方には、評定所留役組頭あり、同じく勝手方には、御殿詰勘定組頭あり、目付には徒目付組頭ありて、各其役所の總轄をなせり、此組頭へ古への亟判

三奉行は、各其役宅ありて、支配限りの事は、其役宅にて裁定し、又毎月三日以内寄合ありて、同役月番の宅に寄合ひ、互に得失を議定せし事

よてありき。

今之世の人は、徳川氏の政治の、かくまでに秩然たる順序ありて、統轄分明なりし事は、得て之れをじらすして、江戸幕府の制度は、疎略ある事と思ひ、且つ其事實を記したる歴史にも、たゞ其表面の上に見はれたる乙とをのみしるすが故に、其内幕の仕組とばしらすして之れを非議する人の多きは、甚だ迂闊なる事にて尤も歎かはしく又笑ふべき事なり、自治に任せたるものなり、其有様ハ左の如し、

町人にハ町年寄ありて、其下に名主あり、地主あり、家主あり、五人組あり、地借店借以下は、皆其指揮に従ふ事なり、公役銀と稱する、今の地方税の其一町内の事は、細大皆居付き地主の處方に任せて、月行事を立てをき、如きものは、悉く其小間に割付たるものにて、其小間とハ表六間與行二十間を一ト小間となし、處により二間を一ト小間となし、又は三間を

一小間となせし處もあり、其町の盛衰に従つて定めたるとなり、山の手間を以て、下町邊の一と百姓ふへ庄屋も云ふ組頭百姓代ありて、名主の小間を准せし類なり。百姓ふへ庄屋も云ふ組頭百姓代ありて、名主の撰みは、其村の百姓ふ任せ、若し其庄屋ふ引負等あれば、總百姓みて之を償ふ事ふ定めたるものなり、されば町のことは其町の地主、村の事は其

村百姓の自治ふ任せたる制度にて、即ち放任自治の制なり。

且又町人ふは、其商業よりて、各組合を立てしめ、酒屋仲間、木綿屋仲間と云ふ如く、悉く組合ありて、其税金も、酒屋中は千兩、木綿問屋は五百兩と云ふが如く、確かに其金高を定めで、年々動きなく之を上納する事どな、其配賦ハ悉く仲間の行事老分ないへるもの、相談ふ任せたる事なれば、租税をとるふ、役人の手數は少しもかゝらぬ事なり、小間割もまた此仕法の如く、何町は幾小間とかねて定めありて、年々之を上納せしむれば其高を以て、それへ町内の地主ふわり付る事は、其地主の寄合相談ふ任せ、よきほそふ割付たる事あれば、是又苦情も世話もいら

ぬことなり、今ふも老人達が徳川の政治を慕ふて、之れを話し出す毎涙を流すは決して其故なきふあらざるなり。

其中にも、簡便なるは、川渫ひの事にて、水の上を往来すること尤も必要となる石屋材木屋築乗等の役となし、御用の魚は、日本橋の魚問屋、青物土物は、神田の青物市場より納るといふ如く、それへの商人より納めさせ、又疊は疊町の役、桶は桶町、染物は絹屋町の役と云ふ如く、各其受持を定め置きたる事なり、其外ふも人足の用あるときは、府下ふ人足受負人ありて、其受負人は府下輕子の頭ふて、平生輕子ともへ鑑札を渡す爲ふ其鑑札料をとり、一人より年々お三十六文づゝ取立て居る故、其金を以てすべての御用人足をつとめ、幾人ふても用しだいお出ださせしことなり、茲ふ輕子とは荷車をひき物を負ひて、人ふやとはるゝ者の惣名なりまた其中ふ貧民を恤むの仕法ありて、譬へは、市中の料理屋は、日本橋の魚市ふて直買するとを禁じ、必棒手振の魚を買ふとお定まりて、其市

場より料理屋へ賣る間の利潤を以て、貧民の業とせし類のと多し。此等の事は、大きふ入らざるお世話の様なれども、貧民の業を得せしむるか爲ふして、此の如く何事にも簡便を旨とし、手數を省く様ふせしとゆゑ、至て役人も少しく政事も煩はしからずして、上下手數なく、其實政績はよくあかりしとなり、これを今之政治に比べては、至て疎略の様なれども、其實ハ簡易明白にして、政治の要を得たるものと謂ふべし。又貧民を恤むふ。町曾所の積金なる者ありて、名主ふ命じて之を救恤せしめたるが故ふ別ふ養育所なぞいふ者を要せざりしなり。

今徳川政府が土地人民を管轄する役人を引き括りて之れを云へば、禁裏院中及び宮門跡方、堂上方諸大名上は、老中、諸旗本諸卒、若老寄町人は、町奉行、御料百姓は、關の内外共勘定奉行、代官、遠國奉行、ふて治め僧侶神官は、寺社奉行ふて支配せるなり。

是れまで記せしハ用部屋即ち奉行所ふて、老中若年寄の御用となす所と、其次の評定所ふ於て、三奉行の詰合裁判をなす所の事なり。次ふ勘定所のとを説んとするふ付きて、一つの咄しあり。一體徳川氏の政治ふ於て天下の大權を握つて居るとも申すべしは、獨り勘定所ふあり。其譯は、土地も人民も多少こそあれ、大名も將軍も同じく分け持つてをるとなる故其土地より出たる穀物を以て養ふ所の兵士は、又皆各分持てゐる。とみて獨り將軍は、其土地人民兵士を多く有すると云ふ迄の事にて、大名の土地財産までも、徳川家の自由ふするとは決して能はざる所なり。只通用の金銀貨を作りて、これをして天下ふ通用じて、財產盈縮、物價浪下の權をどることハ是れ、外の大名の爲し能はるとみて、獨り將軍の掌握ふ在し者なれば、これぞ將軍の大權と云ふ可ものなり。而して其大權を握りたるは、即ち此勘定所ふて、前ふ説きたる通り、土地人民政事は大名も分け持て居るも、其土地より生ずる財産を左右進退する所の金貨銀を製するものは、全く將軍の大權ふて、これを勘定所ふて握り居

りたるなり尤私札を通用したる大名もあれども。それは徳川家にて製する金銀の名代ふて、其眞金貨幣の權へ、一ふ將軍の所有するものと云て可なり、これが勘定所の主職なり。

此の如く勘定所の權力至大至重なる故、其の勘定所の組立は、いかなりしかと云ふふ、勘定所ハ二所おて、一は殿中ふあり、他の一ヶ所ハ大手門を入りて右の方にあり、これを下勘定といへり、これを今時の事ふ比して云へ、殿中の勘定所ハ大藏省の如きものにて、下勘定所は内務省の如き者なり御殿中ふある所の勘定所は、即ち勘定奉行の處理する所にして此勘定奉行四人の内二人を勝手と呼び理財の積と握れる故、此勝手掛りの奉行不ハ隨分人才ありその上には老中若年寄ふ於て勝手掛りを兼ね、御殿詰出處の勘定奉行と彼勝手掛の老中若年寄と談じ合ひ、又將軍へも伺ひ、又は自から決すべきは決して財計を取廻したるものなり、其御殿詰勘定奉行の下に組頭五人あり、其内二人は御殿詰と云ひ、三人ハ御勝手掛りと云ふ此等の人勘定奉行の下につきて、歳入歳出一切の大權を下調らべしたものなり、左に其圖をあらはす。

御勝手掛り	同上	御勝手掛り	御殿詰組頭二人・勘定・支配勘定
老中	若年寄	勘定奉行	勘定吟味役
一人	二人	御勝手掛組頭三人・勘定・支配勘定	御勝手掛組頭三人・勘定・支配勘定

この御殿詰組頭と云ふは、總て勘定奉行より老中若年寄又は將軍へ伺ふべき書類の下調を爲せる者にて、又勘定奉行の属官の進退をも掌つて居り、故に比すれば庶務掛りとか、又は總務局とか云ふべく、又長官官房とも云ふべきものなり。

御勝手掛り組頭は歳出入一切の元取下調の役人ふて、金銀座を支配し、尤も要劇なる動向にてありしなり、

されば當時天下の財權ハ實に御勝手掛けの老中若年寄と勘定奉行に

て其一切の下諭は此勝手掛りの組頭の爲したることとするべし、勘定吟味役は今之會計検査院に審しく勘定奉行等の出納せる決算を吟味して其當否を判断したものなり、

江戸市中の制度

前に説かるは天下の政事を行ふ所の政府の組織なり、天下の政治は江戸の花として特さらに説くに及ばざるが如くなるも其各役所は江戸の花にて、全國の大小名職を奉する者は皆此所ふ出頭し、天下萬民の仰いで公方様の御膝元と爲すて事あるときへ遠く此所まで訴へ出で諸年貢の租稅も此所まで送り来る所なる故先づ第一に其組織を説きじなり、是れ獨波東京の繁昌を説くにハ初めに宮城内閣諸官省を説くが如し、宮城内閣諸官省は天下萬民の奉する所にして、東京都の特有物にあらざるも特に東京に之を設定ト給ふときは第一に東京の繁昌を粗ぶの具となすに足る江戸の柳營の各役所も亦然るなり、之あるが爲に江戸の繁昌を生じ出したるものなれば江戸の盛時の繁昌を知るにハ必らず其繁昌の由來する所を窮めざるべからず、則はち其大原因は地勢の形勝要害と便利とを占めたるが故に、徳川氏の幕府を此に開きたるものにして、西に節根の險を負ひ北に碓氷の要害を占め、東南は海に面して運輸の利を有したること實に其大原因なりとす、而して此地勢と此政府の組織は既に之を説きて江戸繁昌の源を明かにしたれば以下ハ江戸に特有なる制度、文學風俗等に移るべきなり、而して江戸に特有なる制度とは町奉行所以下の役所にて、猶ほ府知事、警視、總監、各區長等の職制の今日に於けるが如きなり、川部屋、評定所、勘定所、目附所、天下を支配する御役所なり、町奉行以下は江戸の市中を支配する御役所なり、今此江戸市中を支配する御役人の階級を示せば

町奉行　　與力　　同心
町年寄　　地主　　名主　　家主　　自身番

となす、其制は今日の市制に類似し、地方の自治に委ねたるものにして、町奉行だけは天下の御役人なれども、其以下の市中の人民にて、自から支配したものと云ふて可なり、尤とも今日の司法警察とも云ふべき、警察事務官たる與力同心の二職は、政府の官吏を以て之に任じたり、町奉行なるものハ、慶長年中に於て始めて任命せられたる職にして、江戸市中の司法事務及び行政事務を兼ね、其司法事務の下にハ、與力同心を下僚とし、行政事務の下には町年寄、地主、名主、家主自身番を下僚とし、其職は今日の府知事、警視総監及び始審裁判所、治安裁判所、登記役場の事務を兼ねて處理したるもの也。

與力は御家人といふ幕府の祿に衣食する士人にして、同心ハ、其下僚たり、其職を云へば、同心ハ、今之巡査にして、與力ハ、警部又は警察署長の職に任じ、専ら市中の警察事務を司どり、其地位に上下こそあれ、與力同様ともに徳川氏の末だ三河にありて、武田氏に困められ、嫡川、味方ヶ原心久手、小牧山等の所々の戦闘に、鬼神の如き猛勇を顯はして、三河武士の英名を轟かしたる所の人々の後裔なり。

町奉行は當初一人にて全市中を支配し、慶長の初年、始めて任命せられたる人は、神田與兵衛次ハ、岸助兵衛、板倉勝重、彦坂小刑部、青山常陸介内藤修理亮まで相繼き來り、終に江戸市中の漸やく大となるに及び南北二部に別ち、北は慶長十一年二月米澤勘兵衛始めて之を命ぜられ、南は慶長十三申年九月土屋權右衛門始めて之を仰せ付けらる、江戸當時の政治は、町奉行の配下に於て、行政事務は固より今の市制の如く、自治制にして、民間の人士を以て之に任じたるのみならず、此等の人々は併せて司法事務をも司せられり、即ハ町年寄、地主、名主、家主、自身番等の人々是なり、其のうち名主以下ハ、皆地主の雇人の如きものなれど

も其權力は中々に大なり而して此地主以下の者、公事訴訟、喧嘩の出入、公費の徵集、祭禮、消防の事、其他凡百の役務を處理し、大抵の事は此等の者の手にて始末を付け了り、且奉行以上の役所を煩へすみと穩なり。又は司法上の自治制の能く行はれたるものと謂ふべし。現に町屋敷賣渡し又は町入改名のことなど、名主の手にて之を取り計らひ、町年寄にすら知らじめざりてといふ。今當時の有様を知るが爲に、有名なる町奉行大岡越前守より、享保五子年正月御用部屋へ差出されたる書面の一、二を抄出するに實に左の如きものあり。

町屋敷賣渡し候節は永代賣と申証文相認め貸主五人組名主判形買主の宛所に仕候事

右証文の趣其町の名主帳面に扣をつけ尙買主の名前に記し置候事沽券の外証文は取り不申候然れども買主得て不相知候名前罰の様なる買主の節へ地請証文取置き候事

古沽券証文は誰方へ賣渡し候段裏書に認め置候に付判形無之候事なきもあり、又

町屋敷親類中へ譲り候節は五人組と名主へ爲申聞候事上にて其一町の家持共へ弘め仕候上にて沽券証文を譲り受け申候

右屋敷賣候節又は親類へ譲り候節も御役所並年寄共へ其所より相届候義は前々より無御座候

町々名主並に諸間屋名前改候節町年寄へ相届年寄共より御役所へは御届可仕候其外町人家持店借のものは早速其町の名主方へ相届け可申候左族へば人別帳認め直し置き申候名改めの届け若し違はり候節へ名主より撕り置き申候家持店借のものは名改め候段御役所並に年寄共へ御届不申候

など、あるを見て知るべきなり。

斯く威權の大なりし町年寄なる者は、江戸市中に三人ありて、博藤右衛

門、館市右衛門、喜多村彦右衛門と稱し、何れも東照宮の三河の國より伴
ひ來たまへる所の由緒ある家柄にて、苗字帶刀熨斗目の着用を許され、
其昔は神田玉川両上水の支配を司り、武州豊島郡關口村小日向村金
杉村の代官をも兼たる者なれば、幕府の待遇も優渥にして、市民の尊崇
大なる者なりき。苗字帶刀熨斗目の着用なしむことは、今より之を見
れば何人にも當然のことの如く考へ、米搗きも源姓平氏を名乗り、車挽
きも黒羅紗のフロックコートを着用するも差支なき世となりたれど
も昔時にありては人に階級を設くること嚴にして、一般平民は苗字を
通稱に冠し、帶刀を腰間に横へるが如きは、僧上の罪を免かれたりしも
のなり。

町年寄の三家は、月番を立て、其當番の者交はるゝ々町奉行所に出頭し
て、町觸即はち今日の府令警察令の類を聞き、更に自己の名を署し即は
さ右之通被仰出館某又は喜多村某と署して、市中に達し、地主則ち家持
權力を加へて、地主の手を経ず、直接に町年寄より承はりて、家主に傳ふ
るに至れり。
町年寄の下に隸属する所の地主は、自家に死者ありて葬禮の時には、鹽
を棺の家に持たするの特權を有せり、是は自宅にて湯灌せしめたりと
いふことを示すものにして、地主ならざる者は皆自宅にて湯灌するこ
とを得ず、死屍を送りて菩提寺にて湯灌せしむるの制なる故、葬禮の行
列を一見して、地主たると否とを知るべきなり、而して地主に居附地主
と他町地主の二種ありて、居附地主とハ其持地に居住するものを謂ひ、
他町地主とは其身他町に居住して、唯だ地面のみを有するものを指す
ものにして、其權力同じからず、居附地主は其權最も重もけれども、隨

つて其義務も又大にして、即はち其一町内の經濟は皆之を居附地主の手に於て負擔し、假えば道路の修繕、井戸の修繕、往来木戸、自身番の修復總階子、新調等の消費、氏神祭禮の入費等を始め、其他一切町内公共の爲に要する支拂は皆一時之を立替ざるを得ず、尤とも後日此を他町地主より徵集して更に町内に割附るものなり、斯かる有様なるが故に、當時の地主なる者は其權力のみならず、其身代も皆大にして、おんば日傘を以て育てられたる。且那株なれば、年行事又は月番となりて奉行所(町奉行所)に出頭すべきことあれども、自から出で、役所の小吏に願を下げ時としては、遙りそこなひの爲に叱り附けらるゝが如きことを五月蠅くも又忌々々しく思ふものから、遂に町内の口利なる小才氣ある人を選擇して、名々の名代人と爲し、則はち自己の名の主として公やけの用事を辨せしめたるより、さては名主の名稱起りしなり、此名主は元より事主の雇人にて、地主より給料を受くる者にてあれば、地主の如く富

める者にあらず、隨つて地主の如く權威あるべき者にもあらざれども、權威を有する事務の衝に當るが爲に、いつしか權勢之に移り、さては名主より直接に町年寄に町觸を開くに至りしなり、さりながら、之が爲に地主の勢力の減じたるにあらず、實に却つて之を増せしなり、何とならば地主は自からかゝる煩はしき事務を執ることを嫌ひ、わざと之を名主に委任して、自から之を避けたるものなればあり、かくして總て貸金の訴訟、喧嘩口論、其他何事にもあれ、公事訴訟の起るときには原告人先づ之を名主に訴へて其裁判を乞ふに至り、宛然として勧解及び始審の裁判権を握り、而して政府も亦之を便として、町内の自治に放任したるもの、如し、其一証は、享保六年丑二月町奉行中山出雲守大岡越前守の連署の觸書に曰く、
相互に疵も附不申取しめ無之當坐の口論仕り又は酒狂にて一人立
毎度訴出で候類

親子兄弟夫婦口論仕り一人立訴出て候類

奉公人と請人との訴

右の分は名主家主其所にて取扱らひ手に餘り候はゞ召連れて可訴出候一人立て訴出候分へ取上申まじき旨兼て觸れ知らせ置き可

申候

右名主家主取扱らひ候義に付非分も候ハゞ訴出で候様是又觸れ置き可申候

とありて町奉行所まで訴へ出づる事件ハ名主家主にて手に餘りたる時が又ハ名主家主の裁判に服せずして控訴する場合のみとなりしが故に小事ハ總べて此等にて決することなりにければ無識の小民ハ名主と町奉行とを同等の者の如くに考ひ名主の立開や砂利の上と稱して町奉行所の白洲の砂利の上を名主の糺問所の立開と並らべ稱するに至りしを見れば以て其權勢の大なるを察すべし此名主の身分は

株として賣買し金錢を以て其職を買ふことをを得たるものにして其町

奉行所に出頭するときには肩衣襟を着け小刀を帶びたり

家主は名主の下に置する役人にして公邊には之を町役人と呼び一般の差配人の謂にして俗に之を大屋と稱し名主を助けて町内の事務を處理し其地主より給金を受け又肥代擔代を取て已が所得とする者な

ることは今日にも尙ほ其制を存せり而一て此職掌も又株を以て賣買したり

番人は一に自身番の番太郎と稱し町内の非常を警衛し地主より給料を受くる所の小吏にして其地位は普通の町人よりも一層低き身分にてありき斯く警察上の官吏なる與力同心組下は幕府の祿を食む所の官吏なれどもそれより以外の行政事務及び司法事務は殆ど民謡の委員を以て組識したる自治の制なり

公事訴訟

江戸は天下の政令を發する所にして、又全國の人民が權利の枉屈を訴ふる所なり。訴訟所は今の大審院にて、町奉行所は控訴院に該當し、名主は始審と治安の裁判を兼ねることへ、前に既に之を説きたり故に今此所にては其評定所奉行所等に於て裁判する所の公事訴訟のことにつれて尙ほ細かふ述べんと欲す。

而して寺社奉行、町奉行、勘定奉行の三つの役所は、實に天下の政事を行なひ、獄訟を斷する所にして、全國三百の諸大名の領下に於て訴訟を起して、其各藩の裁判に不服なるときは、江戸に出で、町奉行所に控訴し、更に評定所の裁許をも仰ぐものにして、全國の理屈強き人民は、多く江戸に集まり奉行所の白洲の砂利の上に坐り、怖れず臆せず辨論を廻はすことを以て、無上の名譽と爲し、恰かも今日の屁ッ錐ヒダリツチ代言人が高等法院に於て國事犯の辯護を命ぜられたるが如く、意氣揚々たるあり、又之が對手にはお役人の面前に出れば既に氣怖ぬ神恐れ、羣丸縮み胸間ドキ附て、意中にあることの百分一をも述べること能はずして、頭を下げて恐れ入る者あり、故あ當時の裁判は正者必らずしも、正にあらず、曲者必ず一も曲にあらざるなり、加之かく全國の公事争論する者皆江戸に集りて裁斷を仰ぐが故に、其事務の夥多しきが上に、之を決すること緩慢にして、優柔不斷、一事件にして數年に亘るものあり、故に其訴ふる者は江戸滞留の費用に苦しみ家産竭きて止ことを得ず、内済示談と號して訴訟を解かんことを乞ふ者多く、而して如此くして解訟することは、是れ當時の裁判官が得意にして之を望み、寧ろ曲直の判決を與ふることなく、原被の自から内済するを待ち故、さらには稽延遲滞空しく日月を送りしのゝ如し、故に之が爲に不平を訴へ怨嗟の聲を發する者少なきにあらずと雖とも、當時の政府は之を意とせず、成るべく世間に公事訴訟の沙汰ザタなからんことを望みたり、故に善も善なること能はず、惡事訴訟の沙汰なからんことを望みたり、故に善も善なること能はず、惡

も惡に陥いらざることありて、之が爲に下を懲らすに足らずリ間に凡百の奸偽を構成して、世に公事師又は公事買者と稱し、他人の訴訟を引き受け、幾多の金錢を貪ばり原訴の者ハ病氣と稱し、其代人として評定所より出で對決することを業と爲し、訴訟に勝つときハ此謝禮として又金錢を受くるものあり、これを以て天下の評定所と號し、下の奸偽吏の貪墨を窮察せざるハ如何と窮かに之を非難するものあり、又今日より當時の有様と見れば實に欠點の責むべきもの甚はだ多しとす、然れども當時ハ官民ともに法律の如き理屈ヒミたる學問を爲す者もなければ、偏に徳義ふ訴へ人情に徹し、之を裁判官自心の良心に問ふて裁決し、而して當時判官の良心は屢々賄賂請謁の爲に闇まされ易きものなりトを以て今日進化以後の思想を以て進化以前の情況を判断して、之を論するは稍迂闊を免かれざるべきなり。

幕府の裁判は斯く私曲の行はるゝことありて、時に下情の上達せざるが如きことあるを慮かりて毎月二日、十一日、二十一日の三日に龍の口なる評定所の腰掛け内へ、投書函を差し置き晝九ヶ時(今の正午十二時)までに人民より意見陳述の爲に投書することを許したることあり之を箱訴と云ふ、右に付て町奉行所に於て日本橋へ樹てたる高札は左の如し

一近き頃は度々所々へけみやう(戯名の義か)並に住所これなき捨多致し法外の事共に是候これによつて評定所に於て當八月より毎月二日十一日廿一日評定所外の腰かけの内にはこ出し置候間書付持參の者右のはこへいれ可申候刻限の儀は晝九ヶ時までの内差出べく候かくのごとく場所定置候上へ外へすてふみ致候とも取あげこれなく候間其趣き存べく候

右之通一同に承知候ため此所にたておく者也

一 謹役人をやじめ私曲ひぶんこれある事
一 訴訟これある時役人せんぎをとげ赤々しておくにかねては直訴
すべきむね相断り候上出べき事

右の類直訴すべき事

一 自分ためによろしき事あるひは私の遺こんを以て人の悪事申是
じき事

一 何事によらず自分懶にしらざる儀を人にたのまれ直訴いたします
じき事

一 訴訟等の儀其筋々の役所へいまだ出ざる内あるひはさいよい
まだすまざるうち此両じやう申出問敷事

一 總而ありていを不申すこしにても事をとりつくろひきよせつ書
きのせ申まじき事

右の類はとりあげなし書きものはすなばち焼き樂つべー尤もたくみ
事の品によりて罪科に行はるべし書きものかたく封じもち來たるべ
し訴人の名並に宿費付これなくばこれまた取上さる者也

享保六年丑閏七月二十五日

奉行

と、此掲示の文面によるときは、訴訟裁判の主任官に私曲非分の行ひあ
るときは、之を彈劾し、又冤枉を訴ふることを得せ一む、此箱訴は即はち
人民より、直接に將軍家へ奉るものにして、其訴狀を投げ入るゝ所の箱
を目安箱と稱し、享保以來に設けられたるものにして、若し此箱中に訴
状ありと認むるときは、徒目付これを受取て目付に出だし、目付へこれ
を御衆に出し、御衆これを將軍家に呈し、將軍手づから鎰を執て鎖を啓
き、其訴狀を檢閱せらるゝものにして、他人は一切これに與かるを得ず、
斯る方法によりて以て下情を聞き、民の疾苦を除かんことを勉められ
たるなり然れども當時の政府人民とも、一般に訴訟を爲すことを嫌ひ、
上なる者は壓制を以てするも猶ほ訴訟を止めんと欲し、下なる者の權

利を枉屈せらるゝも成るべく訴訟を避けんと欲したれば、奉行所の白洲に出でし曲直を争ふに至るまでには、容易ならぬ決心を経たるものなり、尤とも世には公事師と唱ひて、今日の代言人の爲す所を職とする者ありて、此者元來法律の學問智識あるにあらず、唯巧みに關係役人の裏口より出入し、奥に媚び寵に媚びて、暗黙なる保庇を求め、白洲出でゝは膽太とく度胸の勇なるが爲に役人の叱咤を意とせざるを得、となし、此圖太とく度胸と裏門出入の巧拙とを以て、裁判の勝敗を決し、権利の伸縮を定めたることもなきにあらず、唯だに公事師に法律思想なきのみならず、裁判官にも亦法律の學問あるにあらず民は以て由らしむべし、知ら一むべからずてふ秘密の法律を以て之を支配し、實は其法律に如何なる明文あるか、之を知らず、勿論徳川氏の法律は、煩を避けて簡に就き、無爲にして治まることを旨としたれば、明定せる法文も極めて少なく、僅かに御奉行所擬書又は百ヶ條などの規定を以て、わらゆる訴訟に適用し、其擬書百ヶ條すら、奉行所に之を解釋して、實際の公事にあてはめたること多く、大抵は法律の如何を問はんよりは、寧ろ裁判官の良心に問ふて之を決し、彼の江戸政府第一の明法官と稱せられし町奉行大岡越前守の如きも、今日より之を見れば法律の學問などは少しも知らぬ人なりしものゝ如し、尤とも法律の學問は、支那に於ても申韓刑名の學など、之を嫌ひしことの風俗、我國にまで傳はり、公事訴訟裁判の爲に特別なる學問と爲すの必要ありなしとは、思ひもよらぬことなりければ、法官に法律思想なきも亦無理ならぬことなるべし。

牢屋及び仕置き

地を割して獄と爲すも、人之に入ることを嫌ひ、木を刻して獄吏となすも、人之に近くことを忌み憚かるば、世人に嫌はれたる牢屋即ち

今日に所謂監獄は、舊時は、傳馬町及び佃鷲に設け置かれしものにして、町奉行所又は評定所に於て、有罪を申し渡されたるものは、罪の輕重に応じて其入牢の期限を伸縮し、之を鐵窓圍の内に拘置し、其罪の重きものハ磔刑火刑獄門死刑笞杖等に處したものにして、此等の刑は鉛が森に於て之を行ふか又は千住骨が原にて執行し、時としては一日のうちに數十人の首を斬て、之を獄門に懸くることあり、之を俗に露し首と稱し、平時行ふ所の仕置の最とも重きものにして、磔刑火刑は之を行ふこと甚はだ稀なりしなり、又笞杖より軽くして單に入牢に止まる者あり、尤とも入牢の長き者は笞杖よりも遙かに重もきものなり、此外に閉門と名け、自家の廻内に蟄居して謹慎せしむるあり、又退散若くは御構へと稱して、江戸市中に留ることを許さず、或は都外數里の地より内に入ることを禁ずることあり、又武士には特に之れを優待して、火刑磔刑斬首等に處することなく、此等の刑に相當する者に命ずるに自殺を以てするを常とせり。

此等輕重各種の罪人を拘致する所の獄舎は、當初家康公の時代に於ては、今の常磐橋門外の水濱に設けたりしが、後延寶年間五代將軍家綱公の代に小傳馬町に移したり、而して其獄舎の種類を五と爲し、一を揚座數、二を揚屋、三を大牢、四を百姓牢、五を女牢と稱す、揚座敷は將軍に謁見する者の犯罪人を入れ、所に一て、獄舎とは云へど疊を敷き、殆んどお客様の待遇なり、揚屋は士人僧侶の犯罪人を入れ、所にて平民の獄に比すれば其待遇遙かに優渥なり、大牢は平民の無籍なる無賴漢に入る、所百姓牢は有籍百姓の犯罪人を入れ、所、女牢は一切の婦人の犯罪人を入れ、所なり、

此外に本所松坂町にも獄舎あり、小傳馬町の方は南北町奉行の管轄する所にして、松坂町の方は馬喰町代官署の管轄する所に係る、此等の獄舎へは、評定所町奉行所、寺社奉行所、勘定奉行所及び火附盜賊

改役所の五法廳より、罪人を送り来るものにして、其小馬傳町の獄舎に押送するときは、鎖輪を支配する獄吏あり同心と稱する者、入監証書に照し、其罪人を獄舎内の内鞘及び外鞘(鞘)とは俗稱にて櫛の謂なりとの間に在る所の通路に立たしめ獄丁をして其衣服を脱せしめ、金錢及物發火具筆墨等を隱惹して所持するや否やを検査し、之を放棄するときも亦前日送り來られし所の法廳の出監証書に照して之を出だすものなり、

獄舎には斯く五種の區別あり、又其各獄舎へ罪人を送る所の法廳にも五種の區別あれども、中に就て何れの法廳よりも最も多く送り来る罪人は無籍者即はち無宿漢なり、其犯罪を問へば、強盜、鈔盜、放火、殺人、博奕、喧嘩等にして、人間の最も憎くむべき所業の者の多い、徳川氏の制度は逃亡せる者、親類又は家主より其逃亡届を申出で、永の尋ねとなりたる者は、總て無宿とよびたり、而して當時此種の無宿者最も多く、皆住處不定の破落戸無賴漢にして、大惡無道の所業をさへ行ふことを憚からざる者は、多く此徒の内より出でたれば、牢獄の最も賑やかなる所は、大牢にして、其中の多數は盡とく無宿漢なり、此牢内は實に日本全國の凶徒の集合所にして、双腕に俱利迦羅龍の文身せるもあれど、眉間に喧嘩の刀痕あるもあり、白洲に引き出されて吟味を受くるに當り、嚴しき拷問を受けて角木の上に座せしめられ、膝に巨石を抱しめらるゝも屈せずして罪に服せざる者を勇と稱し、縄もて空中に釣り上げられ、太き棒もて撻たるゝも白狀せざる者を剛と稱し、牢内にての利け者となり、在獄久しければ四徒の頭分と仰がれ、且耶又は牢名主と稱せられ、人間以外の別天地に於て、牛頭馬頭の鬼ともを使役する閻魔大王の如き威勢を振ることありて、其無宿牢内凶徒等の、入獄の様を考ふるときは、仰々今日より想像することすら難きものあり、今其大畧を左に記すべし、此情態を知ることを得ば他の數種の獄内の事情も大抵大同

小異なりと
知るべし
先づ罪人の
新に入牢せ
んとする
きは、獄吏は、
獄舎の入口
にてその身
に着けたる
衣服を悉皆
はぎとり、破
牢に用ゆべき
機械道具具



牢屋及仕置き

有せるや否やを嚴重に検査して、後入牢せしむるなどハ前既に之を説けり、牢内にハ舊罪人入口の兩側に立はだかり、新罪人の入らんとするとき、一人は首條を押へ、一人は両脚を持ち、轉ばして詰廁を云ふまで引すり込み、新罪人は此時魂も消ゆるばかりの心地し、只だふるへるのみ、聲も出でず、ときに一人粗なる引若(衣服を云ふ)を罪人の体に纏ひ、背に足をかけながら「シャクリ」と名くる獄法を云ひ聞せ、終りて罪人が始めて生きたる心地して頭を擡げ、牢内を見るを得るなり、此時又一人出來りて新罪人に地獄の蔓(金子の異稱)を持來れる乎を問詰る、蓋し持入り居る金子の多寡によりて牢内の地位を定め、又これによりて背責の輕重を差別するなり、されど獄法として、持參金の多寡に拘らず、板を以て多少罪人を打つを牢内の例とす、尤もこの板に三等の別あり、持參金の多きものは木目板と稱する桐の薄き板にて二ツ三ツ軽く打のみあり、持參金の寡なきは湯蓋と稱する四斗櫛の鏡蓋、また詰の蓋

と稱する檻の厚板(剛の蓋)等にて手強く三四十もつけ打になすなり、故に甚だしきに至りてはこの貴賤のために絶命せしむることありといふ。

以上は尋常の罪人を處する法にて陸引なる罪人の牢入のときは、これよりなほ慘きことあり、即ち前にいふ苛責を蒙る上、人糞に髪毛の細く切りたるを交せて食へしむ、これ苛責中尤も堪がたきものにて、大概以此苦を免れんため、持參金を多く出し、これにて髪毛を交ゆることを免るゝを得れども人糞のみは幾ばく金を出せりとて、必ず多少食はざればゆるさすとなん罪人は此苦を防ぐため、口中に糞を多く含み來るといふ、また持參金は之を秘する處なければ、二朱金を眞綿に包みて肛門に入れ来るよしにて、巧みに包めば五十圓位のもの入るゝことを得べしといふ。

儲又牢内罪人を置くところは、極めて狹隘にて大抵疊一枚に十八人、多

きは二十四人を入れ、怡も品物を箱に詰るが如く、板をもて壓付て寸分の餘地なきまでに坐せしむるなり、罪人は狭きに堪かね、各膝を抱き、股を開け、前に坐せるものゝ背を其間に突ひなり、故に雪隠等に立て再び坐と求むれども、寸隙あるなければ止を得ず、他人の頭肩の嫌ひなく踏み込み、しばらくして漸く元の如く埋まり込むを得べし、斯く混雜のとこうなれば、睡眠の際喧嘩云はんかたなく、駒射の癖あるもの殊に忌まれ、常に隣人に鼻をつめらるゝを以て、時々鼻を損したるを見しことありと云ふ、またかく狭隘の場所なるに、新罪人多數入來ることあれば、病身のもの、或は駒射喧しく常に人に忌るゝより、旦那牢名主とは、獄内役人の名にして、其者等の大抵博徒の聞にものにて、豪奢を極めたるものなり、此徒が吟味することあるときは、縫入を幾枚もかさね、また多くの紙を懷に貯ふが故に、紙といふ衣服の多寡によりて、役人に等級あるを知らる、夏時炎暑堪がたき節も

また下に袷を服し、上に一重を衣る、されど上下ともに跣足にて、決して足袋を用へざる也。

すべて獄内にありては、新舊の差別ありて、其懸隔をること露くに堪たるものなり。重役なる者は、隨意に新入の罪人に向て、絶えず金子を取寄せしめ、よき衣服を有する者あれば、これを奪ひ、あるはこれを金子に代しむ。又其食物の如きも隨意に求め食ふを得、實に女を入れる外は意のまにくならざるなし。其威の高きの一例を舉げ、名主の起て廁に行かんとするときには、立て草履をとるものあり。手をひきて導くものあり、裾を取て從ふものあり、手拭を持つものあり、批杓を以て手を洗ふものありと、名主を尊敬すること大概如斯、以て其餘を推知すべき也。牢各主は後れて入りたる四人の爲に尊敬せられて、非常の權威を振ふことかくのこときのみならず。官の待遇も亦優渥にして、其日常給與品も多きなり。即ち尋常の囚徒には、一人に付一日に玄米二合、味噌三十あるなり。

日雜費料錢百文にて、飯の外一汁一菜なるを以て、常に飢へて空腹にたへざれども、名主及役付の囚徒は、一人に付一日に玄米六合、味噌三十目雜費料百文にて、之を飯と一汁一菜として供するものなるが故に玄米の分量は全たく常の囚徒に倍するを以て、飢を感ずることなきのみならず。他の囚徒へ差入物の來ることあれば、其一半は皆此各主等の役人に於て取り上ぐるものなるが故に、宛然として獄舎内の帝王の如き觀あるなり。

文學

中古延喜天暦の際に當りて、海内寧謐にて久しく干戈を動かすことなかりしが故に、文學も盛んに行はれたりしが、保元平治の大乱を経て後に戰乱相踵ぎ士人皆筆を投じて戎劍を事とし、文學の任ハ之を五山

の僧徒に應仁と北朝の戰乱となり終ひに



文明の頃に至りて、最も甚はだしく、織田豊臣の二氏撥亂反正の雄材を以て、漸やく禍乱を戡定せしと雖ども、一へ逆臣の爲に貽はれ、一へ繼嗣不才にして忽まち其祭祀を絶ち、政權遂に徳川氏に歸し、元和年間武を偃せるの後、御内始めて無事に歸して、文學漸やく其光輝を發ち、上野忍ヶ丘に聖堂を建て、淡草に文庫を設け、林道春を拔擢して文學の顧問となし、大に儒學を重んじ、是より以後、江戸へ實に日本文學の中心となり、特り儒教の盛んなるのみならず、歌人俳諧師、狂言作者、小説作者の類に至るまで、文物典章燦然として其觀を制にせり。

徳川氏の創業者家康公は、元と篤學の志ありと雖ども天下を經營するの事忙はしきが爲に、畢生の間未だ儒學を踰んにするの機なく、僅かに南光坊天海を延いて、經國の道を談するに過ぎざりしが、二代將軍秀忠公の時代も、大坂夏冬兩度の戰争等の爲に未だ文運を鼓舞する事能はず、三代將軍家光公の代に至りて初めて天下一統し、弓ハ藝中に收め

劍の筐底に藏せらるゝに及び、文學のことも漸やく勃興し、寛永九年申の年大將軍家光公の儒役林道春をして、孔子の祠を上野忍ヶ岡に建て、而て聖像及び顏子曹子子思孟子の四配を側に置き、將軍自から先聖殿と書して之を扁額とし、尾張大納言徳川直義も又資を資て、其事を助く、其後林氏は世々大學頭として、儒教の總裁たり、後五代將軍綱吉公の代、忍ヶ岡の先聖殿を生れ橋外神田臺即ち湯島に移し、大學を建て、昌平學校と名け、盛んに天下の人才を養ふ、綱吉公は深く儒道を好み、毎月一回群臣を集め、親から四書を講ぜられたり、徳川氏歴世中親から漢籍を講せしは、公一人のみなりといふ、公の代に大學頭たるは、林信篤にして、道春の孫なりしも、其才學は父祖に及ばず、然れども名家の子孫たるの故を以て、儒林の長たりしなり。

常憲院殿即ち五代將軍綱吉公の學問を好み、又親からも經書を講談し給ふや、諸侯皆靡然として文學を重んずるの風を爲し、陪臣中ふも人

物を輩出する事多く、中にも柳澤出羽守の臣荻生惣右衛門の如きは、公の前に召されて書を講せしことあり、世に物徂徠といふ人即ち是なり

六代將軍家宣公の代に至りては、新井箭後守儒流より抜擢せられて、政務に參與し、白石と號して、外國使臣の應接等には、最も其才藻を顯はし、白石亦室新介三宅九十郎等の儒者を薦舉して、各英俊と稱せられ、當時林家は殆ど聞ゆるとなく、其後世々祭酒の職に居られしかども、只名のみ大學頭にして、學術のことへ皆學頭にのみ打ち任せ置きたり、其後の林家に實子なきことありて、松平能登守の庶子學才ありしを以て、之を養ふて子となし、大學頭林衡と稱し、大に林家の聲名を恢復し、是より先きに柴野彦助山尾藤良佐號孝古賀彌助號精等の儒者召し出されて、林家の羽翼となり、寛政中の文學頗ぶる目覺しきものあり、

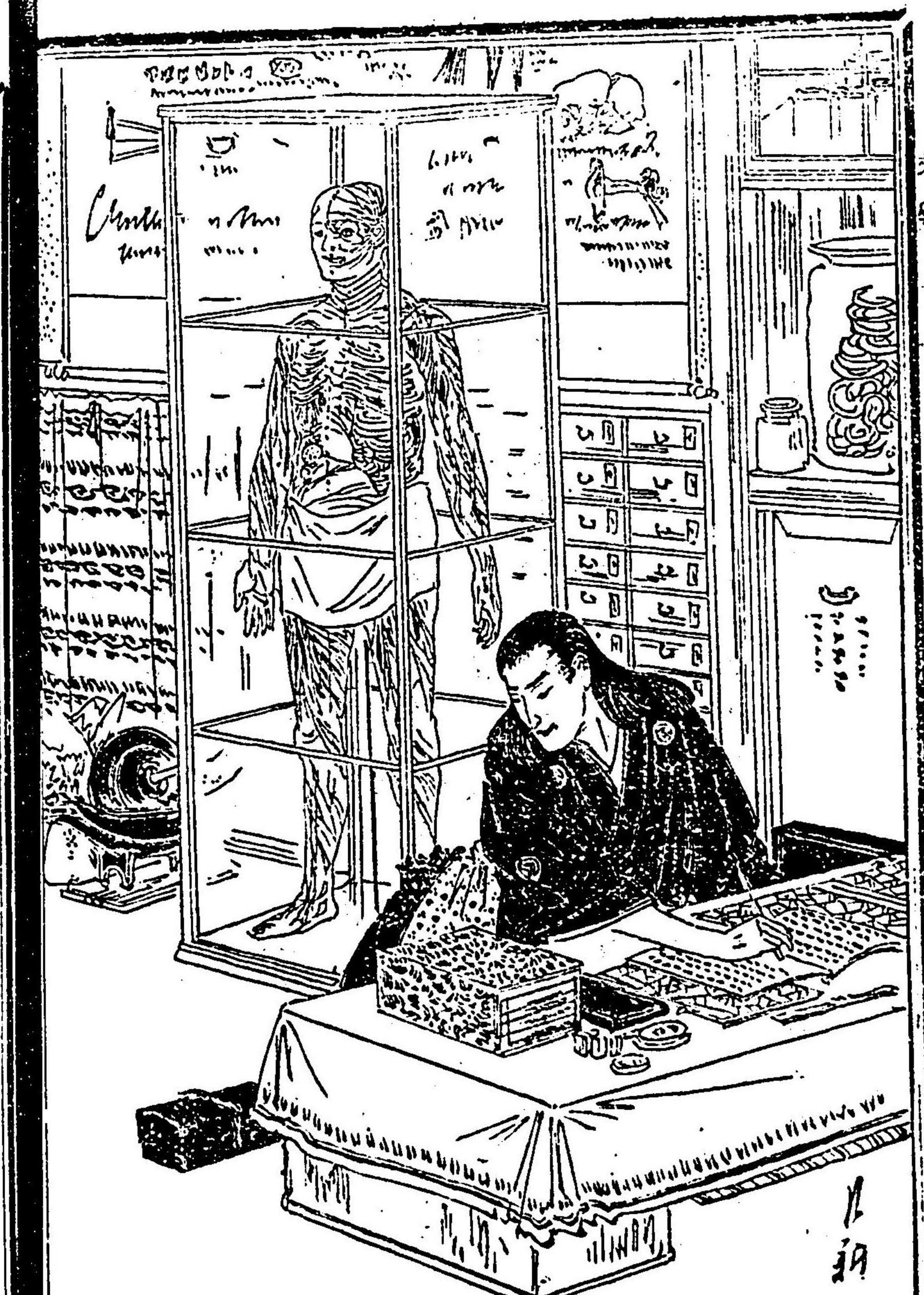
之より數十年前水戸中納言光國公は最も儒學を重んじ、臣僚中に碩

學多きのみならず、明人朱之瑜を招きて文學の顧問となし、自から大日本史を編して、日本空前の大歴史を著はし、以て奸心賊子を筆誅し、淡川に楠正成の石碑を樹立して、忠臣の靈を千載の下に慰され、道義を重んじ風俗を正ふすることに心を用ひ、當時忍ヶ丘なる聖堂即ち大成殿以下の摸圖を製し置れしかば、後に文昭公家宣の代に至り、湯嶋の聖堂を修築する時にも、多く此圖に據りしと云ふ。

初め荻生惣右衛門徂太宰彌右衛門臺春以下の徒は、古學と號して宋の朱熹の註釋を駁難し、又服部小右衛門郭などいへる。ありて詩文を以て業とせしが、其末流の徒各所見を異にし、學風流派多かりしかばも、林家等の官儒は皆宋註を守りで家學を失へざりし。

元祿の頃に至て、文學は特り儒教のみならず、更ふ稗史家戯作者院本家俳諧師歌人の徒を出だし、賀茂の直淵本居宣長の徒出で、大に國學を唱道し、更に本居の門下より、平田篤胤の如き熱心なる皇典學者を出だし、歌人には橋千蔭等の徒あり、狂言作者ふへ近松門左衛門武田出雲の徒あり、種々の淨瑠璃院本を作り出して、巧みふ人情の眞を穿がち、俳諧師にハ松尾甚七郎即はち芭蕉翁桃青ありて、其角嵐雪、丈艸、許六等の門下を率ゐて正風一派の短吟を始め、狂歌ふは蜀山人、太田南畝の如き又六樹園宿屋飯盛の如き、小説家にハ始に井原西鶴江島屋其碩、八文字屋自笑の徒あり、中ごろ山東京傳柳亭種彦、曲亭馬琴十返舎一九式亭三馬瀧亭鯉丈爲永春水等の徒あり、中又も京傳の稻妻表紙、種彦の田舎源氏、馬琴の八大傳、一九の膝栗毛、三馬の浮世風呂鯉丈の八大人、春水のいろは文庫等の如きは、今猶後世人の傑作として愛讀する所のもの也。

畫家には古來加納の一派を以て、天下に雄視したれども、更に土佐派四條派の如き優美なるものを出だし、又圓山應翠の如き加納家より出で別に鋭勁なる一新機軸を出せし者あり、菊池容齊の如き人物の寫生畫に於て、暗に西洋の油畫又ハ鉛筆畫に類する者あり。



更ふ晩年に至て、高島秋帆の炮術に於る、高良齊伊東立朴の醫術ふ於る、或ハ高嶋作左衛門の天文學、佐久間象山の兵學に於るが如き、西洋流即ち當時ふ所謂和蘭風を探用して名人と稱せられ、高山彦九郎の勤王論に於ける、林子平の海防論に於る、全國臣民をして漸やく王室の重んずべく、國防の忽にすべからざると知らしめ、賴山陽の日本外史の一書は、陽に徳川氏を揚げて陰に勤王の士風を養成し、曾澤安の新論藤田彪の回天詩史の如きも皆尊王の大義を明かならしむるに與つて力ありしものにして、此他天保弘化嘉永安政の諸年間積年泰平の餘を以て、文物典章燦然見るべきものあり、一旦泰西の諸國通商和親の條約を求むるに及んで、所謂儒生學士なる者、皆靡然として攘夷鎖國の議を唱ひ其詞華の發して文辭ふ現るゝ者悲壯慷慨一讀人をして情夫も、志を立て、頑夫も廉ならしむるに足るものありしが此慷慨の文悲歌の詩は遂に天下の處士を駆つて到底爲す能はざる所の攘夷論を以て幕府を苦しむし

め幕府以外に西洋諸國の通商を求める之ふ續ぐに兵力を以てせんとす
るの威勢を示すものあり、内には處士の頻りに朝命を肩に擔ふて、攘夷
を促がし迫るものあり、而して其旗下の士へ、多年泰平の餘に慣れて、文
弱に流れ武備を忽にしたるが爲に、一朝米艦の浦賀表に投錨して蒸瀬
の烟りを東海の天に漲らすと及び倉皇狼狽す所を知らず、遂に爲す
なくして斃る、に至りしは、實ふ江戸の文學會たゞ徳川氏の衰運を促
がし、徳川氏は昌平校を設けて、天下の學生を養ひ、遂に其學生の爲に傾
倒せられたりと雖とも、當時輿論を喚起して、天下の人心を鼓舞し、七百
年來政權の將家ふ奪ばれて、徒らに虛器を擁するの嘆を免かれざりし
王室の威勢は、忽ち雲霧を拂ふて光輝を漏らし来る所の大陽の如く、江
月の葵の萎れると同時に京師の菊花は爛漫たる美花を開き、香氣馥郁
全國に普ねく王化東遼西陲に至るまで、施こし亘るに至りしは、一ふ此
徳川氏が多年養成せる學生處士の力最も大なるものにして、實に徳

川氏晩年の文學ハ、徳川氏を倒して江戸の繁昌と滅じたるふ似たりと
雖とも、更に威勢赫々たる帝室の都城を此地に移し來りて、江戸をして
眞ふ全國最高なる首府たらしむる爲には、間接に最も力ありしもの
なり、彼の文學は初めふ江戸の花となり、後に江戸の實となりしものな
り、
江戸の盛時ふ於て、一大文學と稱すべきものふして、而して當時は世人
之を賤み、其事又從ふ人も、之を眞面目の業とハ思はずして、現はふ名
を稱することを憚かりしものあり、稗史小説の著作是なり、惟ふに天和
の頃井原西鶴に始まりて、寶永正徳の頃に至りて江嶋屋其碩八文字屋
自笑等出で、天明寛政の頃に至りて有名なる戯作者頻りふ出で、小説場
埋の文學は燦然として見るべき者あり、今山東京山が蜘蛛の糸まきに
記する所を見れば、大に天明中戯作者流の有様を見るに足るものあり、
左に抄出す

天明中艸さうしの作者有名の者は通笑横山町喜三佐竹の留守居春町小石人好町四ツ谷芝赤羽根根京傳庵等にして彼の曲亭馬琴の如き
人好町官人全交世座狂言師京傳庵等にして彼の曲亭馬琴の如き
へ其後に出でし者なり

曲亭馬琴は寛政の初家兄即ち蜘蛛の巻きの著者京山の兄山東庵京傳なり)のものとへ酒一樽もちてはしめて尋來たり門人になりたきよしをいふ其云ふ所をきけば深川仲町の裏家ふひとり住よしなり、家兄曰艸さうしの作は世をわたる家業ありてかたはらのなくさみにすべき物なり今時名ある作者皆然りさてまた戯作は弟子とておじうべきと一つもなしさればおのれをはじめ古今の戯作者一人も師匠はなしまづ弟子入りへおことわりなりしかじ心やすく話なし未來玉へまた書たる物あらばみる事は見てやるへしと示されけるにしばく來りて物を問へりそのちすこしばかりト籠をしりしゆゑゑうちなひにて錢をとらんとしるべありとて加奈川宿を心あて

に錢次第にて永くも足をとじめんとていとま乞ひに來りしが其のち六七十日をとづれをきかざりしゆゑ馬琴へ狼ふや喰れつらんなど家兄は戯れいはれしが或る日今歸りしとて來り旅中のはなしするうち物など調じてくはせさて立かへりしが翌くる日又來りて云やう旅のるすみ出水の是寛正三爲ふたみ残らずくさりかべをち勝手のものながれうせしも多し旅のかせぎもはかくしからざりしゆゑ我今足なき蟹の如しいかゝせんといふ家兄曰しからば當分我所ふ食客ふをられよときて馬琴大ふよろこび内弟子心ふてをりしゆへ衣服までも心づけ玉へりかくてありしこと稍久しくある日地本屋薦屋重三郎通油町にて京傳の著作來たり家兄ふいふやう此節みせの番頭引負ふていどまをやり帳場あきてみせ付あし見れば居候の男歳頃もよく帳面たふつければよしかへたきものなりいかゞあらんといふ家兄曰酒はのま手もかき文字もよめ作

氣もあり丁度よからんしか實体とたむかには詰合申さぬいづれ
當人おはなしてみんとて、つたやへ取ひし、後此事をはなしければ戯
作者となりたく家兄をうらやむ馬琴なれば大によろこび家兄の世
話にてべつに請人ありて証文をなし、葛屋が家僕となりしへふのれ
目知したることなり、さて奉公中花の春風の道行全二而五枚ツ、春
朗畫にて今り葛屋より出板馬琴自序に京傳門人とありありしが類
焼の時う此さうし大に行はれてより年々作ありて高名になりぬ〇
葛屋に三年ばかり奉公してよき入むこの口ありとて家兄をたのみ
いとまをもらひ飯田町中坂なる下駄屋にて家主なる後家に入りむ
ことなりしよ、筆硯を好み心ふは下駄屋はいやなりくと常にいひ
しが千鶴翁門人となり出精して少しく筆意を得てのち下駄やをや
め其うらにて手習の指南をなしかたはら戯作をなし後にハムすめ
にひこをとり家名をつがせ慳宗伯に或家の醫師の名目を買ひ取り、

下谷宇^あと鼠屋^{ねずみや}よみ町といふ所の玄關付の家を買ひて住せしが多年
の間著述を以て家内の口を糊せり、此間ふ一子宗伯死す、かくて天保
十一年秋書畫會をなしたる時、藏書のこらす賣り、金を合してかろき
官士の名跡のゆづりをうけ、宗伯が一子につがせ、今八十一歳ばかり
ならん、四五年前より眼病つもりて日人となり、宗伯、年前死すが妻に
筆をさせ、字までも口授して今に著述の上梓あるは一奇人と云べ
し、

家兄死去の時文化十二年乙馬琴へもしらせやりしに寺へばかり所
回向院^{まわむき}惣伯を名代として自身は來らず、舊友は毬山翁までも來られ
しが、馬琴が來らざりしゆゑ人々宗伯に尋ねしに、病氣ふはあらざる
よしなりし、七日佛事の時も馬琴をも書中みてまねきしかと佛前へ
すこしの物をつかひて持たせしのみ、其後亡兄のいたみをいびふ
も參らず、書中ふも尋ず、音信不通なり、しかるふ馬琴書畫圖をなす時、

京山京水越後の留守とはきゝながら家兄亡後始て來り、自書の扇二本持參したるはいかなる心そやと旅よりかへりて妻いひける故舊友なればすておかれじと會の、ちながら目錄持てかの下谷を尋ねしに、うりすへといふ札をみて、ゆきしさきまでたづねべきにもあらねばかへりぬ、此事は天満宮も照覽あらせ玉へいつはりふあらず右の次第なれど京傳馬琴と双璧によばるゝは出藍の才子なり、ことさら八犬傳の末に自稱もあれど、よみ本にて全部五十巻にもおよび人に推稱せらるゝ物、源氏物語水滸傳にも比すべし、よみ本といふ物天和の西鶴に起り、自笑其碩寶永正徳に鳴りしが馬琴には三倉すべし、惜哉此人にして此病あり

右は京山が記るせる所にして、其馬琴を誹る所或は世に云ふ同業の商賣仇の爲ふもやと思はる、所なきにあらぬとも、亦之によりて當時の小說家稗官者流の境遇を察すべきなり。

天明年間は前に記し、如く、多くの作者出でし頃なりしゆゑ酒呑本、はやり繪草紙も滑稽の笑ひをとるを旨趣としけるに、山東京傳は十九歳の時天明始めて御存商賣物全二冊自書といふ繪さうしを書きたりしに、其年四方赤良蜀山作にて繪草紙の評判記板元鶴屋葛屋出版ありしが京傳を以て總卷軸極上々吉にあげたり、是れ京傳が足を戯作者の社會に入れたる始めなりとぞ、

其後草和の始め、南仙笑楚滿人身なる木版師敵討三組盃といふ前後六冊物を出版して、大に流行し、翌年山東京傳は敵討千鳥の玉川前後六冊を作りて大ぶ行へる、此頃より戯作變じて質錄に類する読み物となれり、後ち文化の中頃、ふ至り、京傳のか六櫛木曾の仇討といふ稗史中に畫師豊國の創意もて卷中の人物を俳優の似顔となせり、而して此時より口繪と名みて、艸紙の冒頭に卷中の人物を掲げ、畫讀などを加ふることを始めたり

爾の後寛政より天保ふ至る間は、實ふ小説の花盛りにて、其作者ふは山東庵京傳式亭三馬、立川焉馬振鷺亭主人、感和亭鬼武、十返舎一九、小枝繁等先づ評判を得之ふ次で曲亭馬琴、爲永春水、松亭金水、墨川亭雪麿、瀧亭鯉丈花笠文京、文亭稜繼、山東京山、柳亭種彦の徒を出し、此等の人その著作中に挿入せし人物を書きたる浮世畫師の有名なるは、歌川豊春、同豊國、同豊廣、同國安、同國丸、同豊清、柳川重信等先づ名高く、少しく之ふ後れて葛飾爲一、歌川國定、跡齋北馬、二世柳川重信、歌川國芳、同國直、溪齋英泉等、最とも巧手と稱せられたり、

かくの如く徳川氏の中葉には、小説の文學旺盛を極はめたりしと雖も、天保十三年の春、當時の老中水野越前守忠邦、新政を行なひ、稗史小説の淫奔鄙猥に近きものへ、風俗を教するものとして之を禁じ其後作者板元ふして、之が爲ふ罰せられし者も少なからざりし爲ふ、漸やく其衰頽を招きたり、蓋し當時幕府の趣旨へ單ふ猥褻なるものののみを禁ずるふ

ありしも、世の作者、小説家、板元は誤つて法網に觸れることを恐れて、之を廢したるものなるべし、此淫奔に誘ひ易き稗史小説禁止ふ開する記事へ、曲亭馬琴の吾佛の記に基はだ詳らかなり、今其記の一條を抄出して、以て當時の有様を知るのよすがぞせむ、

壬寅天保十の夏六月三日坊間刑行の作り物語并に合巻と唱ふる戯作の畫冊子錦繪のことにつて官令あり、其御令條に云々、

自今紙板書物之義儒書佛書、神書、歌舞、總べての書物類、其筋一ト通りの事へ格別異教妄諺等を取り交せ作り出し、時の風俗人の批判等を認め候類好色書本等堅く可爲無用事(以下略)

謹んで右の御令條を按するに、俗語小説物の本は、昔より和漢に是おりこの度停止せらるゝにあらねども、異教妄諺の文を禁じ給へば、戯墨を停止せらるゝに同じかるべし、是吾が絶筆の時至れるなり、此前年辛丑の十一ニ月の頃、春晝のよつと唱て奉書紙を四ツ切にしたる

上春畫本と畫冊子を掛の名主等ひなくり得て町奉行所へ訟へまうし、かば、其贋本は焼き棄てられ、板ハ絶版せられて、板元丁子屋平兵衛等六七人は過料にて裁許落着しけり、其後壬寅春二月より人情本と唱へる中本は風俗に害ありとて、町奉行遠山左衛門尉殿の白洲へ、人情本第一の作者爲永春水實名越前屋長次郎、板元丁子屋平兵衛等召よせられて吟味あり、其間作者春水は手錠を掛けられ、板元平兵衛等ハ五人組に預らる、六七月ふ至りて裁許落着して、春水は猶又手錠、五十日目ふて赦免せられ、平兵衛等板元六七人は過料錢各十五貫文、其板は皆絶版せられたり、是よりの後幾程もなく江戸繁昌記と云ふ漢文の洒落本の事又起る、この書は十年ばかり以前より、作者寺門静軒の藏版にて、一卷を一編とす、則五編五巻あり、丁字屋平兵衛が此書を引受て賣るに及びて、町年寄館市右衛門に差出して發行を願し、此書然るべからずとて證文を取られし、猶捨てかたくてや、別に板元を

捕へて懲りすまに賣りしかば、靜軒と平兵衛を遠山殿へ召出されて吟味是あり、冬ふ至て裁許落着す、作者靜軒は武家奉公を構せられ、丁字屋ハ板フ、小あらずと雖ども、始め出版停止の詔書を奉りながら、其書を賣りたる罪ふよりて、所拂ひなさる、又淺艸なる青賈雁金屋清古も、江戸繁昌記を取次て賣たる者なれば、過料錢十貫文、其板は皆焼き捨てらる、この年壬寅夏五六月より田舎源氏と云ふ長編なる合巻の畫冊子を絶版せらる、板元鶴屋喜右衛門を町奉行遠山殿へ召よせてしと答まうし、と云ふ、其書一編は二十頁を二冊にしたる者にて三十二篇あり、若其賣徳を上納せば、金三四百両なるべきふ作者柳亭種彦はこの年七月下旬病死したる故ふや、只絶版せられしのみにて、今に至るまで裁許なし板元鶴屋ハ僕恃を得たり、種彦は實名を高屋彦四郎と云ふ、小十八の小普請なれば、始より作者を召出されず、こ・

を以て田舎源氏の畫工國定も、この一件を免れたるなり、其後冬ふ至りて、又ド・イフぶしと云ふ小歌は、深川なる藝者の歌ひしと、春水が増補して、繪入の小冊子にしたるを絶板せらる、板元は例の丁子屋なりしを、別に板木師某を版元なりと申立しにより貢徳金七八両を没官せられて裁許落着たりと云ふ詳かなることと知らず、猶ほ憐むべきは、江戸繁昌記を彫刻したる板木師某へ本郷なる貧窮者と聞ひ、其彫刻料金九両餘は召一取られしと云ふ、是等を不幸の第一といはん歟、この時に當りて吾戯墨の舊作はさら也、八大傳結局新篇金瓶梅第九集には善惡の御沙汰あることなく、しかればいよ／＼恐れ慎みて戯墨の筆を断つべきこと勿論なれども、老て吾身を養ふ者もなく反て興邦（馬琴が婿養子なる）等が小祿にて旦暮の足らざるを資くるにこの小技ならではせんすべもあらず、愁に餘命ある今よりして、吾窮するへ命にして亦時也云々

此等の文字によりて見れば、天保の晩年以後は、世に爲永物と稱せられたる中本を始め、他の仁義忠孝を旨としたる所の作り物語りも、多くは筆を投するに至りたりと覺ばしく、而して是れ畢竟彼の水野越前守の禁令に由りたるものたるや明かなり、然れども弘化年間に至りては、禁合も稍弛るみしと見へ、馬琴の金瓶梅の第十集及び美少年錄の後編なる玉石畫子訓を初め、合巻の冊子には女郎花五色石蠶等の著作ありたり然れども此等の作を爲すときは、馬琴既に七十八九歳にして嘉永元年申十一月八十二歳にて没したるが、馬琴以後には馬琴の業を繼ぐべきものなく、況して人情本類は、其禁未だ弛められず、其後嘉永安政の頃に至りては、亞米利加國の軍艦一とたび浦賀表へ錨を下だし、通商和親の條約を求めしより、上下ともに人心洶々として安からず、爲に裨史小説の如きは、亦之を爲さんと欲する者も断へ、之を讀む人も漸やく減じて、世の中は唯だ悲壯慷慨なる詩歌を放吟して、高下駄曳きすりながら

大道を潤歩し、然らざれば亦い簡袖にだん袋の兵隊が足なみ揃へて歌ふトコトンヤレの軍歌は、大追ふ童ベ羽子撞く娘子も之を口にする様に移り變りて、世の中に優美なる文學は、殆ど一時其跡を温め、隨つて徳川氏の末路に於ける、全般の文學は、大に衰微の運に向ひたりき。

風俗

夫れ天地へ万物の旅籠屋にして、光陰へ百代の御客様なり、其道中の間には、山路もあるべく、平地もあるべし、昨日と過ぎ、今日と暮らしてあすか河、流れて早き歳の瀬は、奔流矢の如き早瀬もあれは、徐々緩々たる渾河もあるが如く、江戸創業の初めには千軍萬馬の間を駆、あくゞり、身体髮膚四肢八骸、ところまだらに刀症槍傷矢砲鐵炮病負ひし人々は、辛抱に、其風俗も質素なりし故、隨つて市中の町人に至るまで、奢靡の風にハ

染まざりしも泰平漸やく久しきに隨がひ、上下文恬武熙の喫習に流れ、人ごとに奢りを極むるに至り、一とたび白河の樂翁公(松平定信)が、奢侈禁止の令出で、之を一掃たるも、其後亦漸やく驕奢に流れて、幕府は竟に瓦解するの不幸を見るに至りしは、是より以下に説く所を見て知るべし。

當初江戸繁昌の頃には、天正十九年卯年の夏の頃かとよ、伊勢與市といひしもの錢瓶櫻の邊に始めて錢湯風呂を一つ立て、其風呂錢は永樂一錢なり云々とそゝろ物語に見へたるは、是なん湯屋の初めにて石礎と堀すりを携へ、毛揚枝を口に啣へながら、朝湯に往くことなどは、夢にも未だ知らざりしなり。

此頃迄は昔の風俗殘りて、武士方は格別、其下々は木綿合羽を着する人なく、町人は勿論御旗本衆五六百石乃至千石取らるゝ人々も、併の中に小姓は紙合羽を着し、木綿合羽は家老人ばかりなりしが、當時は小もの

中間下牢女まで木綿を着す世界となれりとは元正間記に見ゆる所なり、
昔ハ奥方の神社佛閣へ年詣の節は、さげ髪にして、供侍は上下を着し、女
中の帶は今総金入にて幅は三寸四分、長さ七尺五寸なりーといふこと
古老物語に見え又昔は常の女絹鎗の光る小袖を着るてふことも同書
に見ゆ。

又三省錄ふよれば安永の頃まで召仕の針妙腰元半女にても、外へ出る
時は顔を覗面又に綿あてかく、顔を出してあるくことなしと云ふ。
青木民部少輔拘ばれて板倉伊賀守の邸にありし日、伊賀守之が馳走し
綿布の夜具を出しけるに、民部夜具の裙を頂き、我等ことは未だ箇様の
夜具ふくるまれて夢を紀ひしとあし、勿体なしとて着せざりければ、更
に木綿の夜具を出しける、此時の大名は大かた此の如き風俗なりと、明
君達徳錄に出でたり、

寛永の頃まで婦女の髪を束ねるに麻繩を用ひ、其上を黒き元結ふて巻
きしと/or>春臺獨語に載する所なり、

又此時の男の冠たる編笠へ極めて深き作りにて、顔を包む程なりしか
ば、両眼丈けの穴を之れに穿ちて観覽に便にしたり、後世の曾笠にすか
しのあるは此風の遺れる者なるべしといふことも同書に見ゆ、
接するに此時代をいふ頃より、文は紺帽子を冠り、其上に編笠又は塗笠
を戴きたるもの、如し、

津の國鴻の池の酒屋膳庵(はじめ三郎右衛門)といふもの、曾つて酒二斗
ばかり入るべき樽二ヶを一荷として、其上に草履數足おきたるを組ひ
て、江戸に下り、大名の家々に至り、壹升を錢二百文ツ、に賣りより、其頃
はまだ鹿酒のみにて嘗て彼が持ち來るごとき美酒なき故、人々皆我
先きと買ひはやいたるより、しきりに上り下りして夥しく利潤を得
たり、尤とも其頃米は下直にして、木賃宿に泊れば木錢は十二文などし

たる時なる故灣の池より江戸迄一と上下錢三百五六文にて事濟み
たり然るに此所の大名にニ升、彼所の大名に三升といふ數かぎりなき
ことにて、肩の上ばかりにては涉せらざるゆゑ、其一荷四斗の酒を一樽
として、二荷を馬一駄とし、十駄ツ、持下りて膳庵自から之をうりたり、
依りて末代みいたり、酒の價を極むるとき、一駄何十両と數へるも、之よ
りぞ始まりたるなり、然るに其酒日を追ふて賣れる故馬の脊にても及
びがたく、終に東海道を何十万樽といふに至りて、船ふて入津すること
となり、竟に今日の盛んなるに至れりと云ふこと、落穂集に出でた
り、

今より凡そ百年以前は、足袋屋香具屋油元結なし、明暦の大火以後、諸人
革羽織頭巾おはきずきを掠ひくたるゆへ、鹿の革の直段おだん高直に付、始めて木綿足袋を用
みたり、それまでは皆革足袋のみなり、革足袋は切革屋にて造る、木綿足
袋を用ひてより、始めて足袋屋あり、天保の末年まで、前髪立の小姓など、

は格別、其外は上下とも年わかき男の髪に油などを塗り付あるはなま
ぬるき奴やつと攘斥ひんせきせらる、其頃はもみ上げ頬鬚など流行し、又侍の中にも
は、ありたれども、先づは歩行若黨かわいぢう小もの中間などの頬にあまた見え
たり、其ともがら蠟燭の涙滴しじをあぶらにてときゆるめ、松脂あとを加へ
て伽羅カラの油を名付けて用ひたり、其頃伽羅の油入用なるどきどき薬種店
へ申遣し、整そへることにて、當時の様なる伽羅油店などいふは毫タガしも見
掛かけざるのみかへ、文七元結ひともんも又なし、上下とも手前にてよりこきをいた
して用ひたりといふ、此事も落穂集に見ゆ、又三省錄によれば、貞享の頃
には、奥女中の平生の風おほ、花色染はないろあせの木綿服と細の帶一筋なりといふ、
衣食仕いっし并に器物等のものすきを専らにし、又伽羅珊瑚等をもてあそび
たることへ、五代將軍常憲院の時分ふ至りて、漸やく盛んになり、其後幾
回も儉約令出るも、今日まで竟に止まさる由ゆ可錄かくろくに見へたり、
又落穂集に曰く、女中の帶は若き頃まで、萬の卷物まきものをば三つ割わに絹羽きぬは二

重の類は二つ割と相定まりたる如く有之就中高田様懸りと申候は右の三割を又三分狭くかけ其はしを結びおし込み置申候如く有之候處に四十年ばかり前より卷物を二ヶ割絹類を一幅其儘にて用ひ後の結目などをも夥しく太く不致しては叶はざる如く相成候是また以前の義は下女二三人もめしつれ若者挾箱などつれ候歴々ものゝ妻女と見へ候女中まで麻のかつぎと申すものをかぶり紫の染革足袋をはきてあるき申す如く有之候處七十年ばかり以後は右のかつぎと申すものをばかぶりたる女中とては見かけ不申候。

古今沿革考といふ書によれば男子にしてかつぎを着る者江戸ふも以前はありしが大猷院殿御法事のとき岩間八三郎といふもの、かづきにて女子と偽り増上寺にて桜平伊豆守をねらひたることあり是れより停止とはなれりとかつぎの棄たりたるは之によるなるべし。寛文の末よりよふく帶の巾廣くなり延寶の頃専ら巾廣純子三ヶ割

長さ一丈程になりたりと古老物語にありき。

又同書によれば萬治の頃より江戸中かつぎはやみて女かちにて歩みあるくときは覆面の上に玉ぶちといふあみ笠をかぶりあるき其後寛文の頃ハ松板といふ縫笠をかぶり延寶の頃は熊谷笠といふあみ笠はやり八分通りなど吟味してかぶり其後天和貞享の頃よりあみがさ次第くに止めて菅笠となり一同是を用ふと。

三省錄には又貴賤ともに美男かつらを用ひて髪をつかぬと云ひ又寛文の頃或諸侯の息女より銀の笄を一本賜はりしをめつらじき結構なる品とて戴き玉ひしとて人々あらそふて見に參りけるどありぬ、君は土藏持たる人稀なり牛込より小日向邊へかけて土藏とては見へず番町にも大名の外は瓦ふき家根なかりーとは古老物語に載する所なり、

昔は半切紙といふ物ハ更になし六七十年以前より半切紙といふ物始

まりたるなり、其前は堅紙なりと、又同書に見ゆ。

貞享の頃、嫁取振舞の時は浅黄に散らし菊の絹の着もの、襦珍の帶に紫の革足袋を用ゐたりと、三省錄に記せり。

骨董集に據るに、此時代なるべしの男は桔梗笠といへるものと冠れるものあり、菊花の如き形の笠なり。

又骨董集に據るに、慶安より萬治寛文の頃、女の衣裳に丸つくし模様行はれたり、又蝙蝠羽織といへるもの、男の若たるを見る云々。

羽織に紋を付けることは、元祿の初め紀伊國屋文左衛門に始まる、紀伊國は世に紀文大蟲と稱せられ、羽織に紋を付て自ら着し、又射箭等にも

着せしむ。

此頃までは、戰國争乱の餘を受けて、人々多くは昔の寒苦を見知り居るか故に、質素を旨とし、奢侈を戒め、女は革足袋かつぎを以て身に總ひ、男は深編笠に面を覆ふなど、専はら華麗なることを避けたれども、泰

平穏くこと百年の餘に及び、上下ともに兵亂の何物たることを忘れ、亦創業者が粒々辛苦の汗を流して貯ひたる、身代の有難さを忘る頃となりたれば、一般に奢侈華麗を好むこと、なり。五代將軍の如きは明君なりしと雖も、亦華美を好ませらるゝこと甚はだしく、殊に其生年の成年に當るとして、狗を愛して之が爲に、人民の性命をも犠牲とせられしことさへ少なからざりしは惜むべきことなり、元來太平の世に生れて、天下の大樹と仰がれ、好みとして行はれざるものなきが故に、物ごとに華美を盡くされしも止を得ざることあれども、上の好み所は下により甚しき諺の如く、上下爭ふて、奢侈贅澤を極むるに至り、遂には町人百姓に至るまで、昔しの物堅き風を頑固と嘲けり、時の流行を逐ふて、華奢を飾る者と通人と稱し、若しくは之を紳士と賞め、甚はだしきは町人にして、大名旗下も及び難きほどの賛美を極めたるものあり、かゝる人々江戸に十八人ありければ、之を十八大通と稱して、世人は之が風を慕へる

もいと浅ましかりき。

紀伊國屋文左衛門は、十八大通の一人にて、材木の問屋なるが、本八丁堀は一町ものこらす之を有したる豪商にて、大廈高堂を構へ片名に呼て紀文といふ、今も其名人口に贈灸す、俳諧師其角の門人にて俳名を千山といへり、其角が吟句を集めたる五元集にも、千山が宅にてといふ句に三首みえたり、紀文ひど、せ歳越の夜、花街に遊びて豆へ小粒金をませて豆蒔をしたること、口碑にもつたへ、物の本にもみゆ、翁の著作なる近世奇跡考、紀文か、る奢侈に家産を破り、晩年深川一の鳥居のほどりに住し、こゝに没せり、その、ち佛諦の宗匠某、紀文が住すてし家を買ひけるに、居間天井紙張にてありしが、いたく古びたれば、經師屋に貼りかへさする時、經師いひけるやう、こゝは何人の住ひし跡やらん、あるじは物このみにふけりたる人にてありつらん、天井を貼たる紙を見るに同じ紙は一枚もなくて、普ねく日本國中の紙を以て貼り交せたりといひけ



るよし、ある本にみえたり、おもふに紀文冷落れても、心のふぞりかくの如し、此一を以て其盛なりし時をしるべし、今いへば是れ贅澤なりき、せいたくと、驕奢の陰病なる物なり、此病ある者黄金湯を用ふればます上昇して治りがたく、つひに破財亡家の死にいたる、享和の頃、千柳点の句に「唐やうで賀居へとかく三代目」といよきいましめぞかし、實に江戸全盛とも云ふべき安永天明の頃は、奢侈費澤の花ざかりにして、其頃花奢風流を事とする者多き中に所謂十八大通の如きは其主なる者なりし、其十八人の首たる者は日本橋西河岸の材木屋十曉にて、其最後に稱せらるゝ大通は、淺草御藏前なる、札さし大口屋治兵衛こと文魚なり、ある日十八人の通人集會ありし時、文魚銀のひろがねにて髪を結ひて出しを、通人とも皆みて譏り云やう、文魚が銀のはりかねは、今日一日の晴ならん、さればさのみ稱賛すべきにもあらずと、文魚はこれをき、て負けぬ氣になり、この、ちは平日も銀のはりがねにて髪をゆはせし

とぞ其頃巷説にもいへり、此文魚も紀文の如く零落して御藏河岸のかうし作り、間口二間ばかりの家に住ひたる頃、ある貴人の御賀居文魚が河東節の上手なるを聞玉ひてめされける時、上り終りて別の座敷にて酒食を賜ひ、文魚なりとて目録へ賜はらすして、八丈縞五反賜はり、文魚がつれ來りたるは、名の聞これたる河東節の三味線ひきにて、藝を業とするものなれば、目録を賜はりしが、其時文魚は賜もの、反物をとり、後ろなる三味線引等にむかひ今日は、太儀なり、これは寸志なりとて一人へ三反、一人へ二反其座にてとらせたりといふ、其三味線ひきの一人は有名なる山彦源四郎なりき、紀文が天井の貼紙、文魚が八丈縞一對の奇談といふべし。

昔し氣質の人々は、今日年少者の爲す所を見て、贅澤なり奢侈なりと云へども、紀文、文魚が當時の爲せし所へ、今日の贅澤家もおさへ舌を捲いて驚くことのみ多かりしを見れば、天明時代の江戸の繁華は、今日

にもまさりたるを推測するに足るべし。
かかる世の中なりしかば、舊古質の残りたる事もあり、此頃は今の如く
繪草紙屋みて、錦繪の團扇は、箱には賣もありけれども、はしごにて給
草紙屋さへなければ、うちわを物ふ入れて背負ひ、竹に通したるをもた
げほん一丈うちわ、ならうちはさらさうちわや、ほぐうちわとよびあり
く、おほかたは若しゆニさいなどなり、其頃に「きゑの團扇一本十六文
也、其粗末なりしをしるべし。

扇も二枚ばかり五十文、繪は杉の立木ふ片鳥居浪に日の出雲に舞鶴の類
にて、いかにもそまつなる給なり、こは安永四五年の頃の事を云ふもの
よて、事實は京山人百樹の著はせる、天明事跡蜘蛛のいと巻による、その
のち天明元年の頃にいたりて、字扇と、なへて、龍、蘭、鶴の字なぞ双鉤字
のめぐりを、藍又は紫にいろやりたるを、珍とし寶として喜ひけるに、後
年の字扇へ下品にして子どもよろこびずなりければ次第に止みぬ、

又扇賣といふものありけり、扇のかたちしたる箱を、いくつもかさねた
るを肩におき、「あふぎ」とよびありく、そのすがたは染ゆかたに白き
脚半、じんくばせをりにて、おほかたはなまめきたる男、あみがさをか
ぶりたり、之をよびいるれば地紙を見せ、骨をみせ、其座にて折りて賣る
なり、初代市川門之助といひし色やくしや扇うりの狂言をしたること
ありき、是正徳頃の遺風なりしに寛政にいたりて其事たえたり、

おなじ頃餅米を熬りてふくれたるを「はせ」といひて、是をばながらす年
始の蓬萊ふは、家毎に飾ることなりしゆへ、大晦日のあけぼのふ「はせや
はせし」とうりあるく聲、いと春めきて心よかりしも今はきかず、
同じ頃辻賣引とて賣引の糸と持物にくさぐの手遊を入れならべ、糸
一筋の價手遊のよきあしきに依て高下あり、當たれば隨意の品一つを
とらする仕方にて、此賣引いくたりもこゝかしこの辻に立て「さござい
く」とよぶ時に見せる此聲をきけば、手の舞足の踏所をしらずして駆

け集りたり、此賣引おはかたは松の内を盛として、十日頃に止む、新春一ツの景物なりしに、寛政に禁令ありて、其後へ聲なし。

寛文の頃へ、十五六のむすめ竹馬にのりて遊びし事、正徳の頃寛文より五十年後まことにありしとなるよし、安永より天明の始の頃へ、市中の街上にて十歳前後の男女の兒ことも、うちまじりて目かくし、鬼きごつこ、柱取付はしとつけさうりかくしかくれんばなど、唱唄へて、夏の夕ぐれなどゆきしの妨げになるほどむらがり遊びしに、其後弘化の頃に至りて、亦さる事する兒こもなきに至りしは、さかしくなりしにや、僅かに五六十年の間ふ、前と後と子ことも遊びのかわりし事、猶まだありと、是も蜘蛛の糸いとに見へたり。

近き世の人は、金錢又は証書類しようしょるいなどを入れて、懷中いざなみに貯たまふる物を、紙入れ又は鼻紙袋はながみとうといへり、案するふ、上古の人といへども、他行の時は懷中いざなみに、紙袋屋がみとうやといふ物、室永の頃よりの物にて、ハヒメは縄つなにもあれ、木綿もくめんにあれ、四角に縫ぬいひ、口にはく、るべき紐ひもをつけ、内には途中用の物をいれ、をはな紙袋がみとうとて、妻つまなに縄工つなこうさせたるものよて、天明の頃まで、はな紙袋屋がみとうやといふはなかりしなりといふ、さて又たばこ入は安永年中の頃は、鎧甲よろいこうの如き形かたちにて、皆こはせかけなり、表はにた山木綿裏さんもくは黒襦子じゆし籠甲くわとうのこへせかけなるを、上なき物として、人も掌上てのうに取て見る程にて、其價か銀五匁ごそ(今八錢餘なり)位なり、に、安永の末の頃より、室町の丸角といふ袋物店大にはやりいだし、銀の櫻鉢さくらばといふ物を作り、ヒム、是今いふかなもの、起立はしじゆなり、又此同家にて織部形おりべがたといふたばこ入をはしむ、其形今ふ尙ほ殘る、天明の頃かの十八大通と呼ばれし通人どいつも、銀の櫻鉢さくらばふ、おりべかたのたばこ入もたざるへなかりし寛政にいた

りて、淺草田原町あ越川屋といふ袋物みせはやり出し、懷中物に一層奢侈を増長せり、此店御藏前札さしもよりはやらせはじめ、名物のされをうつしてふらせたるは、此みせに權輿すといふ。

當時の淺草御藏前に軒を並ぶる札さし商人は、即ち日本全國より貢租として納め来る所の米の内、僅かに幾部分を大坂及び駿府に留め、餘は盡とく江戸に積み送り、運び來りて之を深川に陸揚げなし、上は老中若年寄より、下は興力同心組下の者等もに至るまで、年々扶持米として給與せらる所の俸祿は、皆此諸國の貢米を以てし、而して、此貢米へ藏前の札さし商の保管するものにて、月々實際消費すべき所の額だけを保存して、其餘分は皆札さし商をして之を現金に仕切らしめ、前以て之を受取るを常とし、甚はだしき、翌年分の收入を仕切りて、既に前金を受取るものあり斯くして江戸政府の役人の會計は、殆んど其番頭手代に均しき札さしもの手に左右せられ、利潤は皆彼徒の爲ふ吸ひ取られるなり。

衣食住のことは此位にして之を指き、以下身体に附着する風俗に移り先づ男子頭髮の有様より、次ふ女子の頭髮、男子の類髪等に及ぼすべし、

男子頭髮の起原及び其種類

上代^{じょうだい}男子の頭髪^{とうぱつ}は、愁髮^{さうがつ}にして、粗縫^{くろぬい}を以て、髻^{いと}を結ひ、下より上へ巻きあげて、髪の先は分^{わけ}して茶筅^{ぢせん}の如く亂して置あり、又月代^{つきよし}剃る事は、上代一般の風俗^{ふうぞく}にはあらず、適々^{たまに}逆上の氣^{むらぎ}と苦しむ者か、または戦争^{せんそう}の時など、人によりて剃る事にてありしも、それさへ近世の所謂中剃^{ちゅうざり}にて、前髪^{まへがみ}を剃ることはなかりき。

前額^{まへがく}の髪までを剃る事となりたるは、永鑑天正の頃^{今より三百二十年程前}天下戰國^{せんごく}となりて、連年兵亂^{じんねん}打綱^{うちつな}き、士卒たち多く胄^{かぶ}を冠りて、頭上^{かぶ}の熱^{あつ}するを苦しみ、月代^{つきよし}を剃るに額^{かぶ}の髪^{がみ}を残^{のこ}さんもうるさくて、遂に前額^{まへがく}をも剃り落し、月代^{つきよし}も大きく廣げて物しつゝ、後世謂はゆる野郎^{やうろう}あたまの剃りこかしとなりき、斯くて六七十年を経て、元和偃武以來^{えんわ}も舊習^{きゅうけい}を襲ひで、古風^{こふう}に立復^{たかか}る事なく、自然世上一般の風俗^{ふうぞく}とはなれり、されば稀^{まれ}には古風^{こふう}を慕ひて、貴賤共に總髮^{そうぱつ}なる人もありし也、此事^{こと}秋草大意^{あきくさだい}といふ書に見ゆ。

其頃^{ごろ}の男子は水油^{みずあぶら}にて髪^{がみ}をすく事はありしも髪付^{がみつけ}などいへるかたき油^{あぶら}はなかりき、伽羅油^{からあぶら}は前にも説きし如く寛永の末正保の始め頃^{今より二百四十年程前}よりありし由なるが、それを賣る店とては江戸中に六ヶ所ならでなく、油^{あぶら}を目薬^{めぐや}具程^{かいじゆう}の物に入れて賣るを一年二年ふも用ひ、兒若衆^{こども}など少年の一ヶ月に用ふるをば笑ひ譏^{わらひ}る事なりき、故に大かた伽羅^{から}の油^{あぶら}は婦人或^は前髪立^{まへがみだら}の兒小性^{こまな}ならでは用ひず、壯年^{ばいねん}の輩にして髪^{がみ}油付^{あぶらづけ}る者は之を耻辱^{はず}とし人の譏^{わら}るには、誓文立^{ちぶんだら}て、油付けずなど言爭^{いひあらそ}ふもありしとぞ、こは落穂集^{おちほしゆ}昔々^{むかひ}物語等に記する所なり、又寛文延寶^{かんぶんえんぽう}今より二百二十年程前^{まへ}まで、町人は五人組に水入^{いり}一ツ、桶^{おけ}一枚あるのみにて毎朝^{まいあさ}起きて、桶^{おけ}水付^{みづづけ}髪^{がみ}かきあげ、觀世紙^{くわいじ}捨にて髪^{がみ}括^{くわ}り、それより鄰家^{となり}へ廻^{まわ}しけり、而して百姓農民^{のうみん}は皆^{みな}薬科^{くわく}みて括^{くわ}り、土分^{どひ}以上は糸紐^{いとひも}を用ひたりと、三省錄^{さんじゆりく}み見に、又黒糸^{くろいと}を以て髪^{がみ}を束ね^{つか}結ふ事、寛文以來^{から}流行せしが、是は専ら艶治郎^{あんやうらう}のする業なりと、我衣^{わぎ}といふ書

にかけり、

（そ）
江戸開府以來、男子の頭髪の様を按するに、嬉遊笑壁に云く、慶長の頭
（今より二百八十年前）の風を古畫など見て考ふるに、男の頭つき、狹狭
く、さかやき大に剃り、或は半頭にて、若き人は前髪薄く残し、中剃をした
り、何れも額は角を入れて抜き、髪は脳後にして、丸く束ねたり云々、又云
く童子の髪、慶長の頃は、前髪の先を切りて、左右へ振り分け、髪は眉に元
結多く巻き、二ツまげにしたるもあり、又茶筅なるもあり、髪は出さず、鬚
をつ、乙みに結ひたるものあり、其うち武家と、町方と野郎との風も別か
れたり、寛永の頃（今より二百五六十以前）までは、大かた此様なりしが萬
治寛文（三百二三十年前）の頃より、次第に髪を出し、女のかもめ髪などに
なれりとあり、

是より後、髪の結ひ様幾變りかしにけん、其風詳らかに知り難けれど、始
く名稱のみを掲げんに足薪翁百話に、近松平安が作の「加増曾我」といふ

淨瑠璃節の文（少將が男子の髪結ひにやつし、條を載せたり、云々
但しわぐしの御用なら、大銀杏、中いちやう、立かけ、投かけ、千松わけ、五
分一、蟬折れ、鷗の足、さて月代はうしろ高、うしろ下り、片われ月、そつば
う、して、んぐり髪のし髪、釋迦髮、額にとつては内ぐり外ぐり、すく額
業平かゝりの透額、半でう額、月びたい、唐犬びたい、角額、云々（以上加増
曾我の文）

是は延寶頃の作なれど、百年以來、結ひ來りし髪の風、大かたこゝよ盡き
たり透額といへるだけは冠の名なれを縁語に引けるにやといへり、此
中、大中銀杏とあるは髪のはけ先を左右へひろげて、銀杏の葉の様にした
るをいふもの、如し、而して髪の風の最も古きは茶筅髪に如くもの
なかるへし、

茶筅髪は足薪翁百話に引く所の新續大築波集（萬治三年撰、今より二百
三十一年前）政通の句に

ふりのよき柳やいばら茶筅髮

また寛文十二年撰(今より二百十八年前)の暗小袖の中にも
大服の茶筅髮かやゑぼし下

などいふ句あり、色道大鑑に茶筅髮ハ無禮ながら折に上れ取あひたる

處あり、女郎と狂ひて打乱れたる引さきにて茶筅に結ひたるよしとも

あり、これ延寶年間の事にて、今より二百十數年程以前なり、當時茶筅髮

ハ打掛けたる姿と見えたり、

卷立て、おつ、かみ、も茶筅髮のうちなるべし、これも彼の足薪翁百話に
七百韻の句(延寶四年の吟)を引て

お扈從の自体は熊野そだちにて

卷立て元結瀧のしら糸

如見

又。おつ、かみは暗小袖に

枝ふろす柳か髮のふつゝかみ

雪吟

などもありしを見て知るべし、

千松わげハ寛文の初め(二百廿年程前)に鑄びたる糸爪草に
枝も葉も千松器や藤かつら

台證

とある類かしてこれは紫の紐にて結へるよしなり、

立かけ器は貞享四年(今より二百年程前)版の男十寸鏡といふ書に、若衆

の髮の事を言ひて、立かけの大たふさつとの大なるハ似合たると、似合

はぬ人とありと見ゆ、

蟬折れば髮のとり様より名づけたりと聞ゆ、此名稱は天和より元祿中の書に多く見ゆたり、又海老折といふも同じ類にやあらん、これも元祿

前後の書に見ゆたれば、その頃世に流行せし風なるべし、

唐大額は、延寶八年(二百十年前)版の花洛六百句といふ俳書に

前 唐大の妻こふなどもわれなり 保友

附 中間の額面かけにたつ

なぞ見ゆたり抑唐犬額といふは寶曆四年版の俠客傳に「江戸に唐犬組といふ男伊達あり、喧嘩と成ては相手に疵つけずといふ事なし」とて、唐犬組と名付けたり、唐犬組大かた男ふりよく美男にして其額別して大きく、恰好よろし云々とあれば、町奴の風が一般ふうりしならん。以上は足薪翁百話に引證委しく記されしを皆ながら寫し出でん。頗るハしければ、摘要したるなり。

元禄の初め(今より二百年程前)中村傳九郎といふ俳優より、糸髪といふ風流行出し、其姪傳七。ナマヂンと云ふ風を結始めぬ。寶永の頃(百八十年程前)淨瑠璃語り江戸半太夫といふ者、バチ翼にして、刷毛長く、立かけといふ中剃りを始めたる由。又正徳の頃(百七十餘年前)には、芝の肴賣り、日雇取などに、三ツ折返しといふもの行はる。これは元結一寸、髪一寸、刷毛先一寸を三ツ折にする故なり。ど是も我衣に見えたり。

享保の頃(百七十年程前)には、土偶師辰松八郎兵衛が髪の風流行せり。近代世事談に云く、頭日辰松風とて、元結を事々一く長く巻き、月代の上のかたへ、高く髪をもつたてたる風あり。辰松は人形つかひなれば、仰向くに髪の方襟の中ふ入り乱る。故、髪を高く結ふなり。此風世間にはやりて、うつふきて業をする者もこれを好めり云々といへり。同じ頃、宮古路といふ洋る語り下りける。それが髪の風を學びて、文金風といへるもの行はれし由は賤の諸手巻ふ見へ其髪は油にてかため、毛筋われめなし、元結多く巻き入れかみすこし入れ、刷毛先へ竹の串入る。云々と我衣に見へたり。

又延享以前(百五十年程前)みは豆本田ぞべ本田だまされた風卷髪、なぞとて、種々異様なる風行はれ。賤の緒手巻に云く「野郎あたまは、ぞべ本田ぞて、中剃をいかにも廣く剃り髪の間より中剃の見ゆる様にして、根をゆるく、巽と一との間僅にて、月代へのそきたるやうに巻きかけて置たり、多く堺町邊の歌舞伎役者の髪のふうにて、歴々ふも若き人たち

其の風の如く結ばせて、上下着て公儀を勧むる有様不相應のあたま也、又豆本田といふは、至極髪をつめて、髪といかにも小さく、豆粒の如く結ひたるなり。又其頃、遊士俗客は、刷毛を殊の外長く延して、大低額へ押付け届く程にして結ひたり。又だまさされた風とて町家の若者などは、髪口を簿く剃り下げ、夫より段々高く後へ高にたて、髪を結ひたり。是をだまされた風と云へり。また、巻髪とて、髪の毛を上へ巻きわけ、かきはにて巻込み結たり。いづれも彼文金風より後のことなり云々といへり。又半日闇話に云く明和の頃（百二十年程前）男子の風俗甚た異ふして、髪は本多とて、中剃を太くし、髪を高く結ふ。又下髪とて、油を付けず、梳の齒を入れ毛筋を通し、後の方は油を付けて其の界を鹽界といふ。眉は三日月にて細く、衣服は細袖薄綿、重ねて着るに便す。此頃の諺に云、疫病本多、癩眉宿なし姿云々ともあり。其世の様の艶冶を旨としたること想ふべ一文化年中（今より七八十年前）の事にや、戯作者式亭三馬が、髪結吉藏とい

ふ者の爲に奥服屋に見立たる報帖を書きたりしが、一時の戯筆なれど、當時ふ行はれし、髪の結ひ方、名稱などを徵すべき者なきに非ず、仍て左に抄出すべし。

御髪置、小判形御中剃。ちよつきり本田。薦口ほん田。

御衿着、おけし。ちやんく。半月形御前髪。

御商人様方御實體向、大いてふ類。小いてふ類。

御屋敷向、大たぶさ。ばち髪。剃り下げ。

御月代、百日。五十日。三分月代。五分月代。

但し前をはさみ候て、大きく中剃ばかり剃り申候、尤も小びたい附。

御はけ先、先ちらし。左へまげ。角ばけ。丸ばけ。ガタひとつめ。

上代風、茶筅髪。茶筅まだひ。あふさん本田。くらまへ本田。

やく病本田。かつたい眉。丸まげ本田。五分下げ本田。（以上）右報條の文ふよりて、武家町人の髪の風月代はけ先の様等、大概想ひ見

るべし、上代風といへるは當時既ふ流行せず古風となりしなるべし。是より後維新前までは甚しき變遷もなかりけん、維新前後の髮の風ハ世人も大抵は知り居るなるべし。然れども尙ほ細かふ當時の浮世錦繪演劇のかつらなきに就て考ふるに、大かたの種類ハ殿様風、若殿風、大銀杏武家方總髮銀杏香士等此風ふり小性髮の末を穿へ出して結ふ浪人銀杏代なり小銀杏町家銀杏潰し町家の竹の節丁羅のボット潰し若者相撲銀杏檜落し清元銀杏此風間者流スイナセ風先を長く刷毛分伊達奴仲間風撫付等此風なり醫講武所風額細くりあり前薦者風鬚短く刷毛がくらす毬栗順人坊主の頭なりとす、これらハ今の人誰も先をちらず、毬栗又願鐵とも云ふり等なりとす、これより今の人誰も知る事なれば、委しく記すに及ばざるべし、因てこれより女子の鬚の種類及び女髮結のこととに移らんとす。

女髮結の起原及び女鬚の種類

安永の末、山下金作といふ女性の俳優江戸に下り深川の染木と云所に住せしが、此者のかつらつけかつらの髮仲町の妓と通じたりしにわる日此妓の髮を金作がかつらのやうゆひけるを妓輩うらやみ、謝物を贈りてゆはせける故、のちふは其結ひ賃一度を二百文と定めけるに、尙ほ結するもの多かりしゆゑ竟にかつら付をやめ妓の髮を結ふを渡世としたり、然るふ甚吉といふ若き男其弟子となり、一度を百文づゝ、みて娘家の仲居とものかみまでゆひけるに、百文づゝゆへ百さんくどよばれ、つひには其名となりあり、此百と云ふ男は其舉止音聲天然の婦女の如く男に情をゆるすを好みけるとぞ、されば女のわざなる女の髮をゆふことをも習ひしならん、此者のすみ八町堀大井戸と云所に住み、げいしやせもあるひかみひものなきの髮をゆひあるき、女の弟子ありて其弟子ふ髮をすかせ、百はその跡へまわりて結ひたり、しかれども地

女などへ之にゆわすれば茶屋ものなり、驕りなりとして他に譲らるゝゆへ、此風俗地女には移らさりけり、こゝ寛政二三年の頃にして實に女に髪結といふ風俗の起りたる始原なり、その、ち百が孫弟子玄孫弟子或は自立のものも多きで、起立の百をくづして五十文となり、三十二文又は二十四文の安賣りもありて、女髪ゆい千筋にわかれ、まねく者も梯の歯をひくが如くなれば、一般に年齒の頃三十代の市中の婦女も、髪ゆふすべを知らざるにいたれり、後世今日に至るまで、婦女髪結ふとき用ゆる所の毛筋立なるものも此百の創意にて作りしものなりとぞ。

今其頃より行はれたる婦人の髪風の名稱を舉れば、左の如し、
島田丸髪、長松福羅雀割唐子、唐人髪伯母子、衆三銀杏返シ達磨返シ前
井銀杏蝶々髪

此等は普通に地女の老若の髪風にて、此外に御殿女中又は娼妓等の中

には、尙ほ種々の髪風あり、

天明の後、廿年ばかり文化の頃までは、おいらんと稱せらるゝもおほかたは、積兵庫といふ髪の風なりしに、近年此風たへて、昔時の態を失なひさしかざるかんざしはむかしにまさりて大きになりし也、天明の頃へ、いかにも細くからげなり、されど今のごとく馬蹄は頭にのせざりき、畢竟女の髪の結ふりのはじめは、唐輪、其のち兵庫、次に島田、次に丸髪、一名次に推草等に移り變へれり、

元來男の髪は甲冑を冠るの便利の爲に月代を剃りしに始まりたるものにて、其起原近かきも、女の髪と結ふことは、上代より存したり、是れ容姿を飾ること、女は男に比ぶれば一層深かきが故なるべし、然かれども髪結といふ一派専門の職業を開きしれ、男女とも江戸の盛時に始まる、是れ人の奢侈に移りたるが爲なるも、亦江戸の繁昌を推知するに足る、左に示す給へ當時上下婦人の種々の髪の風なり、

女髪結の起原及び女髪の種類



頬
毬

頬毬は骨董集に見聞草抄慶長十九を引て曰く見しは昔關東にて毬男をば、おもてにく体毬男といひてはむる故に諸侍士毬を願ひ給へり、頬毬は鐘馗毬とて諸人之を好む、鬼毬左右に分れなど、古記にあるは、此毬の事なり、あこさきの毬をば、天神毬とて、武家にはさのみ好み給はず云々かくいへる詞のはしに當時の風体見るべし、古畫を見るに、毬なき男子は稀なり、昔は毬うすき者へ假毬をさへしたる者ありし由、されば、毬の生え際美ならん事を欲するが故に、諸人常に鑰子を携へたり、又賓客を招請する時にも、先づ煙艸盆に鑰子を添へて出したり、之を書院手抜といふよしは還魂志料嬉遊笑覽等に見ゆ、これは慶長前後(今より二百七八十年前)の風俗なり。

慶長見聞集に云く、見しは昔中略毬生へぬ男は一期の片輪に生れける事の無念さよ、女顔と見らるゝ口惜さよと人の余所言いふをも我毬の

事かと耻かしさの思ひ内にあれは色顔にあらはる、されば天正の頃は
ひ、小田原にて岩崎嘉右衛門片井六郎兵衛といふものざれごとを云ひ
あかりいさかふ嘉右衛門に髭なし六郎兵衛あの髭なしと悪口しけれ
ば、即時にさしがへ死たり、去る程に男たる人の髭なしといはるゝを
ば、憶病者といはるゝ程の耻辱ふ思ひ給へり(中略)此十四五年このがた
髭はねたる面はどんあるつら、蝦夷が鳴の人には能く似たりと云なれば
し、上下の髭を残らず毛拔にてぬき捨る、然る間笠を着頭包みたる人を
見れば、法師とも男女とも見分け難じと見ゆ、

かゝれば一般に頬髭剃る風となれるは、慶長以後の事か、然れども下部
の賤しき男は尙髭蓄ふる者後世迄残れり、落穂集の説を按するに、寛永
より慶安の頃(二百四十年前)もみ上げの頬髭といふ事、武士の中にも
稀にはあれど、先づは徒士、若黨、仲間、小者のする業なりとや、此輩の假髭
するには、蠅觸の流れをとき、松脂に和して、伽羅の油とて用ひたり、尙後

は唯墨にて髭を書くもありき、此風近世まで赤坂奴に残れりといふ、此事嬉遊笑覧に見たたり、

天和貞享の頃(二百年程前)には一種の懸髭といふ物行れたり、還魂志料
に是は紙にて髭の形を造り、紙捻にて耳より懸け、編笠を打かふり、人目
を忍ぶ便とじたるものならんかと、四季咄、西鶴二代男等の書を引證せ
り、其文は省きて記さす、元祿以後に此髭の沙汰は絶口て聞けずなりに
ける、

元祿時代に行はれたる狂句に、

水瓜喰ふ奴の髭はながれけり
といふことあり、之に依て考ふるに、當時へ一般に髭を養ふの風ありて、
中に髭の薄すき徒は墨もて頬に髭を書きたることありと覺ゆ、前に所
謂赤坂奴の書き髭は此等の種類なるべし、

飲食業者

士農工商貴賤上下男女老少賢不肖を問はず、かのく朝より暮に至るまで、鼻水垂る、寒き日も熱汗流る、暑き日も、營々醒眠として其業を圖むは畢竟是れ何の故ぞ、詮し來れば皆鼻の下くふ殿建立の爲ならぬはなし、八百八町到る所、飲食營業の店の賑はふは、豈偶然なることならむや、人若し其口を塞いて飲食を絶ち、飢に苦しむ其時には外見も飾りも何の物かは、花より圓子、色氣より食ひ氣、時の盛衰汚隆を見るは先づ飲食より先なるはなし、是れ以下の數項ある所以なり。

料理茶屋

弘化年中の著作なる、彼の京山が蜘蛛の糸巻といふ書に書ける所によれば、其頃より百五六年以前は、江戸に飯を賣る店はなかりしと、天和の頃始て淺草並木に奈良茶飯のみせ出來しに、諸人珍らしとて、淺草なら茶飯喰んとて、わざくゆきし物すき者も多かりしと云へり。

かかるに都下繁昌につれて、追々飲食店多くなりし中に、明和の頃、深川洲崎に升屋祝阿彌と云し料理茶屋あり、亭主は剃髪して、阿彌といふ名をつけしは、京都人の丸と名くるにならひたるなるべし、此者夫婦、人の機を見る才ありて、しかも好事なりしゆゑ、其住居二間の床、高麗べり、なげし作り、入り側付を廣座舗とし、二の間、三の間、小座敷間に小亭、又は數寄屋鞠場まであり、庭中は推てしるべし、雲州候の御懇居、又は南部殿同く御當主の御次男雪川殿等しばくこゝに遊び玉へり、此両殿は其頃大名の通人なり、雪川殿のかくし紋は川の字にて、此紋をつけたる羽織は其頃名あるたいこ持ともは皆着ざるはなかりし、升屋祝阿彌かくの如き大家ゆへ諸家の留主居又は富商の饗宴といふとき、皆升屋を定席とせり、故に其繁昌は今之に比すべき者なし、其廣座數々望陀覽の三字を鑄物になし、地は呂色、様は蒔繪四角に象眼のかなもの大きさ六尺ばかり、裏書は漢文にて、南海君の書祝阿彌へ贈ふゆへよし二百字ばかり記して



ありし然れども盛唐の宮闈も亡る時り、此額其後質の流れを買ひて、
或る人の家にて見しが、後てきけば五代目の市川團十郎に與へしとぞ
同じ天明年中に磯せゝりの道人が遊人料理茶屋へ葛西太郎すみだ川
へゆく場の下り口に大黒屋孫四郎同所秋葉甲子屋眞し、庵中四季庵洲二軒蒸屋
八幡社内百川室町よなどもその頃に評判の高きものなりし
凡そ多くの人の集りて盛宴を爲すやう廣狭適宜の清らかなる坐室と、
氣の利きたる女をもと、盐梅の口に合ふ料理なかる可らず能く之を兼
るは料理茶屋に如く者なし、宜べなり古來其の繁昌することや、

酒屋

酒は愁の玉帶元氣を養ひ精力を増し一杯飲んで寝たる所は、此世から
なる極樂往生、上は層樓珠閣の上に、底ある珠の盃を擧げ、酣臥の美酒に
舌鼓を鳴らせば、下は九尺二間の裏店に、一合の濁醪類の落ざるかと疑
かひ、古人も之を稱して百邪惡毒の氣を殺ろし、血脉を通じ腹胃を健や

かにし皮膚を潤はし、濕氣を散し、憂を消し、勇氣を助け、言を宣べ、意を暢ぶと質せり、其後亦之に附け加へて、脾氣を養ひ、肝を扶け、風を除きて氣を下すと説き、尙ほ亦之に追加して、馬肉桐油の毒を解し、丹石發動諸病を治す、熱してこれを飲めば最ともよし、とは漢方醫者の紋切り形にし、つまり衛生上の談なれども、之を社交上に利用して、一面無識の人に対するとしても、一トツ献上の挨拶から、盃の上の媒介によりて、無二の親友となることあり、曾たま意中に不満ありて、面のあたり之を正氣の日に、口から出して言ひ難きことも、一盃飲たる元氣を以ては、故意と醉氣を粧ふて、思ふ存分言ふことを得べく、ばかり遅へば、昨晩は、つひ喰らい過ごして失敬仕りましたと、濟まし切て言ひぬけるは、是れ酒の重寶なる所にして、地黄坊樽次、朝夷奈三郎義秀等が、命に替へても忘るゝこと能はず、猩々もときの飲中八仙の中間連は、道に趨車に逢ふてすら、ア、此奴で酒を醸もすのかと、思へば忽ち懸しくなつて、口から涎の流れ落ちる

ふ至ること、亦無理ならぬことなりかし、利なる点より之を見れば、大凡如此しと雖も、亦酒の害ある所を言へば、衛生上に甚はだしき害をなすことあり。一盃二盃は百藥の長も、三盃四盃を重ねるに及べば、忽ち百毒の長となり、神を傷ふり、壽を縮め、筋骨を軟げ、氣病を動かし、醉臥して風に當れば、瘦風をなし、酔て冷水に浴するときは、痛痺をなす、丹砂を服する人これを飲めば、頭痛を發し、吐熱すとは、本艸綱目の造釀の類中に見ゆる所なり、特に衛生の上のみあらず、心理上の作用を變更し、平生ふは柔和忍辱にて、佛と呼ばれしむ心よしも、醉ば忽地惡鬼の如く、無口も言數多くなり、同じことのみ幾たびか、賤の小田まき繰り返して、さもなくとも言ひ罵しり、高談雄辨の四筵を驚ろかすのみならず、高聲喧嘩四隣を驚ろかし、身體を傷つけ、衣服を損し、殊に無用の時間を費やし、餘計の失費を生じ、酒ゆえ貧乏に日を送る者、あげて數ふべからず。あの男は正直にて平生働く感心な者がだが、唯だりり利きが玉に瑕瑾で、年

中借金に苦しみ居りますとは、是れ平生何人も兩耳にたこの生ずるほど聞所なり、然かばあれども世の中ふ下戸の建てたる庫は無し、上戸は上戸だけに酒の爲め費やす時間と金錢とへ外の所で儉約して、勧らき出すの決心にて、若しも世間に酒なくは、かせぐ張あひあるものかどり、上戸連中の口癖にして、元來人は此老婆へ苦しみの爲ふ出で來りしにあらざれば、好いたことは之を爲すの勇氣なかるべからず、然らば則ち何人も彼の都々一氏が示す如く、

酒も飲むべし、登樓もすべし稼いで儲けたはしたりけ

と覺悟あるべきこと勿論にして、苟くも此覺悟を以て自から飲まんと欲し、酒の爲に自から之を稼ぎ出すの決心ならば、濁醪地酒はまだしも置き、池田伊丹の劍菱正宗蘭陵の美酒も何の物かは、身代を歸めず、身體を害せず、天然の壽命を酒の爲玉天折せざる限りふ於て、思ふが儘ふ之を飲むべし、我れ自から働らひて、我れ自から之を費やす、かくありてこそ丈夫なりと謂ふべき也、

江戸ハ元來水の不良なる所にして、市民日常の飲用水は僅かに玉川神田の二上水を以て、漸やく其の喉潤はし、其他ハ大抵井戸水を用ゆる所なれば、酒を釀もすに適せざるが上に、實に其量に不足なるが故に、地廻りと呼ぶ近きあたりの、惡酒を輸入して飲むことなりしが、後には攝津の伊丹より、彼の鴻の池三郎右衛門がはる々携へ來りし所の名酒の味を試ろみてより、奢りに移り易きハ人情の常にて、遂には有福貴顯の人々は、士民ともに之を用ひ、祇被の樽酒年々歳々、遠州灘の沖を通りて、江戸の市中へ送りこまるゝ者、數十萬石の多きに上るに至りしは、亦盛んなりと謂ふべき也、

酒の利害や酒の沿革、或は酒についての種々なる面白可笑しき事をもを委しく書き立てたるんには、此所あたりで看客諸君の醉ふて倒るゝことあるを恐れこれから餅屋へ移るべし、

上戸劔菱正宗の銘酒に舌鼓を鳴らせば下戸又豈之に對する快樂なか
るべけんや安倍川しる粉の餅は以て下戸の能く頬を落さんとす造化の
人慾を充たさしむる爲に設くる所の分配へ妙なりと謂ふべし況して
餅の外に團子あり、牡丹餅あり、種々の饅頭あり、餡に黄な粉に皆下戸の
飢腹を喜ばすに足るものなり。風來山人曾つてきよ水餅の口上を述べ
て曰く、

世上の下戸様かたへ申上候、そも我朝の風俗にて、目出たき事にもち
ひの鏡子もち金もち屋敷もち道具に長もち魚に石もち廊ふ廊もち
大鼓もち家もちは歌に名高く、惟茂は武勇かくれなし、斯かるめでた
き餅ゆゑに、このたびふもいつきたての器物もさつぱり清水餅、味は
勿論よいゝと、御最負御評判の御取もちにて、私身代もち直し、よろ
しき氣もち心もち、嘆アもふきもち打ち忘れ尻もちついて始らがる

様重箱の隅から隅まで、木ふ餅のなる御評判奉願候以上、

とは下戸の口に餌もちの旨ぐも故事つあたる餅つくしなるが、元來餅
の目出度きことは、正月松の内に鏡餅のふ飾り、屠蘇の後の雜煮餅を初
として、年の暮の餅つきふ至るまで、小兒の產れたる時にも、悴との、元
服ふも、或は祖先の法事供養にも、多くハ餅を搗きて祝ひ、餅を以て祀る
のみかは、死したる時の吊らいにも、四十九の餅を墓前に供し、上戸の亡
者とも是にて往生せしめんと欲す、蓋一亡者の酒具さき鼻息をつけな
がら、極樂往生を爲すこと出来ざれども、餅の爲に服をふくらせばとて、
六道の辻に見咎めらることなれば、死じての後は據ところなく、喰
へぬべ、捐者の佛となり、下戸の仲間入りを爲すにやあらん、餅屋の繁昌
するも宜なりと云ふべし、

下戸酒屋を罵しれば、上戸又餅屋と罵り、到底水火冰炭の相容れざる

が如しと雖とも、此所に上戸り徳さ下戸も往き、繩暖簾の内に空き桶に腰かけ、片膝矢大臣を極めながら、濁酒に舌鼓をならす連中も、屋盛店の短かき暖簾の裡へ頭だけ入れて立ながら、汁粉を三椀啜りたる歸りに、安部川に頬ベタを膨らせる社會も、劍菱正宗の上酒を、別品のお酌にて、終日終夜飲み續くる呑み抜け速も、羊羹モナカ、カステーラに、涎を流がす甘味好きも、ともふ駆け込んで飯時の支度を調ひ、夏は大蒸籠冷麥に熱腸を冷やし、冬はしつぶく玉子どちに墨丸までも温ため、秋には最とも説らひむきなる、彼の田毎の月に因みある、信州更科媚娘山に、産出したる月見蕪麥、春はこと別け花巻き蕪麥、四時衰ろへぬ蕪麥屋の繁昌中ふも人に知られたる、江戸に名高き蕪麥店の家号并びに蕪麥の効能は蜀山人のねばけ先生が、日野本郷の名主佐藤彦左衛門に書きて與へたる、蕪麥の記に明かにして、且つ其文も面白うければ、左に之を示すべし。

蕪麥の記

それ蕪麥はもと麥の類にハあらねど、食料にあつる故に麥といふ事。加古川ならぬ本郷綱目に入えたり、されば手うちのめでたき天河屋か手なみを見せしこと、忠臣蔵に詳かなり、もうこしにては一名を烏麥といひ、そば切りを河漏麺といふは、河漏津にあるゆへなりと、片便りの説なり、詩經に爾を視るに蔽のことしといひ、白樂天が蕪花白如雪といひしも「やがてみよ棒くらはせん」の花の事なり、大坂の砂場そばは、みせの廣きのみにして、木曾の寝覺め懸油ふことをかきたり、一の谷のあつもりそばは、熊谷ぶつかは平山の平ぢるもおかー大江戸のいにしへ、元祿より上つかたは、見頓蕪麥は淺井おのみありて、むしそばの價七文なりとき、しが今は本町一丁目駿河町にもまちかくありて、御膳百文。二八。二六。船きり。らん切り。いも切り。卓犧。大名。げんそん。はいきちらず、うばたまの夜そば風鈴にいたるまで、いづれかみか

とのたねにあらざる(編者曰く、蕎麥の種子は三角なり、故に山人此語にき人の爲高砂の翁そば、金倉河岸の東向庵、福山の蕎麥は三階ふ上ばかり、みの屋のそばは敷物に賑ふ、洲崎のざるそばは深川にきこえ、深大寺そばは近在に名高し、淺艸のまきそばも大川橋の立開搗にしかず、正直そばの味は念佛そばの有がたきにいづれ、池の端の無極庵に周茂叔か蓮を眺がめ、日暮のどねり屋に、若殿の駒を繋ぐ、その駒で思ひ出せし瓢箪屋ハ、麴町の名家なれど、四國町のさる屋に、及ばざるべし、有光庵も名のみ残りて、稱住院の禁制の蕎麥門内に入ることをゆ忘れ果てぬ、こと一日野本郷に來りて、は一めて蕎麥の妙をしれり、しるさすもおかしく、小石川の蕎麥きり稻荷も、茗荷屋の茗荷ともに、このなるよき粉の引抜を、玉川の手つくり手打よく、素麵の漬のいと長々と季白が髪の三千丈も、これには過ぎじと思ふ、これなん小山田の關取ならぬと、口の一日の下開山なるべし。

蕎麥の粉の唐天筈からてんざくへいさしらずこれ日の本の日野の本郷
己己の彌生廿八日のあじた

蜀山人たちかりていそかはしく記るす

二階から指し出したる懸け行燈、に太とく蒲燒と書き、其左右ふ紺ろく「せんぶり」うなぎめこと書きたるは、是れぞ大江戸の名産として稱せらる、饅店にして、バタ々々々々バタリの瀧團扇を以つて、爐火を扇ぐ者耳を貫ぬき、チリ々々々々一の油の焼ける聲と、もに、パンと襲ひ来る香ばしきには、へは鼻を穿ち、門前を通る者はさて置き、一町四方を通り懸る者、皆な忽ちに胃の腐のあたりに謀叛起りて、覺へず知らず此店に引きつもられ、左り利きの徒は薄焼きに一陶を命ぜれば、盆に用な

し

鰻店

き連中は直ちにせんぶりを申し付け、遠慮なくシヤリ々々々と馬
食牛飲するもあれば、故さらに品拾を紹みて前歯で香の物の紅生薑を
啄ばみながら漬物の風味を賞むるもあり、シカシ賞むるも道理なり、漬
物の旨まきことは江戸全都の飲食營業者、大は百疊敷の座敷をいろは
號にて呼ぶ料理屋より、小は二尺に三尺の野臺店に至るまで、またと共に
比を見るべからず、三年起しの澤庵の黃色にして黃楊の櫛の如く、庄内
漬の胡瓜、奈良漬の爪は、何れも綠色鮮やかにして、只今島よりもぎ來れ
るが如し、茄子の芥子漬は、芥子を被りて金色の皮を着たるが如く、之を
喰ふ者は辛きに咽せん、涙を流しながらア、能く利いたと賞め、漬
の軟かなる入れ歯の老人も之を噛りて、其齒の外れることを氣遣ひな
から、人が賞むれば我も又瘦我慢を起こして之を賞賛す、併の漬物既
よ如其し、決んや主人公なる鰻に於てをや、全休鰻の魚たる關八州は皆
て置き、其他至る所に多きも江戸の餃の湖焼の如く、其味の旨からざる

は、是れ鰻の悪しきにあらずして其料理の悪しきなり、否實に醤油の悪
しきなり、勿論醤油とても野田の醤油甲萬印を最上となし、他所にも之を
用ひざるにあらざるも、之に加味する味淋と砂糖の搾梅あり、亦其醤油
の下タ地壺は、鰻を焼く毎に肉鬆を串の儘、其壺中に差し入れ、滴たる脂
肪を壺中に留むるが故に、多く焼くに隨つて、其下タ地の味を美にする
ものなりといふ、若しも田舎の鰻屋料理屋にも、其調理方に注意せば、必
らすしも江戸の鰻の味ひを摸し難きにあらざるが如きも、古來蒲焼は
江戸の名物とし、他地方の學ぶを得べからざる佳味を有せしむるもの
は、是れ此都市の特有物にやあらん、彼れ巨口、細鱗なる松江の鮓魚も、何
のその、贊澤極めし秦の始皇帝や佛王ロイ十四世に此肉一鰯を喰はし
めば、必らず徐福の如き徒を遣へして、求め来るべきや必せり、

天麩羅店

天麩羅も亦上戸も下戸もなべて悦こぶ喰ひものにて、廉しく且つ旨ま

くして飯にも適當するものなるが、其濫觴并びに天麿羅と名けしゆひよしを尋ねる。又天明の初年大坂にて家僕二三人も仕ふ商人の二男駢染の歌妓をつれて江戸へにげ來り、山東京傳が住し同街の優ふすみ、名を利助とて朝夕出入りしけるに、ある時京傳にいふやう、大坂にてつけあげと云物、江戸にてハ胡麻揚とて、辻賣りあれど、まだ魚肉のあけ物と云ふはみへす、うまき物なればこれを夜みせの辻賣りにせばやとおもふ、先生いかんと、京傳曰くそへよきおもひつきなり、まづ試むべーとて、俄にてうじさせけるに、いかにも美味なればはやくうるべーとす、めけるに、利助曰是を夜みせにうらんにそのあんせんに魚の胡麻揚といるすへなにとやらん、物遠く語聲もあし、先生名を付て賜はれと乞ひければ、京傳すおー考へ、天麿羅と舊てみせければ、利助不審の顔しててんぶらとはいかなるいわれにやといふ京傳うちゑみつ、足下は今天笠浪人なり、ぶらりと江戸へ來りて賣りはじむる物ゆゑてんぶらなり。

りてんは天笠のてん即揚る也、ぶらに麿羅の二字を用ひたるは、小麥の粉の羅をかくるといふ義なりと、たはむれいひければ、利助も洒落たる男ゆゑ、天笠浪人のぶらつきゆゑてんぶらへおもしろしことて、よろこび勇み、やがてみせを出す時、あんせんを持來りて字を乞ひけるゆゑ、京傳は弟の京山ふ命じて其字をかゝしめたりしそ天麿羅のはじめふて、今へ天麿羅の名も文字も海内に流傳すれば、も、其實山東京傳翁か名付親にて、其弟京山天麿羅の行燈を書はしめ、利助が賣弘めーとは、知る人も亦少なしと、京山が自慢にて其著書中に出せり。

菓子屋

上戸酒を飲むに肴を要すれば、下戸茶を呑むに菓子を要す而して最とも貪餉家にあらざれば、酒もなき所に獨り肴のみを喰ふ者稀なれども、菓子は茶なきもの食ひ、酒を飲む者大抵は男子なるも、菓子は男子も女子も喰ひ、就中小孩最も多く之を喰ふ、宜べなり菓子屋の店頃朝より

夕に至るまで人の山を爲し番頭小僧はお客の送迎を叫んで歯の歎けたる口を酸くするや、

天明の奢侈風なるも當時まだ菓子には移らず饅頭羊羹煎餅の類を最上とし鶴餅を一名仕切場と唱へ茶席にも用ひ通人の稱美したる物なるに後ハ駄菓子屋物となりて、ふツカア四文くんねへのいやしき小兒の物となりぬ、しかるに其菓子も尙ほ追々奢侈にうつり、寛政のはじめ大久保主水の菓子杜氏のはて、喜太郎といひ一者日本橋の新道に小家を構へ、其表はかうし作りとなし夫婦ふ丁稚の召し使ひ一人のくらじにて、自から上菓子少しばかりづ、造てうり出しながら、煉羊羹といふ物を製はじめける、今のやうにさゝをりといふ物もなければ、口ふ奢るもの重箱をもたせて取にやるにけふへうりきれたりとてむなしくかへること多く、さらば明日とて煉りやうかんの爲ふ招きたる容をかへす程の珍味としたるに其後弘化年中に至れば、製法普ねく諸國

に廣まり、日光なる江戸ふまされり、僅か六十年の變化漸次に奢侈に移り一こと、菓子に於ても如斯きなり、況して其後に於ておや、

湯屋

前には長々と飲食の爲に紙を塞ぎ、讀者をして蕎麥や饅飯に、胃の腑を傷ため、餅や團子に胸を悪くせしめんとせり、假令然らざるも粗末なる飲食に最早腹一ぱいとなられしならんと推せらるれば、是から後れ湯に入り、髪を結び、然る後角力芝居若くは寄席等へ御案内致すこと、なすべし、先づ其身ごしらひの第一着に、湯屋の方へ赴むべし、人の飲食するや、其腹中に入るも、大半は糞となり、小便となりて分泌すと雖とも、猶ほ幾部は全身皮膚の上に存する無數の毛穴より蒸發氣となりて噴出するものあして、此蒸發氣中には許多の汚物を包含する

が故に、遂に幾多の汚垢となりて、肌膚に附着し、久しう之を洗ひ流されば、全身を汚がし、殊に股間の邊に於て甚はだしく、指頭を以て之を摩すれば、忽ちに剥げ來りて、一個の丸薬を捏ね出たすを得べく、かくの如きに至れば、人の風上お坐するとき、忽ちパンと一陳の酢の如き臭氣を送るに至る、故に時々湯に入りて、此等の垢汚を洗ひ去り、殊に暑き夏の日の、流る、汗の瀧を爲すが如き時にありては、少なくも一日に一トたびは、湯に入りて汗を流がし、垢を去らざるべからず、然れども、二人や三人の家内にて、湯殿を設け居風呂を沸かすことを、中人以下の生活にては、爲へかねることにしあれば、やがて湯屋といふ商賣の必要も起るものにして、繁昌江戸の如き市街にありては、殆んど一町毎に此商賣を爲すものあり。

湯屋の大小湯槽の廣狭は、其商賣の冷熱によりて、同一ならざるも、其構造は大抵相似たり、當初は男女の室を別かつことなく、混合して一槽の

内に浴したるが故に、雌手雄肩と摩し、牝脛牡股と接し、新婦の眞ツ白なる脚は、隠居の藥罐頭を跨いで出入するの醜體を極めたりしがば、白河の樂翁公の儉約令の出る頃、併せて風俗の矯正をも謀り、即ち男女の混浴を禁じたれば、世の浮氣なる遊郎をして、肩を摩りながら大津給ぶしを歌ひ、隣り町の若後家に氣を揉ませるが如き、伎倆を現はすこと能へざるを嘆せしめたりと雖とも、彼の緋縮纏の湯裈と晒し木綿の神の入れ亂れて脱ぎ散らし、紅白縞紛糾乱として入り乱れ、源平乱軍の後の様を思ひあはさしむるが如き醜體へ、之を一掃し去りて痕跡を留めざるに至れり、故に今は即ち一室を割して、兩個の浴場となし、一を男室他を女室と爲し、兩室に跨りたる入口ふ、一高座を設けて左右を監視し、併せて湯錢を收むるの場となす、此場に座する者を伴頭といひ、常に鷹の如き目を以て、衣服の着かへ又は袂探がーの小泥棒を睥睨む、伴頭の左右各數疊の席には、浴客衣服を脱するの場となし、其一方に戸棚を設

けて、客の衣服を藏するに便す、脱衣室より湯槽に至る間へ、盡とく之れを板地となして、潔洗の場ふ供し、場の中央に一の溝渠を通じて、使ひ終りたる湯を流し去り、且つ浴客の浴中小便と催はすとき、垂れ流がすに便するもの也。湯槽の廣さ方九尺、壁を隔て、釜あり、釜の下に竈ありて火を焚き湯を沸かし、槽の側方に穴を穿ち、此穴より釜中の湯を漏ぎ、亦湯の熱きに過ぐるときは、水を送る、水は穴に返き遙に井ありて、辘轳ふて之を汲み上るなり、湯槽の前面上半は牖とにして、下半は空となし、浴客は頸を屈めて其空所より入る、此所を柘榴口と云ふ、板の間に別ふ淨湯を藏する小湯槽あり、之を陸湯と云ふ、客の來り浴するや、先づ脱衣室にて衣を脱ぎ、板の間に於て二個の小桶を取り、側らの小湯壺中より淨湯を汲み上げ、初めに股間と洗ひ、次て臀邊を清め、而して後身を履めて柘榴口より全身を湯槽より投じ、温度体に適すれば、一叫快と呼び、斐へず都々一を叫び、唐詩選を吟じ、義太夫を語り出すあり。



湯屋

此所は景氣も霧の口、多くの客を松葉湯の暖簾を潜ぐる中年増新造の尻と狙ひ込み、凡太兄さや八熊連、其外長屋の鐵棒曳き、腰の曲りし婆さんや念佛三昧の隠居さんが、可愛い孫を引つれて、来るさ徃さの喧びす。く番臺の腹の眼男も舟を漕ぐに暇もなく、焚出しお炭團面なる番公も、煤びた墨丸を炙るふ由なし、わけて柘榴口の混雜へ瓢ツ床野郎の猿額と、別嬪の臂に突きあて、お三さんのお脇はお爺さんの墨丸と摺れ違ふオヤ美ヒチヤンお早う、喜ヒチヤンも一處にお湯へお這入りと娘達が雀のナヨコとも味噌漬聲の鳥の一聲に中止を命じ、跡先き見ずの米蘭迷社會が煮しめた様な鰐をグルリと外づすや否や、屑綿を咄で投げた様な紋々の尻ツ媒で、手を廻へして疥癬の跡を搔きく、遠慮會釋も荒くれ男が、ツ！イとトン々々拍子でハイ興ツ平素ツ平御免ナセイ、亦ン坊の黒ン坊の座頭の坊でお先キ拂ひだズボン（湯ふ道入る音）チ一熱い／＼ゴー皆さんチツトうめちやア如何でゲスナ、へ、うめました。

何うめたうめた梅の香や、ツ、チヤンチヤンチーイー／＼ア、イミミミ隠居さん、お前の臍探り借して呉れへ、念佛阿爺はびつくりし／＼コ一金次何も構ふ事アねへわ一番遣かせ、ア、コラ／＼都々一儘、よなるなら風呂屋で放屁いきんで正味を淨かしたり、エ、穢ねへ事をぬかしやがらアヤデマン／＼子までなしたる三勝殿、ヤツン、跡はナア一野となれ山アーとなア一れ、ア、コラ／＼エーお前達やあんたるこんだへ八かましい静かにさつしやれ「何だと洒落ツ臭へ」凡とて野郎め銅鉢でも鉄棒でもうなり出しちやア何が悪るといふ御規則でもあるのかい、コ一手前達アナ、いつも葛西の糞般で臭い麥飯を詰め込みやアがつて、ソ、リ節より外に聞た事アねへといふ三本足らぬ頓痴氣へ釣りを取らる、凡ててん天の凡々野郎、ダア、ヘンナト口幅ツてへが憚ンながら寛大ながら、神田の水で産婆をつかた兄サンだ、八百八町をかけすり廻るも二人りどねへもんなしの、きんなしのたまなしが聞てあきれらア、米乱棒め、返答

するなら勝手にぬかせへ、飛だ我等の邪魔へ這入てグツ／＼こぼしやがりア已ヌが土手ツ腹蹴破つて、雪隠壺のお代りに、左リ挽でも垂れ込むぞ、エ、肝瘻玉が表かいつて茶釜の蓋を跳ね飛ばして、薬罐の頭をはり飛ばされねい様に氣をつけやがれコレ／＼八公手前も余より男氣がぬへぢやないか、何だつて此様な老爺さんを相手にろんな水掛論をそるのだい眞にハヤ呆れた野郎だヘン氷どころぢやアねい湯を懸けられたから、それでこんなに煎へ立たのサ

髪結床

入り口の短かき暖簾彩色鮮やかに、四郎忠常は猪を富士野に踏ほし三位賴政頗る殿前に射る、或は獅子の牡丹に戯むれ、或は猛虎の深山に囁ふく等、總べて勇壯なる繪畫を染め出して招牌と爲し戸の内の一方に銅渣盤、蓄水甕を見へ、他の一方には胡床を設けて以て、來客を待つ者は、問はずして髪結床たるを知るべし、床舖の主人を親方と呼び、其業を

助け且つ練習する者を皆剃出しといふ、舺の中央お一の剃髮道具を安置し、匝の左右二二人匝を挟んで立つ、其親方及び剃出とも、大抵は鬚髭刺の如く、髪髭蓬々たるものは、恰かも醫者の不養生、儒者の不修身と一般にして、終日他人の髪を櫛づり、髭を剃るも、自己の髪は之を修むるに懶うきか將た之を爲すの遙まあらざるか、

剃出しの客に對するや、初め櫛を用ゆる、先づ左方の髪よりし、略は亂髪を櫛り、終りて後始めて剃刀を下す、此時頂よりする者あり、腮よりする者あり、其制を同ふせず、頭腮剃り終りて後、密櫛を把り、力を極めて汚垢を剔り去り、更に指爪を以て髪根を搔くこと少時、客は痒を醫して快と呼ぶ、於此更ふ少許の水を項上ふ瀉ぎ、手巾を固めて之を拭ふに、客又止め、髪間爽涼清剃光澤を生ず、此時までの業は剃出しの任にして、此に至りて親方之み代はり、更ふ剃刀を把りて剃痕を補ひ剃り、次ぎに毛髮に



香膏を施こし密櫛を以て反復梳き取り更に疏櫛を以て衆髪を一集し、括るに似綸を以てし又膏を施こし又櫛つる最後に元結を以て緊かり結んで始めて髪を作し前に向て引き出だし遠た之を後ろの方に緩めて後頂の髪を整ふ如此して結髪漸やく終る其結び賀天保年間には概むね二十八文を普通とし別段の好みを以てするものは三十二文とせり其新年の初剃に百文乃至二百文より多きは一朱二朱を贈るものあるも其他は別に賜遣を要せざりき。

此外手に髪だれを提へて家毎とに廻はりながら頭を剃り髪を結ぶ者あり然れども此徒は該職の劣等なる者にして親方の爲すを屑とせざる所其親方の豈んなる者へ剃出の十數人を使役する者あり而して此等の親方は皆組合を設け組合の數四十八組ふ分かれ其組合中に入る者弘化年中に九百六十餘戸あり此外に其組合に入らざる者二千戸許にして此他高祿の士大夫は其家に髪結を設け大丸越後屋の如き豪商

も又其家ふ髪結職を儲ひ置きたるなり。

親方剃出ともに目をまわすほど忙はし、故に客の來り待つ者、錦頭に幅較し、併いで欠伸する者あり、併して坐睡する者あり、人ふ背を向けて錦字を読みながら、情妓の無心ふ額を破するもあれば、懷中鏡に對して鼻毛を鋏き、獨り自から喜ぶあり、齒を磨く者あり、烟草を喫る者あり、碁を圍むもあれば、将棋を開はすもあり、甲は三國史を繕けば、乙は梅こよみを読み、傍はらに吉原の事情を語りて惚ける治郎もあれば、舊時の有様を説いて誇てる所の隠居もあり、近邊町内の紺君の美醜品評漏らさず遠方貢薬の効能嘗めずして之を辨す、相撲の勝負、演劇の巧拙、情死逃亡夫婦喧嘩或るいへ隣家の老婆の孕んで赤猫を産みしに至るまで詳悉遺こす所なく、實に當時の活新聞紙といふも可なるものなりし。

遊觀場

人間の最大目的は快樂にありとは、近き頃西洋の赤足より聞きたる説の様なれども、人皆苦痛と嫌ふて快樂と悦ぶと見れば、時の古今と洋の東西と問はず、人間の目的とする所、快樂に外ならざると知るべし、會たま快樂と貪ほらずして苦痛と甘んずるものは、目前の小快樂と求めずして、他日の大快樂と欲するに由るのみ、苦樂は糾へる繩の如く、常に相表裏と爲し、苦痛と絶へ忍んで勉むる者は、必らず快樂と得べく、快樂と求めて苦痛と避くる者は、終に苦痛に陥るらざると得ず、上はふ役人の官廳に出仕し朝より暮に至るまで、薄書堆うき裡に身と埋め算盤バチ々々寫字營々として頭と痛め、胸と苦しめ、或は人民の疾苦と察して、我身と疾むが如き思ひと爲し、或は政治の功績舉らざると苦んで、自己の借錢と拂ひ兼ねるが如くに考へ、一身と擧げて公務の爲に委ねるものあり、或は商賈の硯箱と右にじ算盤と左にし、顧客の出入と送迎して、口

の酸くなるとも頗みざる者あり、或は矢立と腰にし、風呂敷と頭にし、脚の甲と艸鞋の紐の爲に摩らして硬瘤と生せしむる者あり、農夫は且たに星と戴いて出で、暮に月光と履んで歸り、漁田に耕やし、焦畦に耘ぎり、我家の内に晏居して、兒孫の顔と熟視する暇だもなきあり、船頭漁夫は板子一枚下は地獄の水上に浮んで、風暴れ波怒るの日には生命を擧げて魚腹に葬るの危険と避けず、塞中に裸體にて走る轎夫、雲助、暗夜に提燈と携へずして廻はる按摩針に至るまで、或は風霜の身と侵すと避けず、路上の堆石に躍づくと頗みず、凡そ人間の世上に働く事業は、一として危險ならざるなく、苦痛ならざるなしと雖も、猶ほ之と解せざる所以のものは、更に此苦痛に報償すべき快樂と望めばなり、快樂の種類千百箇ならずと雖も、士庶人男女老幼に依て、其揆と一緒にせず、然れども人々平生の勞苦と慰むるが爲に、出で、遊歎の快樂と貪ぼり、而して此快樂の需めに應せんが爲に勉る所の者亦甚だ多し、其最たる者と芝居

と爲し角力と爲し、寄席と爲し、觀世物場と爲す、皆稠人廣坐の前に於て興行する所の公開遊戯にして、世人は之に赴きて、平日の憂苦と慰むるの場と爲せば、此等遊観の具と爲るの人は、人の樂しみとなることと以て其痛苦と爲すも、此痛苦と堪ふるが爲に、更に他日彼等が求めんと欲する快樂の資と爲すもの也、彼の俳優、角瓶者、落語家、講釋師、富木清元、淨瑠璃、常磐津、新内等の大夫に至るまで、皆公衆の眼と樂ましめ、耳と悦ばしむることと以て自己の本業と爲し、寧ろ之と苦痛と爲するものなり、然れども、此苦痛と忍んで公衆の玩弄物と爲るが故に、相當の報酬又は賃銀と得べし、此收入を以て彼等が好む所の快樂と求むることと得べし、此種の營業は、人を見て天下の遊民なりとなせしも、遊民も亦人と樂しむるの具にして、此快樂と遂げんが爲に、人々平生各自の業と勉とめ、時に業の閑なる日と撰んで、快樂と芝居、角力、寄席等の興行場に求めんと欲し、此の快樂を目的として、皆其業と勉とめ、國益と謀るものなるときは

此等の遊民も、必らずしも無用の具にはあらずして、假令直接にこそ國家の利益と爲され、間接には人と勧めて國益と爲さしむるの絶好要具なり、况んや角力は以て尙武の風と養ひ、泰平の世に於て、人として文弱に流れざらしむるの利あり、芝居は以て忠孝の情と摸し、禮義の状と扮し、觀者として感奮して泣のしむる者は、眞に是れ、閑善惡惡の活教訓、無學者に示す所の活歴史たり、彼の富本、清元、新内、常盤津の諸曲も、鶯聲野調の嫌なきにあらずと雖せも、勘撃の旨具さに其内に寓す、之と無用視して攘斥すべきものに非ず、皆是江戸繁華の一現象にして、太平と鳴らす所の具なり。

蓋し江戸時代の太平と表章する快樂場は、冬夏兩度の大角力、市村、守田、猿若、の三座の演劇と吉原の五街娼闈とより盛んなるはなし、角力芝居の間接に國益となすこと、前既に之と説けり、妓樓娼闈も亦利益なしとせず、彼所は即ち奸盜と陥いるゝの大牢獄にして、憂鬱と洗ふの一大樂海皆以て太平の現象と裝ふに足るものなり、世人若し之が爲に恥りて本業と廢し、樂んで溺るゝが如き徒ありとも、是れ彼等の罪にあらざるなり、之に反して時に其快樂と求めんが爲に、平生氣と鋭くして其本業と勉むるあらば、此等の快樂は各人勉強と獎勵するの一大要具と謂ふも可なり、人間僅の五十年樂しんで一生と暮らせも、苦しんで畢生と送るも、詰まる所は北邙山頭一片の烟と化し、塲塲の土と變じ去るに過ぎず、然れども朝より暮まで遊戯娛樂に耽けるときは、遊戯も樂しうらず、娛樂も面白ららず、唯だ平生勞苦の其間に、時に耳目と樂しましめ、以て命の洗濯と爲すこそ、巧くみに世と渡る者と謂ふべけれ。

相撲

角船の場は、兩國回向院に於て、毎年兩次五月及び十一月に興行する者

と本場と稱し、其他臨時に興行する花角力は、其制規なしと雖ども、本場の興行は即ち大番附の定まる所にして、晴天十日間の勝負に依て、其等級と上下する所なれば、東西の力士互に必死の勇力を奮ひ、四十八手の奥の手と頗はし猿狽咆哮鷹隼攫鷺の秘術と現はす、奇觀は此時より壯んなるはなし。

此戲の由來は頗る久しう遠く、上古の歴史に考ふるに、既に垂仁帝の時に當麻驛速と野見宿禰と力と闘はすの事あり、蓋し角觝の鼻祖なるべし、而して聖武帝の時、部領使と派遣して、廣く天下の力士を徵し、文德帝の朝紀名虎と善雄の二人として、力と闘しめ、其勝負に依て備嗣と定め給しと云が如き、其事妄誕信するに足らずと雖とも、又以て、當時角力の技の世ふ貴重視せられしと見るべし。鎌倉の時、股野景尚が河津祐親と力と角し、戦國の世、武田上杉久しく戦と交へ、終に互に膂力者と出し、以て争地と角試に決し、豊太閤の時には毛谷村の六助が、諸侯の力士三



十六人と取り組み盡とく勝ちしも終に加藤清正の臣木村又藏の爲に負けて其臣下と爲り、貴田孫兵衛と改名したることの如きは、皆な歴史に顯著なる事實にして、徳川氏に至り、寛永以後には此技と以つて業と爲す者多く、天下の諸大名皆祿と與へて之と扶持し、其臣下に屬することなきものは、十中の一二に過ぎず、而して諸侯は皆な其臣下の力士の名聲高きと以て他に誇り、力士も其番附の上ると以て主公の寵と得、番附の下るときは、輒もすれば君の御覺へも目出度らすして、或ひは其祿に離るゝことなしとせず、故に各力士は、皆本場の勝負に必死の力を盡くすのみならず、平日も名節と砥礪し、驕りと助けて強きと挫き、任侠佻懶の行ひと以て得意となし、今に至るまで其名と馳稱せらるゝ者甚はだ多し。

徳川氏治世以來、角力の對偶排列の番附は、別ちて之と兩行と爲し、東及び西と曰ひ、東にも西にも各々五級あり、最とも高き階級と幕の内と曰ひ、其次と幕下又は二段目と曰ひ、其次と三段目と曰ひ、其次と序二段と曰ひ、最下と序と曰ふ、而して最高級の首席と大關と曰ひ、次席と關脇と曰ひ、第三席と小結と曰ひ、第四席以下總べて前頭と曰ひ、又其力士の年老ひて退き、更ふ門下の力士の頭分となり、隱然監督の責に任する者と年寄と曰ひ、其勝負と判する者と行司と云ひ、年寄行司とともに各々數十人あることは、舊時も今も凡べて異なる所なし、

江戸幕府以後、行司の鼻祖と吉田某即ち世に所謂追風と爲す、其後胤は世を肥後國に住し、今尙ほ其權と執るなり、然れども後年江戸に於て行司となる者は、大抵木村若くは式守と謂ひ、木村の最とも上席なる者と庄之助と呼び、式守の上席なる者と伊之助と呼ぶ、角力の近世に於て絶技と稱せらるゝ者は、小野川と曰ひ、谷風と曰ひ、雷電と曰ひ、鬼面山と曰ひ、荒馬、電、小柳、秀の山、鏡岩、猪王山、陣幕、不知火、境川、兩國等と爲す、此等は皆曾て大關の地位と古めたる者の中に於て、最とも錚々たるもの

にして而して其最も卓絶たる者には、横綱の免許と與ふ、横綱は錦の櫛の上に更に一條の巨綱と張て裝飾と爲そ者の謂にして、俗に之を日の下開山と稱し、行司の宗家なる吉田氏が與ふる所のものにて、近世に至り梅ヶ谷之を得たるは、世人の明るに知る所なり。

角船の場は四方に四柱と樹て、土壇と其中央に設け、土俵三十六と其周圍に排列す、其形圓くして四柱の方中に据え、以て方圓は天地に象り、四柱と四方に擬し、兩對と陰陽に寓するものなりと云ふ、角船の技と謂し始るの前行司先づ壇上に登りて、角船の故典と演述し、了て後呼出しなる者出で、長く双方力士の名と呼び、續て行司出で、又高く東西力士の名と呼ぶ、力士の名は、山と曰ひ、川と曰ひ、又は草木に擬す、而して呼ばるゝ所の力士、各々其一方より場に登り、水と飲て喉と潤はし、鹽と撒て壇と清め、肘と振り、肱と搖るし、股と張り地と踏み、以て其力を養ひ、既にして相對して蹲踞す、蹲踞良々久しく互に氣と鬪らし、精と一にし、以て

乗るべきの機と窺ひ、西起て挑むも、東未だ機と得ざれば應ぜず、東氣と焦燥ちて迫るも、西未だ意に満たされば起たず、やへと迫り、待てと拒み相持すること多時、此時行司は軍配團扇と執りて其傍側に在り、既にして機の熟するや、三者一齊に起ち、兩者相當り、或は結び、或は解け、或は突き、或は拂ひ、推しと曰ひ、掣きと曰ひ、捕と曰ひ、負ひと曰ひ、甲扛ければ乙提げ、一浮けば他は沈み、或は觸れ、或は抵ち、或は撓め、或は直くし、投げるあり、懸けるあり、捻ねるあり、竦るあり、一合一離虚々實々、奇と争ひ、正と鬪はし、啻だに力と鬪はすのみならず、又智と鬪はし、其術四十八種あり、術を施こすに法あり、妄りに違法の手と用ひると容さず、其施こす所果して法に合ふや否やは、年寄四人各々四本柱の一隅に坐して之と監察し、正しく法と履んで術と施こしたるものなるときは、之が爲に過つて死傷の事ありと雖も、敢て之と問はざると例となし、壇上の仇は必らず壇上に於て之と報せしめ、敢て之と其外に於てするを許るさす、其規

律頗ぶる嚴肅なるが故に、彼の徒士壇の上に於ては互に生死と孤注として争ふと雖も、技と終りて寓に歸れば、無縫親睦殆んど兄弟の如きものあり。

天晴れ氣清きの日、明けの七時、櫓大鼓と鳴らせば、世の角瓶好き連は皆鼻上に食して赴むき、平生名代の朝寝坊も、不思議に下女の來り起すと待たず、大鼓一聲既に眼と覺まし來る。此徒東西南北より、群々簇々幅轍至して、戯場の裡に入り來り、各々愛する所の力士の勝たんことを希みて、身自ら技と角するの觀あり。既にして力士の壇に上り、身と起し、鐵臂相搏ち、石拳相摩し、雲と破りて電光掣めき。風に碎けて落花飄へるの時に及べば、觀者の髪は頭上の手巾と衝き、手に兩把の熱汗と握り、腕と扼し、齒と切り、西と呼び、東と叫んで、狂の如く又癡に似たり。既にして行司園扇と揚ぐるや、輸贏茲に判れて、喝采一聲江翻へり、海湧き、各々物と抛つて纏頭と爲し、自分の衣服や烟艸入れに至るまで、投げ盡して

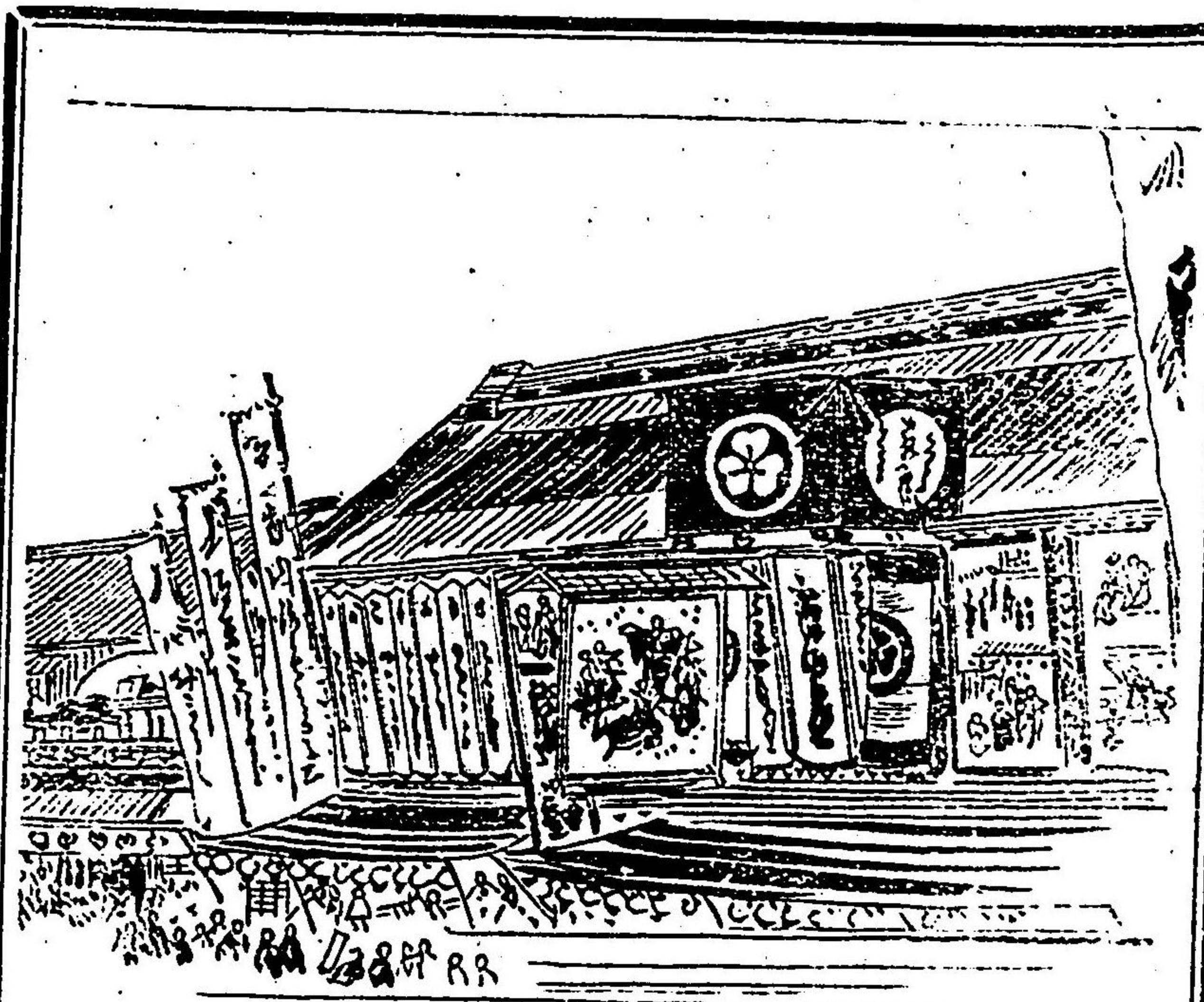
猶ほ足らず、甚しきは傍人の羽織とも襯ふて之を投ぐるに至る。是れも亦泰平の一奇観たり。

芝居

御新造様斯様ふ申し上げますも如何で御座いますが、貴方は第一に何が御好みで御座りますうど、行燈の下に雑巾と指しながら、眼むた上がる眼と擦りつゝ退屈凌ぎの一策に、お三が持ち出す質問案、其側へらに御内儀が、旦那の羽織と疊みながら、お三の顔と見て、コレハマー三が珍らしい尋ね方、シカシ事新らしく云はずとも、婦人の好みは第一が芝居、第二が唐痴子、第三が蕩蕩とは、天下一般の通り相撲ゼノニと答ふる位に、當時の江戸の婦人社會は、上は打掛けの後室様椎茸髻の御殿女中より、下は細君、お嬢、乳母兒守りに至るまで、芝居見と云へば自身の婚禮よ

りも嬉しがる計りう、男子も亦芝居と嗜なみ、双刀脇挿さむ侍より、角前髪の丁稚子に至るまで、寢兎も釋氏も艺居と愛し、役者一年の給料金千兩と得し者少るやらざりしと知らば、其頃の艺居の豪盛なると察すべし。

吾國芝居の初まりは江戸に緣故は少なけれども、此れと知らざれば筋書きと見すに、初めて見たる狂言の如く、辻妻合はぬ思ひとなるゝ人



やも亦無しとも云はれされば、ザツと具大要と搔い摘まんに、艺居の初まりは傀儡にして、傀儡は淨瑠璃うら起り、其又淨瑠璃は田樂うら生まれ出し、田樂は散樂うら出でたり、其散樂とは猿樂の謂にして、淨瑠璃とは音曲の總稱なり、此散樂なるものは、其濫觴極めて古るく、人皇は五十七代清和天皇の御代、遣唐使の者歸朝の後に始り、貞觀三年夏六月二十八日に雜伎散樂の戯と行ふこと、三代實錄て云々に見へ、又元慶四年秋七月廿九日右近衛内藏富藏長尾米繼なる者、散樂と善くして大に人と笑せ、膚の皮と捻らせ頸の掛け金と外づさせて、之が脩復の爲に洛中の金具師頗ぶる多忙と極めたり、など、云ふことのありしる否は知らず、然れども宇多天皇の御代遣唐使と廢せし以來、散樂の風俗はガラリと變して新猿樂と名づくる者起り、其戯曲中種々ある中に、農民等の田植の勞苦と慰さむるの一曲ありて、之と田樂と呼たる事は、大江の匡房といふ中古時代の大學生者の洛陽田樂記に見たり、然るに其後に後醍醐天皇の時

に及んで田樂は大流行りに流行りて貴賤老若賢不肖、ともに之と弄びしが此時には田樂も二派に分れて新座及び本座と呼び、鎌倉の執權職北條高時などは屢々之と鎌倉に召し寄せ將軍足利尊氏も亦田樂が大好物なりしと云ふことは太平記中に見へたり去ればこそ貞和五年冬十月十一日京都四條の橋と架けたる時新座と本座の俳優と合併して大田樂と四條河原に興行し大臣公卿將軍職以下觀客雲の如くに集り、蟻の如くに群がり其大入りたる前代未聞なりしといふ下りて東山將軍足利義公の時代には田樂に代りて散樂再び頭と持ち上げ應永文安等の年代に至りて田樂次第に衰微したり其頃伊賀の人、服部某猿樂に巧くみなるが故に將軍足利義滿より観阿彌といふ名と拜領し後世觀世流の先祖なり此外に又寶生といふ一派と生じたり此時に禪竹と呼ぶ學者あり平生猿樂と好み自ら新作の戯曲と作るもの多く其人の流派と金春と云ひ後世金剛流の先祖なり。

次に音曲中にて最も古るきは長歌なるも大抵は徳川幕府江戸に基盤と定めて後に起りたるものにて元和年間杵屋なる者猿若と稱し其先祖と勘五郎といふ後に又琵琶法師といふ者も出で又一と風變りて平家物語と爲り此物語は古るく後鳥羽天皇の時信濃前司行長源平盛衰記と抜き集めて作りたるものにして此物語も又一變して淨瑠璃となる始め淨瑠璃媛十二段草子なるものありて平家物語の十二段に摸擬するもの、由にて始めて之と世に廣めしは琵琶法師瀧野澤住なりとう續いて日貫屋長三薩摩淨雲等の人々出で終に薩摩長門虎屋左内と分られ薩摩の中にも大薩摩下薩摩土佐等の數派とはなりたり其外又長門よりは半大夫と河東と出で虎屋播磨より伊勢島角大夫喜太夫及び播磨大夫出で是ぞ竹本義大夫の本家本元となる而して角大夫よりは文彌一中宮古の新流義出で別に又清元なるものは富本より起る富本は源と常磐津に發し後年に至り岸澤派あり岸澤は本と常磐津

絃なる者の姓なりしと、其流義の上に冠ぶせたるものなり。
ア、芝居には關係薄すき外の音曲の入らざる講議と物議りぶりての
ふ喋舌りに、サケふ退屈遊ばれつらん。イヤヤ本文に取懸らん。ナメと侍
たり編者先生全休芝居といふ名稱は、如何なる所より起りましたか。左
ればで御座る、其昔し奈良天皇の大同年中、南都猿澤の池のほとりに、土
羅みて烟と噴き、之に觸れし者は皆病氣を發し、痰暖溜涎癥支へ頭痛に
眩暈に立ぐらみと、種々の苦痛を發する故に、大に薪と燒いて其毒氣を
驅除すること、恰モ虎列拉病毒の退治法に、硫黃と薰蒸するが如くしあ
まけに同所興福寺の門前の芝野に於て、三番叟と舞はせて其毒氣を掃
攘したりしが、後世芝居の名稱の起る根元なり、とは演戲國語といふ本
に出て居りますイヘン。

東西々々、傍是れらが江戸の芝居、起原以來のふ話し始まり左様と枕
語と置くほどまで、も無けれども、初も江戸に芝居の開けたるは、當

初出雲の國の舞妓お國なるもの、歌舞伎の役と以て諸國と遍歴し、其名
と海内に轟うし、曾て越前宰相秀康として、泣然涕と水鼻と垂らして嘆
息し、嗚呼我れ家康の子と生まれ、太閤秀吉の養子と爲り其身分より謂
へば宜しく其名と海内に轟うすべくして未だ轟のす能はず、彼の縄觸
なる一賤女子、其名聲彼の如く、全國と舉みて兒童走卒までも其名と
稱す、我の彼れに及ばざること遠しと云ふて、ワツと泣き出さしめしと
いふほどの女豪傑は、遂に天正年間江戸に來たり、始めて一場を開きて
此技と興行せしに満府の士民皆涙と垂らして感嘆せしと始めどし。後
興行することと禁じられたりしが、遊びもなく猿若彦作なる者、更に
若衆歌舞伎と名け、婦女と加へざる少年の歌舞伎と始め、其後次第にも
てはやされて、寛永年間に至り、泉州の人、村山又三郎なる者、又其場所と
境町ふ設け猿若連も此所に移り來り、中村座と稱し、次で又中村座と都

座と改稱し、又猿若座とも云ひ、又市村座も慶安四年に於て、葛屋町に創建せられ、其後に山村氏なる者、正保元年に芝居小屋と木挽町に設けたるは、實に守田座の鼻祖にして、後世の新富座なり、是れ日と追ふて江戸の人口の増殖すると、且つ各人就中御婦人連は蔓翁よりも、唐茄子よりも、最とも芝居と好まるゝが故ぞうし、

婦人の芝居と好みは男子の角力と好みよりも、寧ろ利益ありて其猥りうはしき節々と除き去れば、天晴れ一部勸善懲惡の活歴史、眼に文字なき人なきには、又と類なき好き懲さみにして、前日より衣裳の穿鑿髮飾りの新調、ソレ下駄よ、ヤレと傘よと騒ぎ廻はり、常には四ツ時(十時)近くに至らざれば、床と出でざる寝坊の細君も、まだ鴉の啼うぬ先さうら眼と覺まして、ヨレ三よ、モ一起きても宜ろしいよ、ナドと御託宣とさりらるゝは御無理ならぬぞ、芝居と好みの極、俳優と好み、母と娘と相對して、私は誰が好いと、私しは彼れが最負との、耻のしげもなく語りあひ、

時々は俳優の爲に血道と上げ、潔白の生娘にして求めて自のら疵物となり、或は主ある新婦にして、縁家先きとオシャンとなるり、其例世上に少なからず、其二番目の狂言には、身の向方に當惑して、橋のら身と投げ死に損てない、汚名々々と耻面晒らして、世の狂言作者に世話物の好材料と與ふるなきは、實とに賞むべきことにあらざる也、それに就いて近頃可笑しき話あり、近時成駒屋福助の人氣、都鄙ふ鳴り渡り、新造年増も乳母も後家も、夢中になつて評判とする、ぶ轉婆者の多き時節に生憎成福は多病にて、一時最も重もく、其命旦夕に迫まれりと噂さする矢先へ、何所で聞いたう十四五歳なる股ぐらの邊りはまだ寝小便臭さき小ベンチヤク娘が、自分の門口へ遽はたゞしく駆け込んで、大聲上げて泣き出しながら、「ワーワーふッのさん、大變が起りましたワ」。母は驚いて飛び出し、大變とは何事が起つた、西郷隆盛が謀反とやらと起しでもしたう、又は來島恒喜とやらが爆裂弾でも投げつけたう、イ、エ其様なことを

こるではない、成駒屋の福チヤンが死んだトセリーマー此兒は何と謂ふのと思へば、馬鹿々々しい福助が死んだつて宜いではないうアレマーフツラさんは勿体ないそんなとどおツしやつては、口が曲りますヨ、福チヤンが死ねば私しも冥途とやらへ着いて往きたい、ソレナノに、私しの衣裳は皆ンなふ爺さんが先月の末に質に入れて極樂の道中着が何にもない、ワーチー真に福チヤンに代つてお爺さんが死ねばよいのにワ、とはれば一般好劇と云ふよりはイッソのこと俳優狂といふべき娘達の有様なり、是れも又江戸の盛時以來の悪風俗なるも、其俳優と云ひ、芝居といひ、此位に熱心にもてはやさるゝが故に、随つて其繁昌も想いやるべきなり。

これは大に餘計なる岐道の方へ踏み込んで、肝心の芝居が忽のせになりたり、歌舞伎狂言の段を盛んに行はるゝにつれて、近松門左衛門なる有名の狂言作者出で、多くの新狂言と脚色すると同時に、當時の名人舟風と一變して、今日に行はるゝ演劇とはなれるなり。

中頃に於て、芝居舞臺の大なるものは、皆淺艸の猿若町に移り、一丁目にあると中村座、二丁目にあると市村座、三町目にあると森田座と呼び、此外の小なるものは、中島座(蝦殻町)喜昇座(久松町)春木座(本郷)柳座(四ツ谷森本座(芝)赤城座(赤城下)柳盛座(向柳原等ありて、興行の役割は辻々に飘へり狂言の繪ビラは床屋湯屋に掲げられ、四季時として興行あらざることなく、而して其大入りなる當り狂言に至ては、一戲題と以て一百日と通じて興行すること少なうらずといふ、同一狂言と繰り返して五六遍も見る痴漢もあるまじきふ、其如此きは亦以て、江戸の繁昌と知るべき也。

江戸時代の芝居は大抵明け六ツ(午前六時)に初まりて、暮六ツ(午後六時)に終ると常式とし、東方瀬やく白らみ渡りて、朝暉未だ昇らざる間に既

に鼓の聲は天に震ひ、笛の音は地に響きて、三番叟の曲と演し、次で各座其ふ家の藝と演す、之と脇狂言と呼び、中村座は酒呑童子、市村座は七福神舞、森田座は猩々舞にして、此三番叟及ふ家狂言の二齣と演したる後、初めて本狂言に取り掛るが故に、之と三立みたたけ目と呼ぶものなるに、近年は脇狂言と爲すことと廢して、初めより本狂言に掛る故三立みたたけ目の名は存するも、年若き人々には何のことやら、譯が分らぬこと、なれり。脇狂言終るの頃、旭日漸やく昇りて招牌に映し、燐燐灼燐として人目を射る、此時觀客四方より集まり、轄に駕るものあり、徒步するものあり、供と連れ者あり、小兒と懐ろにするあり、尻の大なる臼の如きものあり、腰の細き柳の如き者あり、長簪帶刀の御武家もあれば、腕に俱利伽羅と彫りつけたる魚河岸の兄イもあり、貴賤歎至、老若幅輶し、人と以て山と築き、人と以て海と湧うし、木戸の鼠戸之が爲に閉るに暇あらず、東西の棟敷も之が爲に撓んで掛けんとす、平土間高土間棟敷鶴より、向棟敷聲

棟敷に至るまで、人と以て鮭と押したるが如く、烟草盆の量き場に苦るしんで、竹の節と輪切りにして、之と代用するも、時に火薬と飛ばして生命よりも貴重する、晴れ若の衣裳に焼け穴と明けらるゝ者あれば、忽ち又主なきスカシ屁臭ひ來りて、幾多の人々の鼻の穴と塞がしむるあり、其混雜之に止まらず、時に觀客中に喧嘩と生じて、仲人彌次馬連其間に加はり、向ふ鉢巻諸肌ぬき、握り拳と振り廻はすことあるも、のゝる場合には必ず顔役の飛び來りて、双方と取り組め、亂拳霰の如くに下る中にも、立ち入りて之と制する得意とするものありて、忽ちにして收まり戯曲既に初まれば、皆眼睛と舞臺の上に注いで餘念なく、其熱心なる者は涙と流し、涎と垂らして、自ら禁することの出來ぬ人多きなり、在昔役者と指して河原乞食と稱し、穢多非人の徒の如く、呼んで通常人中に並ばせることと嫌ふが如き風ありしと雖も、これは唯だ其表面のことにして、其實は芝居と好むこと、上は双刀の接待より、下は半天前

垂の百姓町人に至るまで、借金と質に置ても之と見んと欲すれば、況してや其奥方ふ姫様御新造様ふ神さんふ娘さまに至るまで、何れも最貧の役者あらざるなく、之と尊崇ること氏神よりも甚はだしく、若しも芝居の興行中、舞臺の上より簪と投げ、又は鼻紙と棄てるが如きことありて、之と拾ふときは守り袋の内に貯ひて、一生肌身と離さる者も多きが故に、役者の威權は甚ばだ廣大にして、其給金の如きも、所謂千兩役者となし、いられ、名代以上の達者に至れば、實に其頃にてさへも、其位の取入はありしといふ、ソレも其はづ我國にてこそ、役者と河原ものなき賤しみたれ、毛唐人の隊長なる清の康熙帝は人間の世の中で、天地間の一大劇場なりと謂はれたり、ナルほど悟つて見れば、そくなものにて、蘇我の人鹿や弓削の道鏡相馬將門北條高時等の如き惡がたもあれば、大職官鎌足、和氣の清麻呂、小松内府重盛、楠中將正成等の如き、和事師もあり、大鹽平八郎、西郷隆盛等の如き荒事師もあれば、清少納言、紫式

部の如き、女形もありて、生且淨丑の役者具さに備はり、日月と以て燈となし、江海と以て油となし、風雷と鼓板に擬して演し出す無類壯大的の絶好演劇、一齣終れば一齣代り出で、或は炮煙彈雨の修羅場となり、或は四海泰平の御殿場となり、時として一個の政權と二人りで争ふ源平二氏、又は新田足利若くは山名細川の翰當てとなる忠臣うと見し西郷南洲翁の逆臣となるもあれば、世人一般に憎くまれて、終に血と以て櫻田の雪と染めたる、井伊直弼は實に我國開國の主唱者にて、先見卓群の大政治家なりと唱へらるゝに至るが如き、變化万千得て端倪すべからず、成田屋音羽屋の腕前と以てするも、斯は今までに巧みなる變化の妙は、仲々之を見物する全國の人々も、亦其芝居役者の一人にて、誰れも々々も重きう輕きう、何れ一と役は勤とめ居り、馬の脚となるう波の下の騒ぎ連となるが如きは、意苦地なき人なり、大臣宰相と爲ても尙ほ役不足と云ふ者

は大達者なり、此活演劇の内に居て、自らも芝居の一部分と爲しながら、芝居專業の役者と賤しむなど、は、眼孔少さきとや謂はん、見識隘ましとや謂はん、あゝる脣の穴の少さき連中は、ともに芝居の妙味と語るに足らざるなり、余はこれより眞の粹子通客識見家のみに江戸役者中の大達者、代々名題の家柄のみ、二三家の系図と説てふ慰さみに供すべし、

市川家略譜

人若し梨園社會に於て、最とも久しく名家となり、其技藝の絶好なるが上に、其品行も方正にして、他の貪婪なる男地獄者流の如く、御殿女中の玩物と爲らず、又未亡人の氣安すめと説くことなく、常に斬新の趣向と案出して、興行主の懷中と温ためしむるのみならず、家に得意の狂言と有して、宛然として歌舞伎社會の大統領と以て目せらるゝ者は誰そと問はゞ、万口一聲に、成田屋の市川團十郎と推すなるべし、惟ふに他の俳優にして一家と爲し、絶代の妙技と顯はせる者少なしとせず、尾上菊五郎、中村仲蔵、尾上八百藏、岩井半四郎、阪東家橘、關三十郎、澤村田之助等の徒、皆特殊に伎倆と有したりと雖も、或是一代にして其家と絶ち、或は二三代にして其家名と落とし、永がく千兩役者の地位と占めて、二百數十年十代の間、終始渝はるゝことなき市川團十郎家の如き者は、亦あることをあきなり、況んや其家特有の狂言に富み、且つ代々品行方正にして、淫鄙治嬌の社會に居り、婦人女子と顧客として、而のも其行為と汚うるゝ者、此一家の外に少なし、今一家の系譜と探ぐるに實に左の如し、

元祖の市川團十郎は、徳川氏五代將軍家綱の治世に、始めて其家と歌舞妓場に起す、其祖先は曾て甲斐國市川村に住せしの、後故ありて下總國佐倉村に移り、郷士となりて氏と堀越と稱したる者にして、後年十歳といへる者にいたりて、都會の繁華と暮たひ、其弟に家と譲り、慶安のころ江戸に來り、和泉町に住す、此十歳万治三年の春男子と舉く、時に十歳の

友に唐犬十右衛門といへる侠客あり、其出産と祝し、幼名を海老藏と名づけたり、當時十右衛門より海老と號きたる掛物と贈りしと云ふ。海老藏幼きときより伎藝と好み戯場に入りて名を市川段十郎と改し、延寶元年中村座にて「四王稚立」といふ狂言に、十四歳にして紅粉と以て總角となり、荒事といへる事と始めて、大に喝采と博し、評判全國に噴々たり。其家に先祖より傳はりたる三本の太刀あり、これにうだとうて狂言太刀と称へ、これと舞臺にて帶ぶ、今にいたるまで「暫」の狂言に三本の太刀と帶ぶるは此例によるなり。延寶三年三月に木挽町山村座に於て「勝闘譽曾我」の狂言に段十郎は曾我五郎時宗とつむ是れ五郎の始めなり。同八年不破伴左衛門と勉め又貞享元年鳴神土人と勉む、不破鳴神と扮する。是れと始めとす。元祿六年始めて京都にのぼり、四條の芝居へ出勤し、而して此時より段十郎の文字と團十郎と改む。京都にあるとき俳人准本才麻呂の門に入りて俳諧とまなび俳名と才牛といふ。是れ役者の俳名

をつくる始なり。同十年京都より江戸に歸り、中村座の大福帳參會名籍屋の狂言に「暫く」とつとむ是れ暫の始めなり。此外當り藝甚た多し。寶永十七年市村座にて「星合十二段」の狂言中團十郎は舞臺に於て杉山半六といふものゝために刺されて死す。享年四十五歳なり。芝増上寺山内常照院へ葬る戒名と門譽入室覺榮居士といふ。

二代目市川團十郎は、元祖才牛の子にして、幼より技藝に利發の評判萬有く、幼名を九藏といふ。元祿十年十歳にて初めて舞臺に出づ。是れでは乎役といふものなれりしり。此時より始めて出づ。寶永元年十七歳にて父におくれ、中陰中六月まで出勤と休み、七月より名を二代目市川團十郎と改め、木挽町なる山村座へ出勤す。此の時宮崎傳吉なる者の引合せにて父の追善の口上と述べ、見物は皆袖とねらざる者なれりしと云ふ。これより團十郎は下總國成田山の不動へ祈願とのけ、あまねく世界に名をあげんと請ふと度なり。此後十年を経る間に、其名全國

のみならず遠く支那朝鮮まで傳はりしと偏に不動の利益なりとて是より其家名と成田屋と稱し、其後代々皆な成田屋と號す。正徳三年山村座にて花館受護櫻に花川戸助六とつとめ、古今稀なる大入を得たり、而して是れ助六の始めなり。享保三年森田座の春狂言に「若縁勢曾我」にて初めて「ういらう賣」とつとめ、又同十四年中村座の「惠方曾我」の狂言に矢の根五郎とつとめ、いづれも稀世の大當りにて「ういらう賣」矢の根とともに其家の謡となる。同二十年名と海老藏と改ため、俳名と柏越といふ、是より前は俳名と三升といへしなり、寛保三年大阪佐渡島座へ上り、鳴神上人及び毛貫彈正の二役と勤め、非常の大出來にて、翌年六月まで二百百余日つとめつきしといふ、其後江戸に歸り、寶曆八年一世一代に矢の根五郎とつとり、此歳九月七十一歳にて卒す。芝増上寺中常照院に葬る、戒名と法譽柏越隨性居士といふ。

三代目の市川團十郎は、二代目の養子にして、實は下總佐倉の產なり或

はいふ、二代目の門人三升屋助十郎の子、幼名と升五郎といふ、二代目團十郎の養子となり、享保十二年七歳の時初て舞臺へ出で、楠正行の役と勤む、當時正成は父柏越之とつとめ、櫻井の驛にて卷物と譲る趣向大當りなり、それより寛保三年父ともに大阪佐渡島座へのぼりしが、故ありて同年の冬、父に別れてひとり江戸へ歸り、翌延享元年二月廿一歳にて卒す、父柏越これと聞き大坂より哀悼の俳句と江戸へ送れり、其句にいはく、「梅ちるや三年飼ふたきりぎりそ戒名と隨譽應信士といふ。

四代目の市川團十郎も、亦二代目の養子にして、實は元祖松本幸四郎の子なり、初め松本七歳といひ、後に二代目團十郎の聲となる、享保五年初舞臺より評判よく、同二十年二代目松本幸四郎と改め、公曉の役に大當りと得、元文五年には實惡の巻頭となり、久米の平内佐々木巖流、工藤祐經、斧定九郎、熊坂長範等いづれも大出來なり、寶曆四年二代目團十郎の

養子となり、四代目と相續して團十郎と改む、此時岡崎惡四郎にてしばらくの出來、大當りなり、當初の松本幸四郎の本名はこの時より息子幸藏に譲り、三代目幸四郎と呼ばしむ、其後いろへつとめし中にも、將門油屋七平治、土左衛門傳吉、河津三郎、碁盤忠信、寺岡平右衛門、景清等尤も評判高し、明和九年其の名と改ため實子幸四郎(三代目)として五代目團十郎の名と嗣ぐせ其身は後またもとの幸四郎に復る安永五年松王丸と茶の湯景清の一世一代とつとめて舞臺と退く、後深川木場へ隠居し、風月と玩ひて戯みとなす、世に木場の観玉といふは是れなり、同九年三月死す享年六十八戒名は廟譽悟粒隨念法子といふ、

五代目の市川團十郎は即ち四代目市川團十郎(即ち二代目松本四郎)の實子にして、既に前にも説けるがごとく、其幼名と松本幸藏といふ、而して幸藏は寶暦四年初め御目見得となし、同年の冬、父の名とつき幸四郎(三代目)と改む、明和七年五代目團十郎と相續して、團十郎と改め熊井

太郎にて初めてしばらくとつとめ評判甚だ高く、寛政元年市村座にて「懇便假名書曾我」に倣正坊實は景清と扮し、五郎時致に鞍馬山印下の巻とわたす所評判甚だ高のりし、又た二番目狂言に荒五郎茂平にて江戸町づくしのせりふも大當りなり、これより當り藝はなはだ多し、同三年市村座にて「金めつき源家の角鋒」に濫谷王丸にて「暫くとつとめ、此時子息海老藏へ家名とやづり、其身は鰐藏と改名し、俳名と白猿といふ、此とき詠める狂歌に、

鰐藏も團十郎も世に馴れんづらぬの數も人にまわせてとて當時世上の人口に喰えり、此時舞臺にての口上に「祖父親ハ海老藏の文字とつけましたが、私は鰐はさこ鰐の文字と用ゐます、又祖父以來俳名は柏庭でございましたれども、私は白い猿と書いて白猿と申します、此意は名人上手に毛が三筋足らぬとアす義でござると披露し且其當時改名の披露の爲によめる俳句に、

毛が三すぢ上手に足らす筈さむし

と口吟せり、同四年河原崎座の顔見世に長崎勘解由左衛門の役に大當りと
得翌年幡隨院長兵衛も亦大當りなり、同八年都座にて清和二代大寄源氏

の狂言に一世一代として碓井貞光とつとむ此の時五十六歳なり之れ
より牛島須崎村に閑居し其名を七左衛門と改む其舞納めの狂歌に

惜まるゝときちりてこそ世の中のはなも花なれ鼻もはななれ

此後寛政十年中村勘三郎及び六代目半四郎しばく白猿の閑居へた
すね來り、再勤と請へとも毫も承引せざりければ、兩人はせんすべなく
して、しるらは興行中口上とのみ述べよと依頼し、之より三十日間毎日
口上と述べ、且つ即吟の狂歌一首づゝと詠みしに、其評判たゞくして稀
れなる大入なり、翌年五月伴團十郎(六代旦父)に先だつて身まうりしる
ば、愁傷限りなく、衆の勧告によりて、先祖の百年忌と幼年なる孫の海老藏
と七代目團十郎と改名せしむるにつき其披露と兼ね三十日間市村座

の顔見世狂言に出勤し生茂浪溶渦の狂言に廻國の修行者覺善實は大
友山主となり、狐と刺し殻ろしながらせり出しにて現はるゝ所空前絶
後の壯觀なりと稱せらるゝ此より後亦享和二年に至り、當時の河原崎座
は、市川家元祖の柏庭の爲に、伯母の血統なる關係あると以て、其の切な
る出勤の請と無下に謝絶すること能はずして、遂にこれにも出勤する
の約束整ひぬ名歌徳三升玉垣の狂言に於て、般若五郎に扮し得意なる
暫くの出は覺へず人々として絶技と叫ばしめたり、而して當時又修行
者蟠龍其實は大友黒主と勤とめ、市川家代々吉例なる所の六部の打扮
は其評判全國に鳴り渡り聲價益ます高うゝりければ斯うる名優と退
隠せしめて舞臺の上に影と隠くすと惜しみ同座は尙ほ引き續き出勤
と請ふて止ます、白猿も亦其請の切なるに絆され、拒むこと能はず、遂
に其翌年の同座の春狂言にも出勤することなれり、而して其時の狂
言は初紋日粉飾曾我にて、白猿は即はち工藤左衛門祐經の役と勤め對